

2026年度

学生生活ガイドブック



大阪観光大学
Osaka University of Tourism

2026年度

学生生活ガイドブック

2026年度 学年暦

夏期休暇: 8月7日(金)～9月24日(木)

冬期休暇: 12月26日(土)～1月5日(火)

春期休暇: 2月4日(木)～3月31日(水)

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			入学式	オリエンテーション	オリエンテーション	
5	6	7	8	9	10	11
	健康診断	オリエンテーション	前期授業開始			
12	13	14	15	16	17	18
			前期学費締切			
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	
			昭和の日			

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			11	12	13	14
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
	海の日			補講日	補講日	
	授業実施					
26	27	28	29	30	31	
			9月卒業対象卒業論文提出締切	定期試験	定期試験	

10月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
	スポーツの日			後期学費締切		
	授業実施					
18	19	20	21	22	23	24
				履修登録抹消日	履修登録抹消日	
25	26	27	28	29	30	31
					文化交流祭	(大学祭)

1月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					元日	閉門
3	4	5	6	7	8	9
	閉門	学生冬期休暇終了	授業再開			
10	11	12	13	14	15	16
	成人の日					
17	18	19	20	21	22	23
			卒論発表	補講日	補講日	
24	25	26	27	28	29	30
				定期試験	定期試験	定期試験
31						

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					4	
3	4	5	6	7	8	9
	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日		
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
	履修登録抹消日	履修登録抹消日				
24	25	26	27	28	29	30
			学外イベント			
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
	定期試験	定期試験	定期試験	定期試験	学生夏期休暇開始	
9	10	11	12	13	14	15
		山の日	閉門	閉門	閉門	閉門
16	17	18	19	20	21	22
		成績入力締切		追試験	成績公開	
23	24	25	26	27	28	29
	追試験			再試験申請	再試験申請	
	成績締切			成績履修申請	成績履修申請	
30	31					
			8月7日～9月4日	集中講義期間		

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
	(大学祭)	文化の日				
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
	勤労感謝の日					
	授業実施					
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
	定期試験	定期試験	定期試験	学生春期休暇開始		
7	8	9	10	11	12	13
	追試験	成績入力締切		建国記念の日	成績公開	
		追試験		追試験	成績締切	
14	15	16	17	18	19	20
		再試験申請	再試験申請			
21	22	23	24	25	26	27
		天皇誕生日				
28						
	2月4日～26日	集中講義期間				

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		再試験	前期卒業判定			
6	7	8	9	10	11	12
	履修登録変更日	履修登録変更日				
13	14	15	16	17	18	19
		履修登録再変更日				
20	21	22	23	24	25	26
	敬老の日	国民の休日	秋分の日	前期終了	後期授業	
				学生夏期休暇終了	開始	
27	28	29	30	31		
	8月7日～9月4日	集中講義期間				

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
		就職EXPO				
13	14	15	16	17	18	19
					卒業論文提出締切	
20	21	22	23	24	25	26
		創立記念日				学生冬期
						休暇開始
27	28	29	30	31		
	閉門	閉門	閉門	閉門		

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
			後期卒業判定			
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
				卒業式		
21	22	23	24	25	26	27
	春分の日	振替休日	履修登録日	履修登録日		
28	29	30	31			
			後期終了			
			学生春期休暇終了			

大阪観光大学発着バス

2026年4月1日改正



南海ウイングバスが大阪観光大学と最寄り駅間のバスを運行しています。
行先表示案内が「大阪観光大学」であることを確認し、乗り間違いないように注意してください。

【大阪観光大学の学生】

泉佐野駅⇄大学間片道200円、日根野駅⇄大学間片道100円を、降車時に現金で支払ってください。

- *注意①* 日根野駅から乗る人は必ず「整理券」を取り、降りるときに運賃と一緒に運賃箱へ入れてください。整理券がない場合、泉佐野駅からの運賃(200円)が請求されます。
- *注意②* ICカード乗車の場合、一般利用料金の請求になるので、現金を準備してください。
(一般利用料金: 泉佐野駅⇄大学間片道320円/日根野駅⇄大学間片道190円)

スクールバス(授業ダイヤ・別科ダイヤ)月～金

(注)別科ダイヤ期間はすべて1台運行

大 学 行			
	泉佐野発	日根野発	大学着
1	8:15	8:27	8:35
2	8:50(2台運行)	9:02(3台運行)	9:10
3	10:23	10:35	10:43
4	11:23	11:35	11:43
5	12:55	13:07	13:15
6	14:33	14:45	14:53

(注)別科ダイヤ期間はすべて1台運行

大 学 発			
	大学発	日根野着	泉佐野着
	11:03	11:11	11:23
	12:35	12:43	12:55
	15:03	15:11	15:23
	16:40(2台運行)	16:48(2台運行)	17:00
	17:30	17:38	17:50
	18:30	18:38	18:50

スクールバス(試験ダイヤ)月～金

大 学 行			
	泉佐野発	日根野発	大学着
1	8:15	8:27	8:35
2	8:50	9:02(2台運行)	9:10
3	10:20	10:32	10:40
4	11:05	11:17	11:25
5	12:40	12:52	13:00
6	14:20	14:32	14:40
7	16:00	16:12	16:20

大 学 発			
	大学発	日根野着	泉佐野着
	10:45	10:53	11:05
	12:20	12:28	12:40
	13:05	13:13	13:25
	14:45	14:53	15:05
	16:25	16:33	16:45
	17:15	17:23	17:35
	18:00	18:08	18:20

スクールバスダイヤ(休暇ダイヤ)月～金

大 学 行			
	泉佐野発	日根野発	大学着
1	8:15	8:27	8:35
2	8:50	9:02	9:10
3	10:23	10:35	10:43
4	12:55	13:07	13:15
5	15:23	15:35	15:43

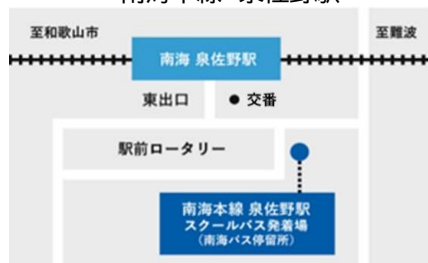
大 学 発			
	大学発	日根野着	泉佐野着
	12:35	12:43	12:55
	15:03	15:11	15:23
	16:40	16:48	17:00
	17:30	17:38	17:50

1. スクールバスは原則として月～金曜日の運行とします。土・日・祝日は、運行していません。
2. 閉門の日は、運行していません。
3. 交通事情で正確なダイヤ運行ができないことがありますので、余裕をもって登校してください。
4. バスダイヤは、都合により予告なしに変更することがあります。
5. バスダイヤ表の区分による運行日は次のとおりです。

	前 期	後 期
授業ダイヤ	4/2～7/29	9/25～10/30 11/2～12/25 1/6～1/26
試験ダイヤ	7/30～8/6 8/20, 8/21	1/27～2/3 2/8, 2/9
別科ダイヤ (但し、各便1台運行)	8/17～8/19 8/24～9/18	2/4, 2/5 2/10～3/16
休暇ダイヤ	4/1, 8/7, 8/10, 9/24	1/5 3/17～3/31

(注)大学祭等の行事の際は特別ダイヤで運行します。

< 南海本線 泉佐野駅 >



※スクールバス発着場のバス停表示はありません

< JR阪和線 日根野駅 >



目 次

I. 大阪観光大学憲章2022	
・大阪観光大学憲章	2
・3つの基本理念・3つの社会的使命	3
II. 大学校舎・事務局窓口案内	
1. 校舎配置図	6
2. 事務局取り扱い時間	14
3. 窓口業務の案内	14
4. 各種証明書・願・届出等	16
III. 学生生活案内	
1. 学籍	
(1) 学籍番号	20
(2) 学生証	20
(3) 学籍の異動	21
2. 学生生活	
(1) 通知・連絡方法	22
(2) 通学	22
・通学定期券	22
・バイク・自転車通学	22
・自動車通学	23
・学割証	23
(3) 紛失・拾得物	23
(4) 大学生としてのマナー	23
・通学マナー	23
・バス乗車マナー	23
・飲食マナー	23
・喫煙マナー	24
(5) 飲酒	24
(6) プロベーション	24
(7) インセンティブポイント	24
3. 経済生活	
(1) 学費	24
(2) 奨学金制度	25
(3) その他学資の貸与	26
(4) 国民年金への加入	27
4. 健康管理	
(1) 定期健康診断	27
(2) 在学中のケガや事故の保障—あんず総合保障制度	27

(3) 体調などで困ったら	28
・保健室 (3号館1階)	28
・学生相談室	28
(4) 麻疹 (はしか)・風疹対策	29
(5) 下宿生活	29
5. 正課外活動	
(1) 学友会	29
(2) 正課外活動団体 (クラブ・同好会)	29
6. 施設・設備の利用	30
IV. 安全な学生生活のために	
1. SNSの利用に注意しよう	34
2. 大学生活におけるさまざまな危険	36
3. ハラスメントに注意しよう	38
4. 災害発生時の注意事項	40
V. 学修にあたって	
はじめに	44
1. 単位	44
2. 授業	
(1) 2学期制 (セメスター制)	44
(2) 授業時間	44
(3) 休講	44
(4) 補講	44
(5) 出席の取扱い	44
(6) 授業態度について	45
(7) 気象警報発令時や交通機関の運休時の授業	45
(8) 公認欠席	46
(9) インターンシップ	48
(10) 海外派遣留学	48
(11) オフィスアワー	48
VI. 履修登録	
1. 履修登録の順序	
(1) 履修登録とは	50
(2) 履修登録の順序	50
2. 履修登録上の注意	
(1) 履修登録上の注意	51
(2) 単位互換	52
(3) 履修制限科目	53

VII. 試験・成績	
1. 試験	
(1) 筆記試験による定期試験	56
(2) 論文・制作物による定期試験	56
(3) 追試験	56
(4) 再試験	57
(5) 試験に関する注意事項	57
2. 成績	
(1) 成績評価	59
(2) GPA	59
VIII. 観光学部 教育課程	
2022年度以降の入学生	
1. 3つのポリシー	62
2. 2025年度以降入学生	
・授業科目	66
3. 2023年度 2024年度入学生	
・授業科目	69
4. 卒業要件	72
5. 2022年度入学生	
・授業科目	74
・卒業要件	78
2019-2021年度の入学生	
1. 3つのポリシー	80
2. 授業科目	82
3. 卒業要件	89
IX. 国際交流学部 教育課程	
2019年度以降の入学生	
1. 3つのポリシー	92
2. 授業科目	94
3. 卒業要件	100
X. 専門演習・卒業研究	103
XI. 日本語教員養成課程	106
XII. 学則及び諸規定（抜粋）	110
その他 教員一覧	153

I. 大阪観光大学憲章2022

大阪観光大学憲章 2022

(前文)

大阪観光大学の起源は、「明るく、淨く、直く」の理念を掲げ、1921年に大阪市の寺院団によって設立された明浄高等女学校に遡ります。この学校は、中等・高等教育は男子のものと考えられていた時代に、閉ざされていた門戸を女子にも開き、より高い教育を行おうとするものでした。学校法人明浄学院は、1985年に大阪明浄女子短期大学を創設し、女子教育の射程を大学に広げました。

高等教育機関への女子の進学がさらに進歩で、2000年には、新たに男女共学の4年制大学として大阪明浄大学を設置しました。ここにおいて、高等学校及び短期大学の開設による女子への高等教育の普及という当初の建学の理念は、発展的にその役割を終えたということが出来ます。

大阪明浄大学は、学部としては観光学部の創設でもありました。ここで本学の基本理念は、観光人材の育成のための観光教育の発展に大きく舵を切ることになりました。上述のような女子教育を旨とする建学は、時代における先進性を示すものでしたが、観光学部の創設もまた、「観光立国」への流れをいち早く受け止めた改組でした。2006年には大学の名称そのものも大阪観光大学に変更し、高等教育機関としての目的を、観光学と観光教育の発展におくことを鮮明にしました。大学名に観光を冠する日本で最初の大学の誕生です（2009年大阪明浄女子短期大学廃止）。2013年には観光教育をさらに強化する視点から日本の情報を世界に発信する国際交流学部を設置しました。

こうした経緯の上にさらに、2022年には明浄学院高等学校の経営を外部に移管し、法人名称についても学校法人大阪観光大学とすることにより、名実ともに観光学と観光教育の発展に目的を特化した高等教育機関としての社会的使命を明確にすることとしました。

大学運営のこの節目において、大阪観光大学は、女性の自由の拡大に関わる当初の建学の精神を受け継ぎつつ、自由を基本コンセプトとして、観光学と観光教育の発展に連なる大学の新たな憲章を制定しました。私たち大阪観光大学の教職員は、高等教育を担う主体として、不断の努力によって本憲章の精神を保持し発展させていく決意をここに宣言します。

自由を共に楽しみ、社会を共に生きぬく

3つの基本理念

I 「(束縛から) 自由へ」

観光は、自由な人間的生命活動としての余暇活動をリードします。その発展を、市民的人格形成の指標として捉え、観光の発展を通して束縛から解放された自由な社会の実現に寄与します。

II 「(孤立から) 共生へ」

世界中で社会的分断・暴力的紛争が多発している中で、「観光は平和へのパスポート」という国連のメッセージを旨とし、孤立と対立のない平和な共生社会の実現に貢献する道を歩みます。

III 「(浪費から) 持続へ」

観光の発展が自然生態系や地域社会の循環に悪影響を及ぼす事態が現れています。環境に優しい健全な観光の発展を通して、持続可能な社会の実現を目指します。

3つの社会的使命

I 楽しむ力と生きぬく力の養成

大阪観光大学は、現代社会の人間形成上の諸課題を深く認識し、観光と人生を楽しむ力を備えた世界市民の発展を支援すると共に、現代を生きぬく力を備えた観光業・サービス事業等に携わる職業人を養成します。

II 観光学の確立と発展

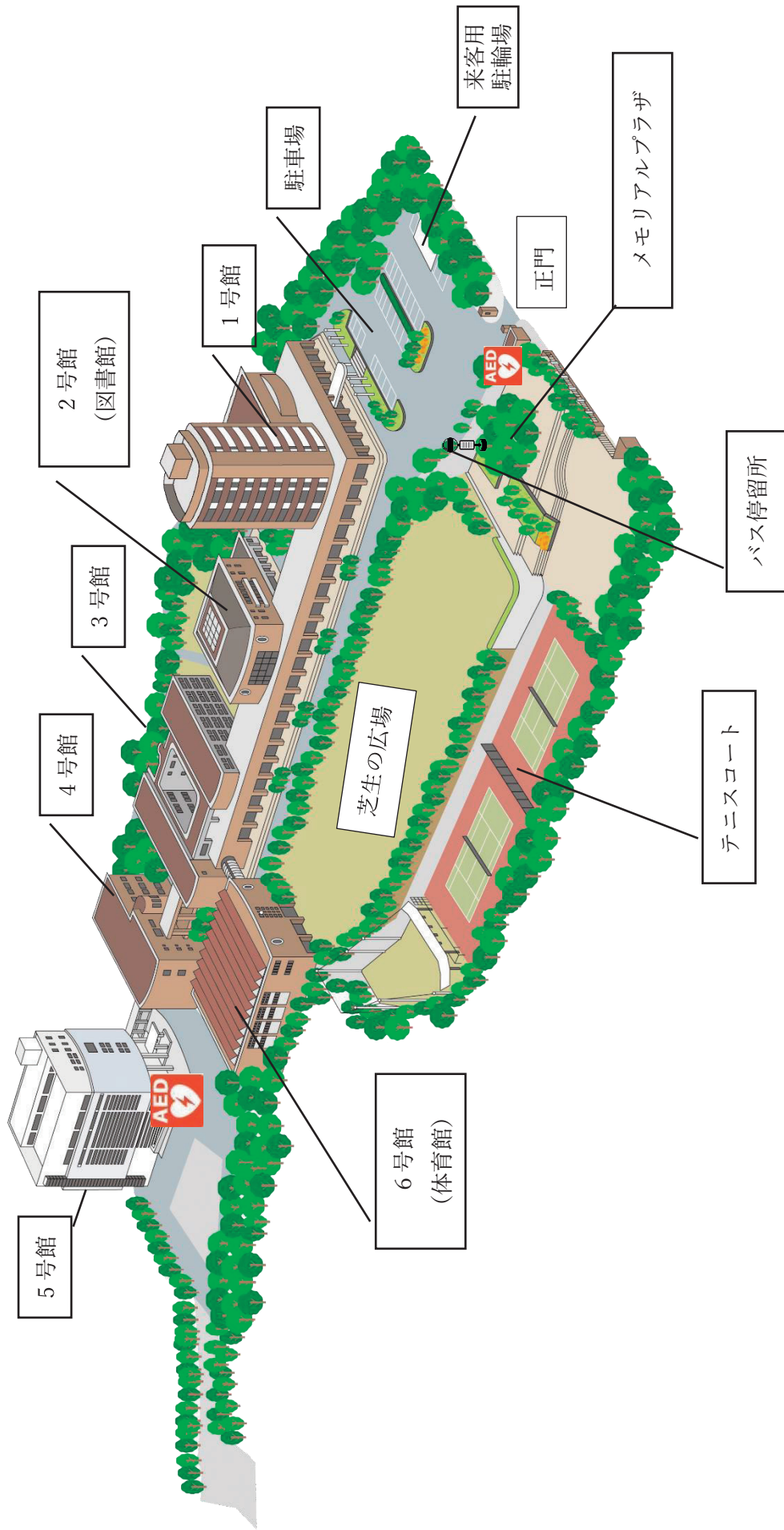
大阪観光大学は、観光がグローバル化した現代を読み解く新しい観光学を確立し、これに基づいて観光事象の過去・現在を解明し、自由で持続可能な共生社会実現への道筋を展望します。

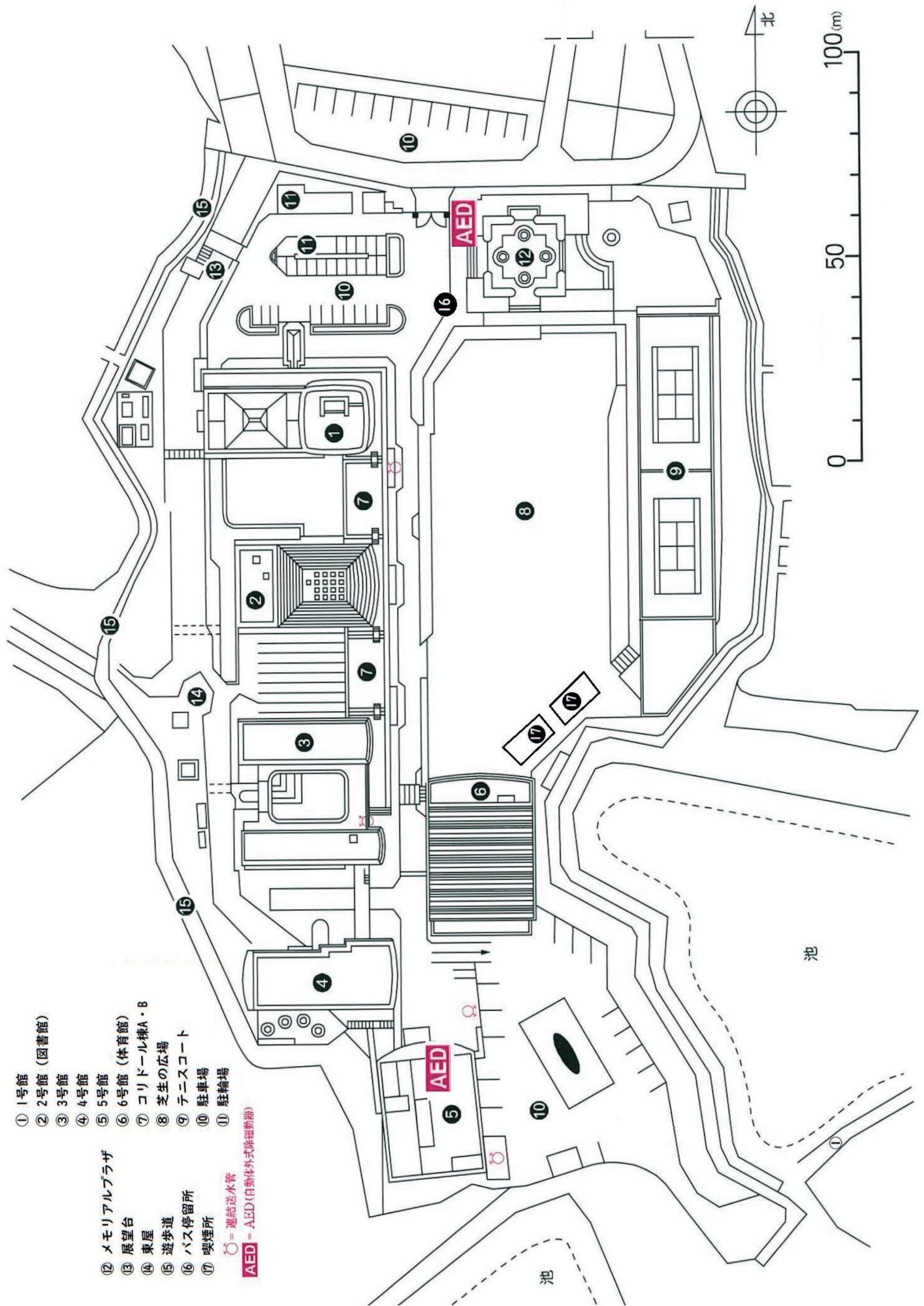
III 地域・社会への貢献

大阪観光大学は、地域・社会の方々の参画、観光事業等の実業界との連携を得て、地域に愛され世界に開かれた大学として、地域・社会への貢献を続けます。

Ⅱ. 大学校舎・事務局窓口案内

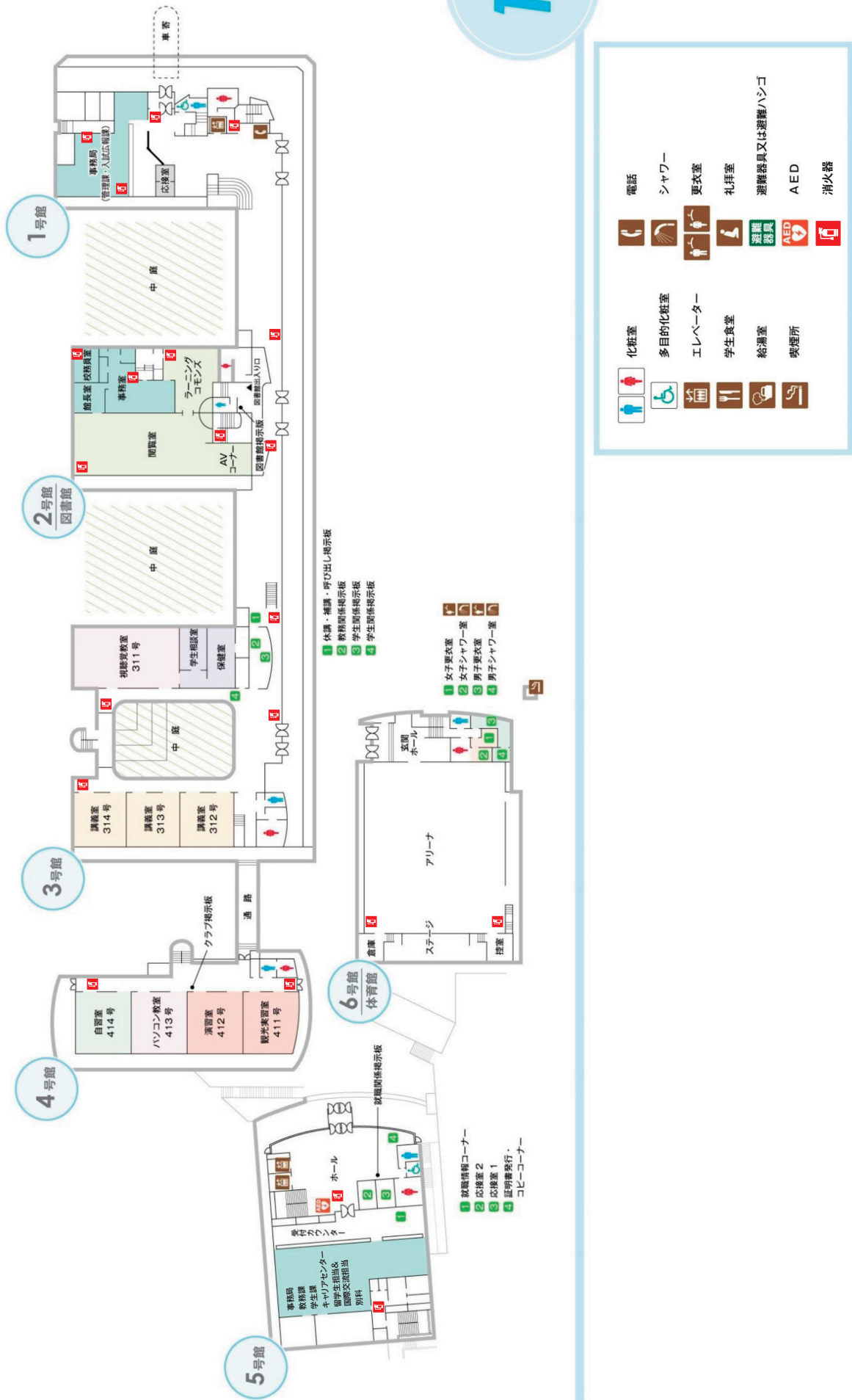
1. 校舎配置図



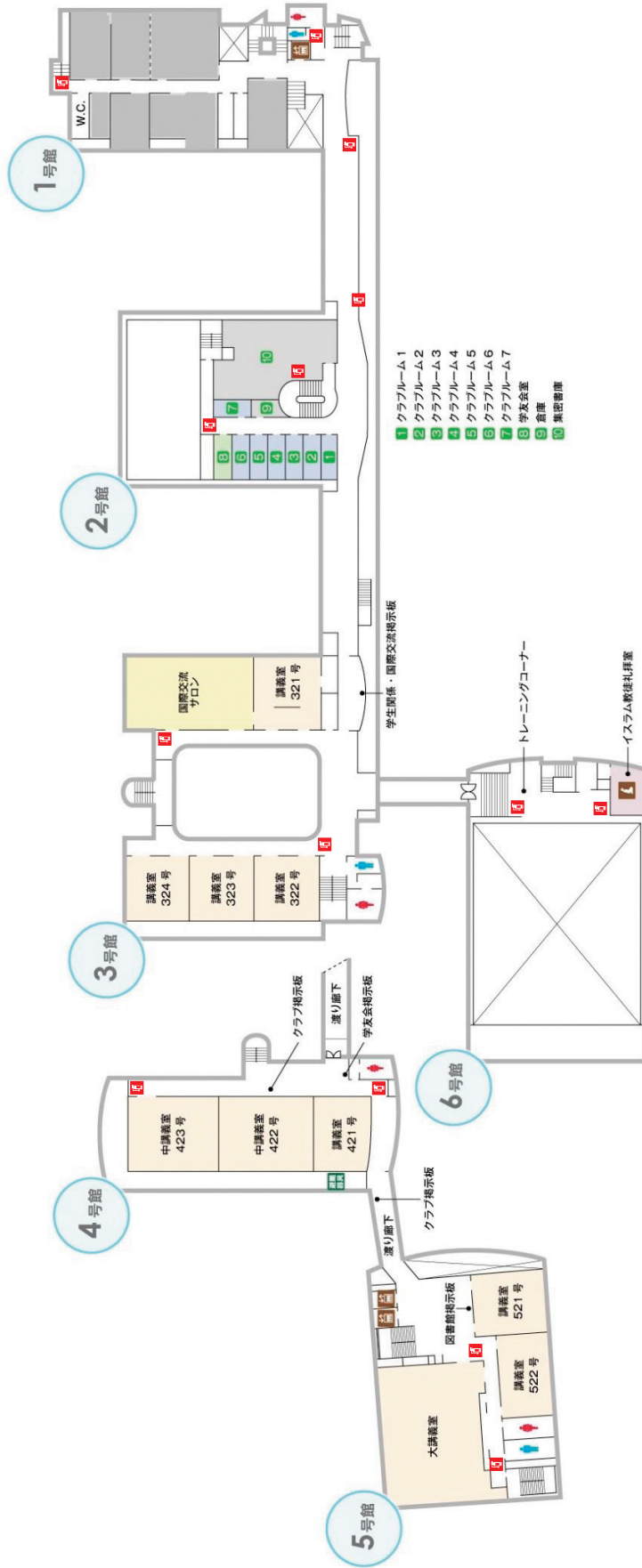


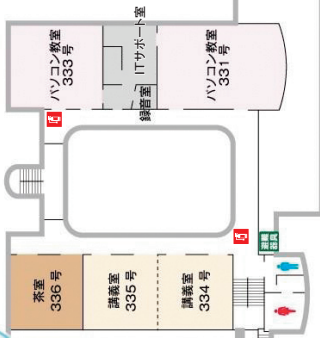
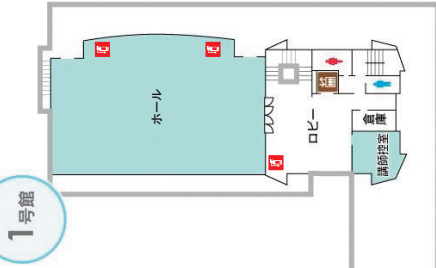
- ① 1号館
- ② 2号館 (図書館)
- ③ 3号館
- ④ 4号館
- ⑤ 5号館
- ⑥ 6号館 (体育館)
- ⑦ コリドール棟A・B
- ⑧ 芝生の広場
- ⑨ テニスコート
- ⑩ 駐車場
- ⑪ 駐輪場
- ⑫ メモリアルプラザ
- ⑬ 展望台
- ⑭ 東屋
- ⑮ 遊歩道
- ⑯ バス停留所
- ⑰ 喫煙所

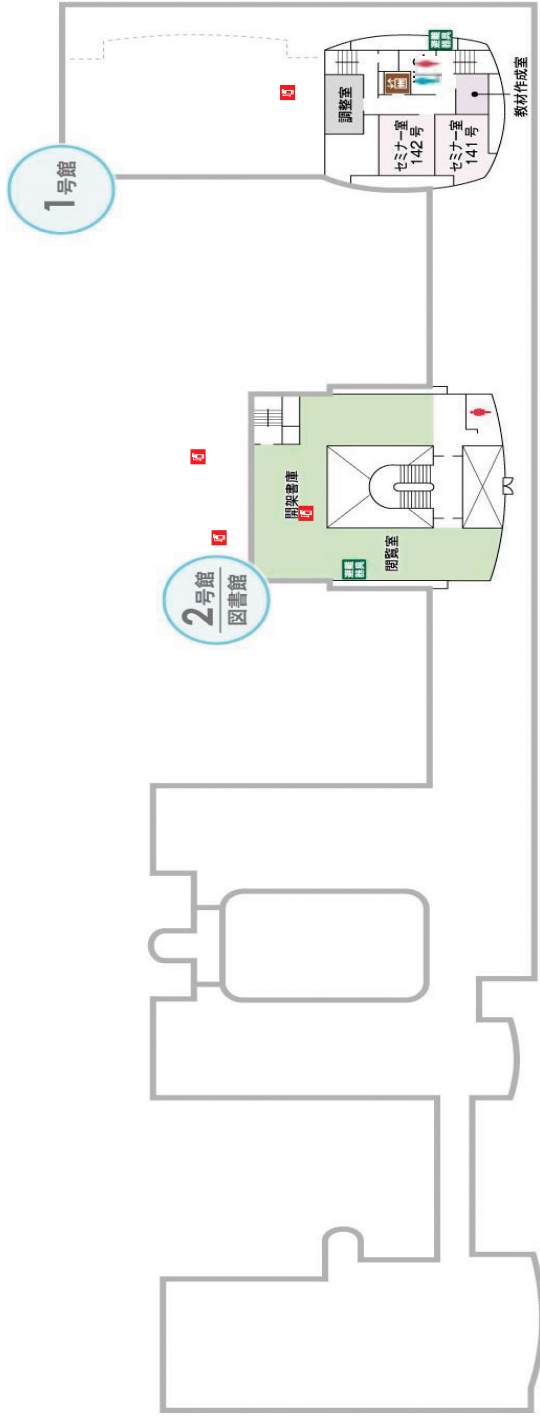
= 連結送水管
 = AED(自動体外式除細動器)



	電話		シャワー
	化粧室		更衣室
	多目的化粧室		礼拝室
	エレベーター		避難器具又は避難ハシゴ
	学生食堂		AED
	給湯室		消火器
	喫煙所		







5号館



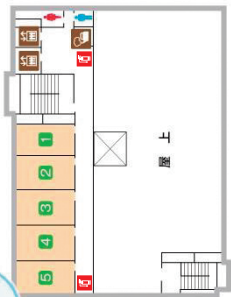
- 1 研究室 551E号
- 2 研究室 552E号
- 3 研究室 553E号
- 4 研究室 554E号
- 5 研究室 555E号
- 6 研究室 556E号
- 7 研究室 557E号
- 8 研究室 551W号
- 9 研究室 552W号
- 10 研究室 553W号
- 11 研究室 554W号
- 12 研究室 555W号

5号館



- 1 研究室 561E号
- 2 研究室 562E号
- 3 研究室 563E号
- 4 研究室 564E号
- 5 研究室 565E号
- 6 研究室 566E号
- 7 研究室 567E号
- 8 研究室 561W号
- 9 研究室 562W号
- 10 研究室 563W号
- 11 研究室 564W号
- 12 研究室 565W号

5号館



- 1 研究室 571W号
- 2 研究室 572W号
- 3 研究室 573W号
- 4 研究室 574W号
- 5 研究室 575W号

1号館



- 研究室 10課 1101 ~ 1104 展望室
- 研究室 9課 191 ~ 194
- 研究室 8課 181 ~ 185
- 研究室 7課 171 ~ 175
- 研究室 6課 161 ~ 165
- 研究室 5課 151 ~ 155
- 研究室 4課 152 · 162

5F

6F

7F

10F
5F

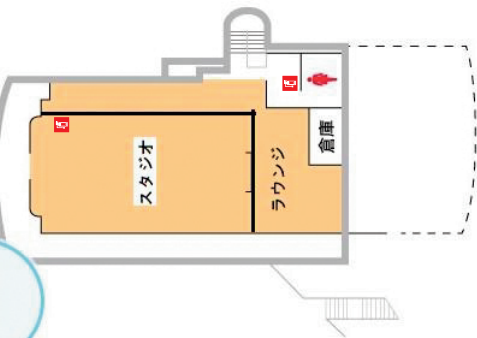
B1

- 1 クラブルーム1
- 2 クラブルーム2
- 3 クラブルーム3
- 4 クラブルーム4
- 5 倉庫

6号館

4号館

5号館



2. 事務局取り扱い時間

事務局の取り扱い時間は、次のとおりです。
手続は余裕をもって、行ってください。

月曜日～金曜日・・・午前9時～午後5時
ただし11：30～12：30の間は事務職員の休憩時間のため
十分な対応ができない場合があります。ご了承ください。

3. 窓口業務の案内

本学の窓口業務の取扱いは次のとおりです。

(1) 管理課（1号館1階）

■財務担当

- ・学費のこと。(延納・分納の相談など)

■総務担当

- ・スクールバスのこと。
- ・その他式典のこと。
- ・施設のこと。

■IT・情報システム担当

(2) 入試広報課（1号館1階）

- ・入学試験のこと。
- ・大学広報のこと。
- ・受験生の募集のこと。

(3) 教務課（5号館1階）

- ・履修のこと。
- ・授業および学内試験のこと。
- ・成績のこと。
- ・資格のこと。
- ・検定のこと。
- ・証明書のこと。
- ・忌引等公認欠席のこと。
- ・その他教務事項に関すること。

(4) 学生課（5号館1階）

■学生支援担当

- ・学生証、通学証明書および学割証明の発行のこと。
- ・休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍のこと。
- ・生活上の指導・助言。

- ・課外活動のこと。
- ・インセンティブポイントのこと。
- ・遺失物（落としもの）のこと。
- ・奨学金のこと。
- ・傷害保険・賠償保険のこと。
- ・学生の保健衛生のこと。
- ・施設・設備、器具使用のこと。
- ・アルバイトのこと。
- ・下宿の斡旋紹介のこと。
- ・証明書のこと。
- ・その他学生に関すること。

■キャリア支援担当

- ・就職指導・相談のこと。
- ・求人情報のこと。
- ・就職ガイダンス・資格講座のこと。
- ・模擬面接・模擬試験のこと。
- ・インターンシップのこと。（国内）
- ・就職状況の調査、統計のこと。
- ・就職活動に係る証明書発行のこと。
- ・留学生就労在留資格のこと。
- ・その他進路に関すること。

(5) 留学生・国際交流担当

■留学生担当

- ・留学生の出入国・在留期間更新手続、生活等のこと。
- ・前項に係る各課との連携に関すること。

■国際交流担当

- ・海外の大学、企業等との協定、提携、交流業務のこと。
- ・学生の海外留学、事前研修のこと。
- ・交換留学生等、非正規留学生のビザ申請、生活等の支援のこと。
- ・観光学研究教育センター国際交流室長との連携のこと。
- ・その他観光学研究教育センター国際交流室の諸務に関すること。
- ・学内の国際交流に関すること。

(6) 図書館（2号館）

- ・図書館の利用のこと。
- ・図書の貸出し、返却のこと。
- ・文献複写のこと。
- ・レファレンス（求める資料の手助け）のこと。
- ・他図書館との相互利用のこと。
- ・ラーニングコモンズ等の利用のこと。

4. 各種証明書・願・届出等

各種証明書・願・届出等は、以下の表のとおりです。証明書の発行は、5号館1階ロビーにある証明書発行機で発行してください。なお、学費を払っていない場合は発行できないことがあります。その他証明書および願・届出等については、各窓口申し出てください。

* 「電子マネー決済」と「QR決済」が利用できます。

(1) 証明書関係

種 類	手 数 料 (1通につき)	取扱窓口	注 意 事 項
卒業証明書 卒業見込証明書 成績証明書	210円 210円 210円	証明書発行機 (教務課)	
在学証明書	210円		
健康診断証明書	210円	証明書発行機 (学生課)	
長期休暇証明書 (外国人留学生)	210円		
学割証 (学校学生生徒旅客運賃割引証)	無 料	証明書発行機 (学生課)	有効期限は、発売日から3ヶ月間。
英文 { 卒業証明書 卒業見込証明書 成績証明書 在学証明書	210円 210円 210円 210円	証明書発行機 (教務課) (学生課)	
推薦書 その他の証明書	210円 210円	証明書発行機 (各課)	
学生証 (再交付)	1,030円	証明書発行機 (学生課)	
在学期間証明書	210円	学生課	証明書発行機で“その他証明書”の申請書を購入し、学生課に提出してください。

(2) 授業・試験・資格・就職に関するもの

種 類	取扱窓口	注 意 事 項
公認欠席願	教務課	忌引きなどにより欠席する場合は、欠席理由の証明書を添え、指定の用紙で届け出ること。
仮学生証	証明書発行機 (学生課)	試験当日、学生証を忘れた場合、証明書発行機で発行すること。当日のみ有効。(手数料210円)

追試験願	教務課 左記名称の申請書を証明書発行機で出力し、それを持って教務課窓口申し出る。	当該科目の試験日より3日以内に、証明書発行機から所定の申請書を出して申し出ること。期日が過ぎた申込みは無効です。ただし、入院等の出校できない場合を除く。 (受験料 1 科目 1,030円)
各種検定試験受験料		別に掲示する。
再試験願		証明書発行機から申請書を出して、申し込むこと。(受験料 1 科目 2,060円)
コピーカード		証明書発行機から申請書を出して、申し込むこと。(1枚520円)

(3) 学生生活に関するもの

種 類	取扱窓口	注 意 事 項
休学願	学 生 課	2ヶ月以上修学できないときは、学生課から「休学願」を受け取り保証人連署のうえ願い出て許可を得ること。病気の場合は、医師の診断書が必要。
復学願		期間中にその理由が消滅したときは、学生課から「復学願」を受け取り保証人連署のうえ願い出て許可を得ること。
退学願		学生課から「退学願」を受け取り保証人連署のうえ願い出て許可を得ること。
住所・電話番号・通学経路変更届		本人の現住所や保護者、保証人の住所が変わった時は、学生課へ届け出ること。留学生は住所変更をした在留カードを学生課に届け出ること。
保護者・保証人変更届		学生課にある用紙により届け出ること。
紛失・盗難届		学生課にある用紙に紛失・盗難時の事情を詳しく記入して届け出ること。
バイク通学許可願		学生課に届け出ること。
出入国届 (外国人留学生)	留学生担当	所定の用紙に記入し届け出ること。

(4) 課外活動に関するもの

種 類	取扱窓口	注 意 事 項
クラブ入・退部届	学 生 課	各クラブの部長に届け出ること。 (クラブメールボックスへの提出可)
団体 (設立・継続・昇格) 願		学生課にある用紙により願い出て、許可を得ること。
掲示願		原則として1事項につき1枚とする。掲示責任団体・責任者名を明記する。学生課の許可印を受けてから掲示すること。
クラブ試合許可願		顧問の許可と押印を得て願い出て、許可を得ること。
合宿 (旅行) 許可願		顧問の許可と押印を得て願い出て、許可を得ること。 計画書・参加者名簿・同意書添付
集会願		学生課にある用紙により願い出て、許可を得ること。
印刷物の配布、募金署名運動の許可願		学生課にある用紙により願い出て、許可を得ること。

Ⅲ. 学生生活案内

(3) 学籍の異動

◆休学

入学後、病気その他やむを得ない理由によって2ヶ月以上修学できないときは、クラス教員に相談後、学生課に「休学願」を提出してください。また、「休学願」とともに在籍料（6ヶ月90,000円、1年180,000円）を納付してください。休学期間中は学費は必要ありません。学長の許可を得て休学することができます。

※病気・ケガの場合は診断書を添付してください。

※休学期間は1年以内とします。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長が認められます。

※外国人留学生在が休学する場合、日本国内でのアルバイト活動はできません。原則として休学期間中は母国に帰国しなければなりません。

※休学期間が終わったら自動的に復学となります。休学者が休学を続ける場合は許可された休学期間が終了する前に、学生課に連絡してください。

◆復学

休学者が休学期間中に休学理由が消滅した場合は、学生課から「復学願」を受取り、「復学願」に記入・押印のうえ、学生課に提出してください。学長の許可を得て復学することができます。

なお、この手続きがないと復学できませんので注意してください。

◆退学

病気や経済的理由により大学での修学を続けることができない、その他やむを得ない理由で退学するときは、クラス教員に相談後、学生課で「退学願」を受取り、「退学願」に記入・捺印のうえ、クラス教員に提出してください。退学しようとする者は学長の許可を受けなければなりません。退学の際には学生証を学生課に返してください。

◆再入学

本学に1年以上在学し、退学した者が再入学を希望するときは、願い出によって選考のうえ、再入学を許可することがあります。再入学希望者は、学生課に申し出をし、再入学願を提出してください。再入学に際しては、入学金（240,000円）の納付が必要となります。ただし再入学を願い出ることができる期間は、退学日から4年以内とします。

◆除籍

学費を支払わず、その督促を受けてもなおこれを支払わない場合、または休学期間を除いて、在学年数が8年を経過した場合、休学期間を超えてなお復学できない場合等は、学長が除籍を決定します。

◆復籍

学費未納により除籍された者が、復籍を希望するときは、「復籍願」を学生課で受取り、学生課に提出してください。復籍は学長の許可が必要となります。

なお、復籍に際しては、「復籍願」に復籍料（240,000円）、復籍する学期の学費を添えて、指定の期日までに提出しなければなりません。ただし、除籍となった者が復籍を願い出ることができる期間は、除籍日から1年以内とします。

※学籍異動に関しては、学生課で相談してください。

2. 学生生活

(1) 通知・連絡方法

学生への通知や連絡事項は、原則としてすべてポータルサイトやメールで行いますので、必ず1日1回はメールを確認してください。掲示内容には、レポートの提出期限、卒業要件など大切なお知らせがあります。見逃しのないよう十分注意してください。見逃しは自己責任となります。

スマートフォンや学内のパソコン教室でも掲示内容が見られますので、各自で確認してください。

(2) 通学

◆通学定期券

学生証の裏面は通学証となっており、通学区間の証明になります。通学定期券は、各駅の購入窓口にて、購入用紙に必要事項を記入し、学生証を提示して申し込んでください。

〈注意事項〉

- 通学区間は、現住所から本学までの最短区間に限ります。アルバイト等、他の目的の場合は、通学区間と認めません。
- 通学区間および路線を変更する場合は、「変更届」を学生課に提出し、大学の認印を押してもらってください。

◆バイク・自転車通学

本学では、バイク通学を許可しています。希望者は学生課に「バイク通学許可願」を届け出てください。ただし、許可の対象は2輪バイクに限定します。バイクの2人乗りは事故防止のため控えてください。バイクの大学構内での運転については、安全確認を十分に行い、必ず徐行してください。なお、発進の際は、急発進を避け、事故を起こさないよう十分注意してください。

自転車通学については、2人乗りの禁止は言うまでもなく、交通マナーを守り、安全運転を心掛けてください。

バイク、自転車で通学するときは、大学周辺の住民の方に対する迷惑行為及び危険な運転は絶対にしないでください。

バイク、自転車は必ず所定の駐輪場（正門横駐輪場）に安定した状態で駐輪し、必ず鍵をかけてください。盗難・破損・事故等の責任は大学では一切負いませんので注意してください。

駐輪場以外の場所（教室棟・芝生の広場・体育館・5号館駐車場など）には駐輪しないこと。

＜バイク・自転車通学での遵守事項＞

- ①授業、クラブ等の終了後、下校時には必ず、バイク、自転車は持ち帰ること。長時間継続して駐輪場に放置しないこと。
- ②卒業・休学・留学する場合は事前に必ず、バイク、自転車を大学構内から移動させ、放置しないこと。

学内での放置状態のバイク、自転車は廃棄等の処分をすることがあります。不用意に放置しないよう留意してください。

◆自動車通学

本学は自動車による通学を禁止しています。

しかし、一部の学生の中には、大学周辺での違法駐車、迷惑駐車をする者がいるため、住民の方からの苦情がたくさんきています。特に、近くの住宅地には、子供も多く、人身事故の危険性が高いため、大学としては事故防止と環境保全のため**自動車通学を全面的に禁止**します。自動車通学禁止のルールを破り、周辺地域に迷惑駐車をするなど、違反した学生に対しては罰則が与えられます。場合によっては懲戒処分の対象になることもあります。なお、大学の許可無く、無断で大学構内に自動車を乗り入れた場合なども同様です。

◆学割証（学生旅客運賃割引証）

学割証は、正課教育・帰省・就職活動・課外活動等の目的で、片道100kmを超えてJR等を利用する場合に使用でき、旅客運賃が2割引となります（普通乗車券のみ適用）。

◆片道有効日数

営業 km	200kmまで	400kmまで	600kmまで	800kmまで	1000kmまで	1200kmまで	1400kmまで
有効日数	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日

※往復乗車券の場合は、片道日数の2倍有効です。

(3) 紛失・拾得物

◆紛失・盗難の場合

学内で物品をなくしたり、盗難にあたりした場合は、学生課に届け出てください。

特に、学生証や免許証、キャッシュカード等をなくしたときは、悪用される恐れがあるため速やかに警察及び当該金融機関等に届け出てください。

学内で、物品を拾ったと届出があった場合は、5号館1階ロビーの**拾得ケース**に入れておきます。物品をなくした学生は、学生課へ申し出てください。

◆拾得物

落とし物を拾った場合は、学生課に届け出てください。

○拾得物は、届出から3ヶ月経過後処分します。

(4) 大学生としてのマナー

◆通学マナー

通学路については、道が狭い上に自動車の交通が多いため、横に並んで歩いたり、自転車2人乗りは危険です。通学途中での道路へのゴミ・空き缶・タバコ等のポイ捨ては絶対にしないでください。

◆バス乗車マナー

バスに乗車する時はきちんと並んで順番に乗車してください。割り込み乗車はしないでください。バスの中では携帯電話で話さないようにしてください。

◆飲食マナー

飲食は食堂・ラウンジ等決められた場所で食べてください。特別教室への飲食物の持ち込みは、コンピュータやその他機材が故障したりじゅうたんが汚れたりする可能性があるためやめてください。

また、本学が所在する熊取町では、分別収集が徹底されていますので、学内でも決められたゴミ箱に燃えるゴミ・燃えないゴミ等に分けて捨ててください。

◆喫煙マナー

喫煙は芝生広場にある喫煙所を利用し、吸い殻もきちんと吸い殻入れに捨ててください。それ以外の場所では喫煙はできません。

※喫煙ができるのは20歳からです。

(5) 飲酒

学内での飲酒は禁止です。(ノンアルコールビール等も禁止です)

20歳未満の者は飲酒禁止、また20歳未満の者に飲酒を勧めることも禁止です。

お酒を飲む・飲めないに関わらず、飲酒の強要は禁止です。

一気飲みの強要は禁止です。

酔った状態で、自動車・バイク・自転車の運転は禁止です。

同乗者は酔っている者に運転させないでください。

(6) プロベーション

プロベーションとは、学修や学生生活に問題のある学生について、反省もしくは改善を求める制度です。

訓告もしくは停学の懲戒を受けた学生には反省のため、プロベーション処分を下すことがあります。

また、訓告、停学もしくは退学になる可能性がある学生にも改善を求めるために、プロベーション処分を下すことがあります。

(7) インセンティブポイント

インセンティブポイントとは・・・

- ・正課外の学生活動を評価します(学校行事の協力・学外ボランティア参加等)
- ・学生同士の交流の活性化に向けて、学内外問わずに社会と接点を持つことで、自己実現や人間的な成長に繋がられるように協力します
- ・活動への参加により、楽しいキャンパスライフを送れるように応援します
- * 50ポイント獲得で表彰状の授与、記念品として1,000円の図書カードまたはQUOカードを贈呈します。

3. 経済生活

(1) 学費

学費は期限を守り請求書に書いてある振込口座に支払うようにしてください。

前期は4月15日まで、後期は10月15日までです。所定の期日までに学費の支払いが難しい場合、証明書発行機で学費延納・分納手数料3,000円を支払い管理課財務担当へ提出し、許可をもらってください。

- ・延納の最終納付期限は原則として、前期は5月25日まで、後期は11月25日までとします。
- ・延納による納付が困難な場合は、分納により納付することができます。分納は3分割とし、第1回・第2回の納入額は学費総額の3分の1を超える額とします。分納の最終納付期限は原則として、以下のとおりとします。

分納回数	前期	後期
第1回	4月15日	10月15日
第2回	5月25日	11月25日
第3回	6月25日	12月25日

※上記の第3回期日に学費を完納しなければ、筆記試験による定期試験を受けることができません。

※学費を期日（延納の納入期日、及び分納の各回の納入期日も含む）を経過しても完納しない場合は除籍となります。詳細はp.158「学費納入規程」を参照してください。

(2) 奨学金制度

奨学金は、経済的理由で修学が困難な学生に対して、学費の負担を軽減し、学業が継続できるように設けられた制度です。

奨学生として採用が決定すれば、採用手続、奨学金継続願等の手続きがあります。諸手続きの連絡については、掲示板やメールでお知らせしますが、手続きを怠った場合は、奨学金の振込保留または廃止等となります。また、学業成績、修学態度等の状況から奨学生としてふさわしくないと認めるときは、奨学金の停止、廃止等の処置となることがありますので、特に注意してください。

その他奨学生の身上（改氏名・休学・復学・退学・除籍等）及び住所等に変更があったときは、速やかに学生課まで届け出てください。本学で取り扱っている奨学金は次表のとおりです。

なお、日本学生支援機構では、情報閲覧サービス「スカラネット・パーソナル」を提供しており、学生本人によるインターネットでの奨学金の申込みなどを実施しています。※外国人留学生対象の奨学金については別途、外国人留学生のてびき、ポータルサイト、メール、掲示板でお知らせします。

◆奨学金の種類と内容

名称	種類	区別	金額	交付期間	募集時期
日本学生支援機構	第一種	貸与 (無利息)	自宅生 第一区分:月額38,300円 第二区分:月額25,600円 第三区分:月額12,800円 第四区分:月額9,600円 自宅外生 第一区分:月額75,800円 第二区分:月額50,600円 第三区分:月額25,300円 第四区分:月額19,000円	最短就業 年限	春に募集 第二種に ついては 応募状況 により随 時採用す る場合が あります。
			自宅生最高月額:54,000円 自宅外生最高月額:64,000円 その他月額:2万円~5万円 の中から1万円刻みで選択		
			月額:2万円~12万円の中から 1万円刻みで選択		
その他の 奨学金	地方公共団体、民間育英団体（交通遺児育英会、あしなが育英会等） については、募集の都度掲示します。				

[令和6年12月現在]

- 給付奨学金は返還の必要はありませんが、貸与の場合は各奨学金所定の方法で返還しなければなりません。
- 各奨学金については、出願資格が設けられていますので、学生課に確認してください。

◎高校在学中に日本学生支援機構の予約奨学生になっている学生は…

インターネットを利用した大学等予約採用候補者の進学届提出の受け付けを入学時に開始します。採用候補者本人が大学に入学後、「個人別パスワード」及び進学先の大学から提示される「学校別パスワード」を使用してインターネットから直接届出ることになります。

◎入学前に高校・大学等で、日本学生支援機構などの奨学金の貸与を受けていた学生は…

「在学届」を提出すれば在学中の返還が奨学金によっては、猶予されます。提出されない場合は、返還の請求や督促がきます。

日本学生支援機構

○出願資格

第一種・第二種奨学金・給付奨学金

学業に意欲があり、かつ健康であって、経済的理由により、修学困難なものに限ります。また、同機構の定める「学力基準」および「家計基準」を満たすことが条件となります。

○返 還

第一種・第二種奨学金は貸与奨学金なので、貸与終了後は返還しなければなりません。返還は、貸与終了の6ヶ月経過後から始まり、返還期間は貸与総額によって相違があります。

○奨学生の心得

- ・第一種・第二種奨学金は貸与であり、返還義務が伴います。在学中から返還の責任を自覚すること。
- ・学業に励み学内行事にも積極的に参加し学校内外において規律と秩序を重んじること。
- ・また、学生生活全般を通じて奨学生にふさわしい態度、行動を心がけること。
- ・奨学生は年に一度、奨学金継続願（適格認定）の手続が必要となります。
成績不振、出席不良、奨学生としてふさわしくない態度・行動が見られた場合は奨学金の継続が出来ない場合もあります。

(3) その他学資の貸与

◆日本政策金融公庫（国の教育ローン）

日本政策金融公庫は、全額政府出資の金融機関です。授業料などの学校納付金、下宿生活での家賃などの住居費用、教科書代、通学費用、パソコン購入費、学生の国民年金保険料など今後1年間に必要となる費用が融資の対象になっています。

対 象	学生の保護者
融 資 額	学生1名につき、350万円以内
利 率	年2.35%（令和6年11月現在）
返 済 期 間	18年以内（在学期間は元金据置）

*詳細については、次の窓口にお問い合わせください。
教育ローンコールセンター
0570-008656

(4) 国民年金への加入

国民年金は全ての公的年金の基礎となるものです。留学生も含め日本国内に住んでいる20歳から60歳までの人は、公的年金に加入することが法律で義務付けられています。学生には申請により、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。住民登録をしている市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口にお問い合わせください。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしてください。

4. 健康管理

(1) 定期健康診断

本学では、毎年4月に健康診断を実施しています。これは、病気の早期発見や健康管理を目的として行うものですから、学生の皆さんは必ず受診してください。

健康診断の結果については、受診者全員にお知らせします。

健康診断を受けなかった場合は、就職活動に必要な「健康診断証明書」が発行できません。なお、健康診断を受けなかった者は、保健所もしくは病院で大学が指定する検査項目を受診し、「健康診断証明書」を学生課に提出しなければなりません。受診料は6,000円程度掛かりますが、自己負担となります。

(2) 在学中のケガや事故の保障 あんず総合保障制度

本制度は、本学と東京海上日動火災保険(株)との開発による独自保障で、学内、通学途上はもちろん、クラブ活動、旅行、レジャーなど、学生自身の不慮の事故によるあらゆるケガを24時間保障するものです。入・通院は1日目から保障され、また、他人への賠償責任も保障されます。本制度には入学時に全員が加入することになっています。

事故に遭った場合やけがをした時は、学生課に申し出てください。

1. 傷害（入学年次により、保障内容は異なります）

急激かつ偶然な外来の事故（転倒、交通事故などの外的要因による事故）によってケガをしたとき。

通院保障・・・通院日額（800円～1,000円）×通院日数
（90日限度・事故の日からその日を含めて180日限度）

入院保障・・・入院日額 1,500円×入院日数
（事故の日からその日を含めて180日限度）

死亡保障・・・12万円～20万円

手術保障・・・入院日額の10・20または40倍

2. 賠償責任（示談交渉サービス付き）

日常生活やインターンシップ・介護等体験活動・ボランティア活動・教育実習などで他人にケガを負わせたり、他人のものを壊し法律上の賠償責任を負ったとき。

保障限度額・・・1億円（相手方の治療費等の支払いを示談成立までに支払う）

- 例 1. 友人の車に同乗中、交通事故にあい 10 日入院、その後 5 日通院した。
- 例 2. 駅の階段を踏み外し転倒、足を骨折し入院、手術をした。
- 例 3. 教育実習中やインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤操作して他人をケガさせた。
- 例 4. 冬休みにスキーに行き、スピードが出すぎて他人に衝突しケガを負わせた。
- 例 5. 自転車搭乗中、突然道を横切ってきた通行人とぶつかりケガをさせた。
- 例 6. 介護等体験活動中、入浴していた老人を持ち上げようとして誤ってケガをさせた。
- 例 7. 扶養者が交通事故で死亡した。

3. 育英費用 扶養者がケガにより死亡したときに支払われる。
育英保障・・・50 万円

(3) 体調などで困ったら

◆保健室 (3 号館 1 階)

- 学内でケガをしたり、体調が悪くなったりした時は、遠慮なく来室してください。
- 自分で歩くのも難しいときは、周囲の人に伝え、保健室への連絡をお願いしてください。
- 本学では、学校医の先生もいますので、詳しくは保健室で聞いてください。

開室時間：10：00 ～ 16：00 (昼休み：11：30 ～ 12：00)
(不在時は学生課まで申し出てください。)

◆学生相談室

日頃のさまざまな問題 (学業・生活・家庭・対人関係・進路等) に直面し、人に言えず、悩み、苦しむこともあるかもしれません。より充実した有意義な学生生活を過ごせるよう学生相談室を開設しています。学生相談室では専門のカウンセラーが悩みの相談に応じてくれます。相談内容については秘密を厳守しますので、安心して、また、気軽に相談に行ってください。

例えばこんなときに…

- どこに行って誰に相談すればよいのかわからない。
- 将来の方針や進路がわからない。
- 友達をつくりたい。
- 自分の性格がいやでたまらない。
- なんとなく誰かと話したい。
- 友達との人間関係がうまくいかない。
- なにもやる気がおこらない。
- 大学に行く気がしない。
- 夜もよく眠れない。なんとなくイライラしている。
- その他、何でも…。

＜学生相談室相談場所・日時＞

1. 場 所 : 3号館1階 保健室 隣
 2. 日 時 : 原則毎週火曜日および水曜日、10:00～17:00
 3. メールアドレス: sodan@tourism.ac.jp
- ※ 詳しくは学生課までお問い合わせください。

(4) 麻疹（はしか）・風疹（ふうしん）対策

麻疹は感染力が非常に強く、感染すると重症化することも少なくありません。麻疹と風疹の予防策はワクチンの接種が唯一の方法です。次に該当する学生は、近くの医療機関へ相談のうえ、ワクチンの接種をおすすめします。

- これまでに麻疹にかかったことがなく、ワクチン接種もしていない学生
→ 感染すると100%発病し、症状も重くなりますので、ワクチンの接種をすすめます。
- 麻疹ワクチンを接種しているが、2回目のワクチンの接種をしていない学生
→ ワクチンを接種していても年月が長期間経っている場合は免疫すなわち抗体が不十分になり、発病することも多いため、2回目のワクチン接種を受け、免疫をしっかりつけておくことをすすめます。

(5) 下宿生活

遠隔地被扶養者証を取り寄せ、身につけておいてください。（学生課で在学証明書の発行を受け、保護者の勤務先の加入保険事業所・市町村役場に申請してください。）

5. 正課外活動

大学は、学問の研究・真理の探究の場であることは言うまでもありません。しかし、大学生活の期間は、人間形成を図るために重要な期間でもあります。そのために正課活動と合わせて必要とされるのが正課外活動であり、集団生活の中で学友と共に討議し、研究し、練習し、そして時にはその成果を競うことによって自分自身の人間性を磨き、充実した学生生活を送ることができます。また、正課外活動を通じて得られる経験や友人が、なにものにも代えがたい貴重な財産になることでしょう。

(1) 学 友 会

学友会は、学生の自主活動を基本として、自治・自律性の向上を図り、学生生活をより充実したものとし、本学の学風を確立することを目的として、全学生が一体となり、組織した正課外活動の母体となる団体です。

執行委員会は、予算・決算や会則の変更等を議題とする学友会総会の運営、傘下に置かれるクラブ・同好会活動の総括、大学祭の開催、新入生歓迎会、卒業アルバムの編集等を学友会会員（全学生）の中心となり活動を行います。

(2) 正課外活動団体（クラブ・同好会）

学友会組織の傘下としてクラブ、同好会があります。

入部（会）希望者は、各クラブ・同好会に、入部（会）届を提出してください。

①掲 示

掲示物には、すべて学内団体名を記載の上、「掲示・印刷物等配布願」を学生課に提出し、許可印を得て、掲示しなければなりません。

②対外試合・合宿・旅行

学内団体が対外試合、合宿または旅行する場合は顧問の許可と署名押印をもって、許可願を少なくとも2週間前に学生課に提出し、その承認を得なければなりません。許可願には合宿（旅行）計画書および、参加者名簿・同意書を添付するものとします。

③集 会

学内において、集会をしようとするときは、所定の様式により責任者と顧問の許可と押印をもって、少なくとも、2週間前に「集会届」を学生課に提出してその承認を得なければなりません。

学外において、集会をしようとするとき、または学外の集会に団体的に参加しようとするときは、その責任者、目的、日時、場所等を明らかにして、学生課に申し出てその承認を得なければなりません。なお、特定の政治、宗教等に関する学内での集会は禁止されています。

6. 施設・設備の利用

(1) 校舎・施設・器具使用願

学校の施設・設備は、主として授業や研究等のために使用されるものですが、学生が正課外に自習したり、クラブ活動に使用したりすることも許可しています。施設・設備の利用を希望する場合は「施設・備品の使用・貸出願」を学生課に提出してください。また、備品を学外で使用する場合は「備品の学外持出願」を提出してください。使用・貸出あるいは学外持出の期間を延長したい場合は延長願の提出が必要です。詳しくは学生課に聞いてください。なお、施設・設備の使用については、ルールに従い破損しないよう十分注意して大切に使用すること。

校舎・施設・器具使用に関しては次の事柄を厳守すること

- 使用時間は、月～金曜日 午前9時～午後5時（クラブのみ午後6時）の範囲内であることを原則とする。
- 鍵は責任者が保管し、使用後は必ず鍵を閉めること。
- 最終使用者は、使用後は清掃し、備品・用具は整頓しておくこと。また、戸締り、火気の注意、消灯、窓締めなど注意点検すること。
- 学内の施設・備品等に損傷を与えた場合は、学生課に届け出ること。

(2) 6号館（体育館）

特に、体育館の使用に関しては、体育館使用規則（ルール）が定められていますので、これを守ることを。

体育館使用規則

- ① 体育館使用の優先順位は学内行事、授業、クラブ・同好会、一般学生の順とする。
- ② 体育館シューズを必ず履くこと。
- ③ 使用後は体育館内を清掃し、ゴミは残さずゴミ箱に入れ、モップがけをする。
（モップは、舞台左側の倉庫に保管）
- ④ 体育館内での飲食は禁止。
- ⑤ 備品・用具は整理し、事務局で借りた用具は決められた時間までに返却する。
（返却せずに館内に放置した者には、次回から貸し出しを禁止する。）
体育館使用時間は
月～金曜日 午前9時～午後5時（クラブのみ午後6時）
- ⑥ 体育館の使用は学生課に申し出ること。

*下校は午後7時までにしてください。それ以降の残留は、事前に学生課に「許可願」を提出してください。特別な理由と認められた場合に限り、許可します。

(3) 食堂（午前11時30分～午後2時）

- セルフサービスが原則です。食器類は各自が所定の場所へ戻し、片付けてください。
- 食堂の外または5号館1階の食券販売機で食券を買い、それと引き換えに食品を受取ってください。
食堂が混雑している時は、食事の済んだ人から速やかに退室してください。
- 食券の先買い、席とりなどはやめましょう。また食器の持出しは厳禁です。
- 食券は当日限り有効です。

(4) ラウンジ

4号館の地階に学生ラウンジがあります。軽食やお弁当の学生はこちらで食事してください。また、授業間の休憩にも利用できます。

ゴミは燃えるゴミとビン・カン・ペットボトルに分けて捨ててください。

(5) 喫煙室

芝生広場に喫煙所があります。喫煙は必ず喫煙所の中で行ってください。喫煙指定場所以外での喫煙は絶対にしないでください。

(6) 図書館

図書館には、たくさんの図書、雑誌、新聞、AV資料（DVD等）があります。
貸出しカウンター、閲覧、AV視聴、パソコン、コピー機などの各コーナーやラーニングコモンズが設置されています。

ルールとマナーを守り、図書館を有効に利用しましょう。

利用上のルールとマナー

- ▶ 図書の貸出、AV 資料（DVD 等）の視聴には、学生証が必要です。
 - ・返却期限（通常 2 週間）を守ってください。延滞した場合、延滞した日数と同じ期間貸出停止とします。
 - ・又貸しは厳禁です。
- ▶ 図書館の資料・備品類は大切に扱ってください。
 - ・汚損、破損、紛失の場合は弁償となります。
- ▶ 館内では飲食禁止。
 - ・ただし、水筒やペットボトル等フタのできるものは持込み可能です。
- ▶ 館内では携帯電話による通話禁止。
- ▶ 雑談しないように、静かにしてください。
- ▶ グループ学習やディスカッションには、ラーニングコモンズをご利用ください。
- ▶ コピー機の使用は、所蔵図書資料のコピーに限ります。

求めている資料が見つからない時、パソコン検索の方法がわからない時など、困った時は、気軽に図書館スタッフに声をかけてください。

(7) コピーコーナー

5号館1階、331、333、413、414、432教室にプリペイドカード式コピー機があります。コピー機を壊さないよう注意して使用してください。

コピーカードは証明書発行機でコピーカードの申請書を発行してください。一枚520円です。申請書を教務課に提出すると、コピーカードをもらえます。

(8) AEDの設置

正門横の守衛室および5号館1階事務局前にAEDを設置しています。

AEDを使用することにより、救急車や病院に搬送されてから治療しても間に合わない命を助けることができます。

操作方法を音声ガイドしてくれますので簡単に使用できます。

※AEDは心臓が本来のリズムを失い、血液を流すポンプ機能を失った場合、心臓に電気ショックを与えて本来のリズムに回復させる装置です。

(9) Wi-Fiの利用

全構内で自由にWi-Fiを利用できます。

IV. 安全な学生生活のために

1. SNSの利用に注意しよう 大阪観光大学 SNS ガイドライン

はじめに

Instagram、Facebook、Twitter など SNS^{※1} は、便利なコミュニケーション手段として社会に浸透しています。しかし、これらに頼りすぎ、SNS 疲れ^{※2}を招いたり、使い方のルールを間違えたことにより、知らないうちに被害者から加害者になってしまうことがあります。安全に上手に使うようこのガイドラインをよく読み、十分理解したうえで利用しましょう。

※1 SNS とは

《social networking service》個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。ソーシャルネットワーキングサービス。ソーシャルネットワーキングサイト。ソーシャルネットワークサービス。『デジタル大辞泉』（小学館）より

※2 SNS 疲れ

《SNS tired》ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やメッセージングアプリなどでのコミュニケーションによる気疲れ。長時間の利用に伴う精神的・身体的疲労のほか、自身の発言に対する反応を過剰に気にしたり、知人の発言に返答することに義務感を感じたり、企業などの SNS で見られる不特定多数の利用者からの否定的な発言や暴言に気を病んだりすることを指す。『デジタル大辞泉』（小学館）より

①パスワード、セキュリティの管理をしていますか？

他人に ID とパスワードを気軽に教えていませんか？ ID とパスワードがわかれば、あなたに成りすまして投稿される恐れがありますので注意しましょう。

また、あなたのアカウントを奪われて悪用されないようパスワードの更新を定期的に行いましょう。

②自分自身の情報の公開範囲に注意していますか？

一度ネットワーク上に公開されると完全に削除はできないと思ってください。

不用意に公開すると、成りすまし等の思わぬ被害に遭うことがあります。

公開範囲は、自分自身で設定しましょう。

また、GPS 機能のついたスマートフォンで撮影した写真を掲載すると位置情報がわかる場合があり、場所が特定されるだけでなく、空き巣などの被害に遭うこともありますので、注意しましょう。

③自分が撮影し、投稿した写真に他人の著作、作品等が写り込んでいませんか？

著作権保有者の許可がある場合を除いて、他人の著作等を掲載してはいけません。

また、大学等のロゴマーク等も無断使用してはいけません。

④掲載内容・発言は一生残ってもいい内容ですか？

ネットワーク上に掲載した内容は、不特定多数の人がアクセスできます。一度、ネットワーク上に掲載した内容は削除しても、完全に削除することは不可能です。自分の意思に関わらず拡散してしまう可能性があります。一時的な感情で投稿したり、不確

かな情報を掲載することはやめましょう。

20歳未満のたばこ・飲酒、モラルに違反する行為を撮影投稿することは、それ自体の処罰の他にネットワーク上でも批判され、個人情報流される可能性があります。

⑤責任をもって発言していますか？

ニュースなどに対する偏った考えなどは、ネットワーク上で炎上に巻き込まれてしまう場合があります。仮に匿名での投稿であったとしても調べていくと発信元を特定することができます。

自分の投稿で周囲に及ぼす影響を考えて投稿しましょう。

⑥掲載内容・発言は公表してもいい情報ですか？

大学やアルバイト先で知り得た外部に公表されていない情報は、守秘する義務があります。

公表するとサービス違反になり解雇されることもあります。不利益を与えた場合、損害賠償を求められる恐れがありますので、注意しましょう。

⑦あなたが SNS 上で知った情報は確かな情報か確認しましたか？

ネットワーク上は不確かな情報も掲載されています。確認せず、あなた自身が拡げると被害者でなく加害者になってしまうことがあります。

⑧他人を誹謗中傷していませんか？

不用意な発言はあなた自身だけでなく家族、友人まで特定され、逆に傷つけられることがあります。

他人の考えを尊重し、自分の考えを押し付けないようにしましょう。

⑨他人の写真や情報を投稿する場合、許可を取っていますか？

名前を掲載せずに投稿した写真でも調べていくと名前が分かることがあります。

他人の写真を投稿する場合は許可を取りましょう。

個人の実名や顔写真だけでなく、行動、動画、音声も個人情報に含まれます。

「〇〇さんを見かけた」「〇〇さんが何をしていた」等、有名人だけでなく一般人に対しても同様、その人の行動も不特定多数に知られない権利があります。人間関係の悪化で思わぬトラブルを招くこととなりますので、注意しましょう。

⑩大学の一員である自覚を持って掲載していますか？

大学名を名乗り、学生であることを明らかにした上で掲載している場合は、個人でなく大学を代表しての発言ととらえられることがありますので、自覚を持って掲載するようにしましょう。

⑪就職活動にも影響することを知っていますか？

就職活動では、企業側が皆さんのネットワーク上での発言をチェックし、採用の参考にしている場合があります。企業の採用担当者が見ていることも常に意識し掲載するようにしましょう。また、内定をもらった企業名を掲載することも控えましょう。

2. 大学生活におけるさまざまな危険

大学生活ではキャンパスの内外を問わず、様々な危険があるということを知っておきましょう。

◆成年年齢引き下げによる注意

令和4年4月1日、民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。それに伴い18歳（成年）になったら、できることが増えました。

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと (今までと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の同意がなくても契約できる *クレジットカードを作る *ローンを組む *携帯電話の契約 *一人暮らしの部屋を借りる など ・10年有効のパスポートを取得する ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ・結婚 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ・性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒をする ・喫煙をする ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う ・養子を迎える ・大型・中型自動車運転免許の取得 (大型自動車運転免許の取得は21歳以上)

ただし、18歳が成年になったことで、気をつけなければならないこともあります。特に様々な契約に関しては、気を付けてください。

「未成年者と違って契約を簡単に取り消せません」

未成年者が保護者の同意を得ずに契約した場合は、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。しかし成年に達すると、保護者の同意がなくても自分で契約ができるようになる一方で、未成年者取消権は使えません。つまり、その契約に対して責任を負うのは自分自身です。

特に多い契約トラブル事例として以下のようなものがあります。

- ・副業・情報商材やマルチなどの"もうけ話"トラブル
 - ・エステや美容医療などの"美容関連"トラブル
 - ・健康食品や化粧品などの"定期購入"トラブル
 - ・誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など"SNSきっかけ"トラブル
- など、自分は大丈夫だと思わず、気を付けてください。困ったときは、すぐ、

「消費者ホットライン」 188

に電話相談してください。地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内してくれます。

◆マルチ商法

○マルチ商法や架空請求をはじめとする悪徳商法や特殊詐欺

大学生が巻き込まれる悪徳商法や特殊詐欺には様々な種類があり、また年々増加しています。その背景にはSNSなどのデジタル技術の発達と手軽さや、学生の知識不足につけこんだものが多いようです。マルチ商法では「誰でも簡単に稼げる」「短時間で高額なアルバイト」などわかりやすく誘う方法だけではなく、「無料お試し」や「友達が増える」など上手に勧誘してくることもあります。また、「オレオレ詐欺」「還付金詐欺」など特殊詐欺も増加傾向にあります。自分はだまされない、自分は大丈夫と過信せず、うまい話には気を付けましょう。その他、「荷物の転送」、「商品の送りつけ」、「強引なキャッチセールス」、パソコンや携帯のウィルス感染による「不当な料金請求」にも気を付けましょう。これらに対してははっきりと断りましょう。

◆闇バイト：違法行為を行うアルバイト

SNSを利用して高額報酬の仕事が募集されることがありますが、犯罪の可能性が高いので、安易に関わらないようにしてください。

闇バイトの一例：

- ・特殊詐欺の受け子
住所を知らせ、荷物を受け取り、その荷物を別の住所に送ること。犯罪の一部を行っていることとなります。
- ・預貯金口座の譲渡（有償、無償関係なし）
自分の貯金口座を、友人にも貸したり売ったりしてはいけません。また、売るために口座を開設することも犯罪です。
- ・口座から現金を引き出す（出し子）
他人の口座から現金を引き出す、また振り込行為は、詐欺行為の一部です。
- ・現金やキャッシュカードを受けとる（受け子）
詐欺の被害者から、現金やキャッシュカードを直接受け取ったり、宅配で受け取ったりする行為は詐欺行為の一部です。

これらの行為は特殊詐欺に関わる行為で、自分が被害者になるだけでなく、加害者になる恐れがあることを十分に理解し、関わらないようにしてください。

◆危険な宗教

○カルト宗教や過激な思想を持つ団体からの勧誘

最初は宗教団体と分からないようサークル団体やボランティア団体などと装って、食事や飲み会にあなたを誘ったり、セミナーや勉強会への参加案内、アンケートなどあらゆる方法、手段であなたに近づいてきます。このようなグループや団体は、自分では気づかないうちに加入・入信してしまっていることもあります。その結果として普通の大学生活に戻れなくなる恐れもあるため、十分注意してください。

3. ハラスメントに注意しよう

ハラスメントとはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類はさまざまですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図に関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。以下は一般的なハラスメントの定義です。

キャンパス・ハラスメント

キャンパスでの人間関係において相手の意に反する性的または不当な言動によって相手に不快な思いや不利益を与える以下のようなものが含まれます。

○セクシュアル・ハラスメント

本人が意図する、しないにかかわらず、相手が不快に思い、相手が自身の尊厳を傷つけられたと感じるような性的発言・行動を指します。

また LGBTQ (L = レズビアン、G = ゲイ、B = バイセクシュアル、T = トランスジェンダー、Q = クェスチョニング・クィア。順番に女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的 / 社会的に割り当てられた性別とは異なる性別を生きる人、性自認や性的指向が定まらない人のことを言う) を理由とした差別や嫌がらせも含まれます。

○性暴力

「性暴力」とは、相手の同意がない、または同意できない状態で行われるあらゆる性的な行為や言動を指します。強制的性交や痴漢だけでなく、性的な脅迫、望まない接触、言葉や画像による嫌がらせも含まれます。性暴力は被害者の尊厳や心身に深刻な傷を残し、性別や年齢に関係なく起こります。社会全体で正しく理解し、防止と支援に取り組むことが重要です。

○パワー・ハラスメント

教職員が他の教職員に対して、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。厚生労働省の報告書では、下位の者から上位への行為もパワハラに含まれると定義されています。

○アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場における権力を利用した嫌がらせです。嫌がらせを意図した場合はもちろん、上位にある者が意図せずに行った発言・行動も含まれます。

○ジェンダー・ハラスメント

性に関する固定概念や差別意識に基づく嫌がらせなどを指します。女性又は男性という理由のみで性格や能力の評価や決めつけを行うことです。ジェンダー・ハラスメントは広義のセクシュアル・ハラスメントとされます。

○モラル・ハラスメント

言葉や態度、身振りや文書によって、相手の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、追い詰めたりすることです。

○アルコール・ハラスメント

飲酒の強要、イッキ飲みの強要、意図的な酔いつぶし、酔ったうえでの迷惑な発言・行動を指します。

○スモーク・ハラスメント

喫煙者が非喫煙者に与える害やタバコにまつわる不法行為全般を指します。

※どのように感じ、考えるかは個人によって異なります。この点を充分認識し、日々他者への思いやりと配慮をもって行動することこそがハラスメントの防止において、最も重要です。

●ハラスメントを受けたら...

ハラスメントにあったときは、自分一人の力で解決するのは非常に困難な場合があります。そのことは決してハラスメントを受けた側の責任ではありません。被害を受けた方の相談窓口は、教務課（授業中におきたこと）、学生課（学生生活でおきたこと）、学生相談室（共通）です。一人で悩まず、相談してください。

4. 災害発生時の注意事項

1. 災害発生時の通報

学内において災害が発生した時、その第一発見者は近くにいる人々へ災害が発生したことを知らせ、すぐに事務局に知らせること。その内容は、①発生場所、②災害の種類、③負傷者の有無、④避難状況、⑤災害の程度。火災の場合は、近くに、火災報知機がある時は、ボタンを押して知らせる。また、小さな火災は消火器、又は屋内消火栓で消火する。

また、学外においても、地震・火災等の大規模災害が発生し、本学の学生がその被災者となった場合は、すぐに大学へ電話 (Tel : 072-453-8222) か、メール (gakusei@tourism.ac.jp) で被災の状況や安否を連絡すること。場合によっては、公認欠席の扱いをする等特別の対応をとることもあるので、すぐに連絡すること。本人が連絡できない場合は、そのことを知った友人が大学に連絡してください。

2. 警報の発令

ベルによる火災警報のみならず災害に応じて一斉放送にて警報を発令する。

内容は、①発生場所、②災害の種類、③避難及び避難経路の指示、④避難場所。

ただし、避難については、実際の状況把握に努めて、発生場所周辺の各自の判断により合理的に行動すること。教職員の指示があればそれに従うこと。

3. 避難場所

(①一次避難所 = コリドール東の進入路、②二次避難所 = グラウンド)

建物より離れることを大前提として、一次避難所を設定し、一次避難所を経て二次避難所に集合することを基本型とします。

ただし、一次避難所への通路がふさがっている時は、適当な回路を経て、二次避難所に向かいます。

たとえば体育館にいる場合は東側非常口を出てグラウンドへ。また、教室棟、図書館棟にいる場合は西側の空地や通路を経て駐車場回りでグラウンドへ向かいます。

4. 避難経路基本型

(①は一次避難所を、②は二次避難所を示す)

(1) 3号館・4号館

1 F 311、312、313、314 号室 保健室

→廊下→6号館への出口→①→②
→3号館西側出口→空地→進入路→駐車場→①→②

411、412、413、414 号室

→廊下→6号館への出口→①→②
→3号館側への出口

2 F 322、323、324 号室

→廊下→322号東側階段→6号館側への出口→①→②
→西側非常階段→空地→進入路→駐車場→①→②

国際交流サロン、321号室

→廊下→コリドール2F～1Fへの直進階段→①→②
→西側非常階段→空地→進入路→駐車場→①→②

421、422、423号室

→廊下→階段→6号館側出口→①→②
→渡り廊下→3号館階段→①→②

3F 331、332、333、334、335、336号室

→廊下→335号東側階段→6号館側への出口→①→②
→西側非常階段→空地→進入路→駐車場→①→②
→コリドール屋上→1号館西側非常階段→①→②

431、432、433、434号空

→廊下→階段→6号館側への出口→①→②
→渡り廊下屋上→非常階段→3号館階段→6号館側への出口→①→②

B1F (学生ラウンジ・喫煙室)

→テラス(南側)出入口→外部階段→①→②

(2) 2号館

1F 図書館 →コリドール側出口→①→②

2F 部室

→階段→コリドール側出口→①→②
→コリドール→1号館ホール階段→学生出口→①→②

〈3、4F〉図書館

→階段→コリドール出口→①→②
→非常階段→階段室出口→進入路→駐車場→①→②

(3) 1号館 (エレベーター使用禁止)

1F 事務局 →玄関→①→②

2F 予備室、役員室

→主階段→玄関→①→②
→非常階段→学生出口→①→②
→西側非常階段(役員室奥)→駐車場→①→②

3F ホール

→主階段→玄関→①→②
→北側テラス出口→西側非常階段→①→②

講師控室

→主階段→玄関→①→②
→非常階段→学生出口→①→②

4F セミナー室 141、142

→主階段→玄関→①→②

5F～10F 研究室

→非常階段→学生出口→①→②

(4) 6号館

1 F アリーナ、ステージ、更衣室、シャワー室

↳ 玄関→①→②
↳ 東側非常口→②

2 F 控室、ギャラリー→階段→② B 1 F 部室→②

(5) 5号館

B 1 F (学生食堂・売店)

→テラス(西側)出口→外部階段→①→②

1 F (事務局) →玄関→①→②

2 F 521、522号教室、大講義室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

3 F 531、532、533、534、535、536、537号教室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

4 F 541、542、543号教室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

5 F～7 F 研究室

→主階段 → 玄関→①→②
非常階段 ↓

5. 全般的注意

- (1) 4. は基本型を示しているなので状況によりう回路を考えて行動すること。(二方向避難)
- (2) 教職員の指示に従い、落ち着いて行動すること。整列して行動すること。
- (3) 日常の学校生活においても、災害発生時の対処法をよく考えておくこと。
- (4) 各避難器具、ハシゴの位置は平面図に示すとおりであるが、可能な限り4. により避難することを優先すること。
- (5) 消火器、消火栓の場所は、前頁の構内図に示すとおり。
- (6) 防火シャッターの降りる箇所及び防火戸の閉じる箇所には非常口やくぐり戸があるので開けて出てください。

また可能な限り閉扉を確認して避難してください。

詳細はポータルサイト「危機管理マニュアル」参照

学修編

V. 学修にあたって

はじめに

大学における授業科目の履修は、学生生活の基本です。学生各自がそれぞれの個性と志向に応じて勉学の目標を定め、入学時から卒業までの4年間の長期的な余裕のある履修計画を立て、授業には常に出席し、意欲的に学修に取り組む心掛けねばなりません。

十分な学修成果を上げるためには、ただ講義を受講するだけでなく、自主的に学修する必要があります。

1. 単 位

大学の授業は、すべて単位制を採用しています。

「単位」とは、学修の量を示すもので、1単位の授業は学内90分授業15週および予習復習を含む習時間90分15週の計45時間の学修を必要とする内容をもって、構成することを標準としています。

学生は、単位数の定められた授業科目を履修し、その成績が合格点であれば、所定の単位が認定され、単位を修得したことになります。修得した単位数を合計して卒業に必要な単位数以上であれば卒業が認定されます。

2. 授 業

(1) 2学期制（セメスター制）

前期……4月8日（水）から9月24日（木）まで

後期……9月25日（金）から3月31日（水）まで

(2) 授業時間

授業時間は、次のとおりです。（1時限90分）

	第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	第5時限
授業時間	9:20～ 10:50	11:00～ 12:30	13:20～ 14:50	15:00～ 16:30	16:40～ 18:10

(3) 休 講

休講の場合は、ポータルサイト等を使用してお知らせします。電話等による休講の問い合わせについては一切応じませんので、注意してください。

また、休講の掲示がなく、授業開始時刻を過ぎても担当教員の来室がない場合は、教務課に連絡し、その指示を受けてください。

(4) 補 講

休講を補うために補講を行うことがあります。補講をする場合も、ポータルサイト等によりお知らせするため、定期的を確認してください。

(5) 出席の取扱い

大学での学修は、教室での授業と自主学修を前提としているものであり、授業が中心と

なることはいうまでもありません。本学では、履修科目の授業への出席時数が当該科目の全授業時数の3分の2未満の者は、当該科目が不合格となることがあるので、普段から休まずに授業に出席することが重要です。病気や怪我のため長期欠席する場合は、教務課に相談してください。

(6) 授業態度について

授業中に私語、無断退出・入室、スマートフォン操作を行う等、担当教員の指示に従わない場合は、処分の対象となることがあるので、十分注意してください。

辞書が必要な留学生は、スマートフォンではなく、専用の辞書（電子・紙媒体は問わない）を別途持参して使用すること。スマートフォンは出席入力後、担当教員が特に認めない限りはカバン等にしまうこと。許可なく出した場合は、担当教員の判断で同様に処分の対象とすることがあります。

(7) 気象警報発令時や交通機関の運休時の授業

（交通機関運休の場合）

台風・地震等によりJR阪和線が運休している場合、又はストライキによりJR阪和線が運休している場合の授業・試験の取扱は、次のとおりとする。

ただし、事故等による一時的な運休は対象とならない。

運転再開時刻	授業開始時限
6:00 時点で再開	1 時限目から実施
10:00 時点で再開	3 時限目から実施
10:00 を過ぎても運休している場合	全時限休講

（気象警報が発令された場合）

以下のいずれかの状況が発生した場合の授業・試験の取扱は次のとおりとする。

- (1) 「大阪市」「泉州*」「和歌山市」のいずれかの地域に気象等の特別警報が種類に関係なく発令されている。
- (2) 「大阪市」「泉州」「和歌山市」のいずれかの地域に暴風警報、洪水警報、または大雪警報が発令されている。
- (3) JR 阪和線が運休している。

*泉州とは、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町のいずれかをいう。

解除時刻	授業開始時限
6:00 時点で解除	1 時限目から実施
10:00 時点で解除	3 時限目から実施
10:00 を過ぎても運休している場合	全時限休講

〈授業・試験開始後に交通機関の事故等や気象警報が発令された場合〉

授業・試験開始後に交通機関の事故等が発生し、または、気象警報が発令された場合の授業・試験の取扱については、教務課が指示します。

(8) 公認欠席

下表の事項に該当する場合で、所定の手続により届け出のあったときは、公認欠席とし、その期間は欠席としないものとします。

公認欠席願に証明書等を添付し、届け出てください。*欠席事由終了後、1週間以内に提出すること。

事 項		日 数
忌 引 (忌引届添付)	父母又は父母に準ずる保証人の死亡	5日以内
	二・三親等(祖父母・兄弟姉妹・おじ・おばなど)の死亡	3日以内
学校保健安全法施行規則第19条に定める伝染病(診断書等添付)		別表一覧に記載
災害(官公庁による証明書添付)		当該日
クラブ活動の公式競技会参加		当日又は期間
就職試験(1科目2回まで)内定式当日(出席証明書添付)		該当時間
進学試験受験(受験票等の写し添付)		当日
実習科目の実習参加 (インターンシップ(正課))		実習期間
その他学長もしくは教授会が特に必要と認めた場合		所定の日数
裁判員・検察審査員の任務		裁判所が指定する期間

学校感染症に罹患した場合の注意事項(重要)

本学の学生が、学校保健安全法に定められた学校感染症(別表一覧)と診断された場合、感染拡大を防ぐため、速やかに下記のことを遵守してください。

1. 学校感染症と診断されたら

- 1) 医師にかかり学校感染症と診断されたら、所定の出席停止期間が経過するか、主治医により感染のおそれがないと認められるまでは絶対に大学に登校しない。
- 2) 感染拡大を防ぐために主治医の指示を守り、病院または自宅で静かに療養すること。
- 3) 感染防止のため、出席停止期間中は、大学やアルバイト先等の友人との接触も避ける。
症状には個人差があるため、療養中の行動は主治医の指示に従うこと。
- 4) 速やかにメールか電話で教務課に連絡すること。

学校において予防すべき感染症の種類（表）

（学校保健安全法施行規則第18条・第19条）

	疾病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症※	医師から感染の恐れがあるため出席停止と指示された場合のみ

※感染性胃腸炎、サルモネラ感染症（腸チフス、パラチフスを除く）、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、RSウイルス感染症、EBウイルス感染症、単純ヘルペスウイルス感染症、帯状疱疹、手足口病、ヘルパンギーナ、A型肝炎、B型肝炎など

(9) インターンシップ

インターンシップとは、学生が特定の企業・団体等で実際の業務に研修生として参加する実務研修制度のことですが、本学にはこの制度を取り入れた授業科目があります。

<授業科目>

実習科目として、2年次配当科目「インターシップ1」と3年次配当科目「インターシップ2」があります。

インターンシップは、「実習前の授業」「実習先での実習」「実習後の授業」から成り、「実習前の授業」と「実習後の授業」は、大学で講義授業が行われます。

「実習先での実習」は、実習期間を5日間以上で行い、実習終了後は担当教員が実習先の実績報告書により評価をした上、単位修得の判定をすることになります。

実習科目の実習先企業、応募方法、実施時期等の詳細については、キャリアセンターからも情報を発信しますので、キャリアセンターからの案内を確認してください。

<その他>

インターンシップへの参加は今や実質的な就活スタートとなっており、多くの就活生が何らかのインターンシップに参加しています。真剣に参加を検討してください。

(10) 海外派遣留学

海外派遣留学制度とは書類審査・面接審査を経て本学の代表として選ばれた学生が海外教育機関に派遣されて留学する制度です。派遣留学生に選ばれると、留学先での学修成果が卒業所要単位として認定される（要審査）ため、休学せずに留学できることが最大の特徴です。また、要件を満たした場合は留学奨学金が支給されます。次年度の派遣留学生募集は基礎演習・調査研究・スタジオ・ポータルサイト・学内掲示等を通して行います。また、派遣留学中の課題や帰国後の報告書等に関する指導は一貫して皆さんの担当教員が行います。出願資格には日頃の本学での修学姿勢・成績の他、留学先言語・受入れ要件などがありますので、希望者は募集開始までに出願資格を満たすよう、担当教員にも相談しながら計画的に備えてください。尚、海外派遣留学の募集説明会実施のほか、国際交流担当窓口で随時相談を受け付けていますので、こちらも活用してください。

(11) オフィスアワー

本学の専任教員が研究室に待機している時間は決まっています。それを「オフィスアワー」と呼んでいます。専任各教員のオフィスアワーは掲示板・ポータルサイト等で確認してください。

先生に対する質問や、相談などの用件があれば、その時間に研究室に行ってください。とくに担当教員には、前述のとおり学修に関すること、奨学金、将来の進路、大学生活に関する事などについて相談に行ってください。

VI. 履修登録

1. 履修登録の順序

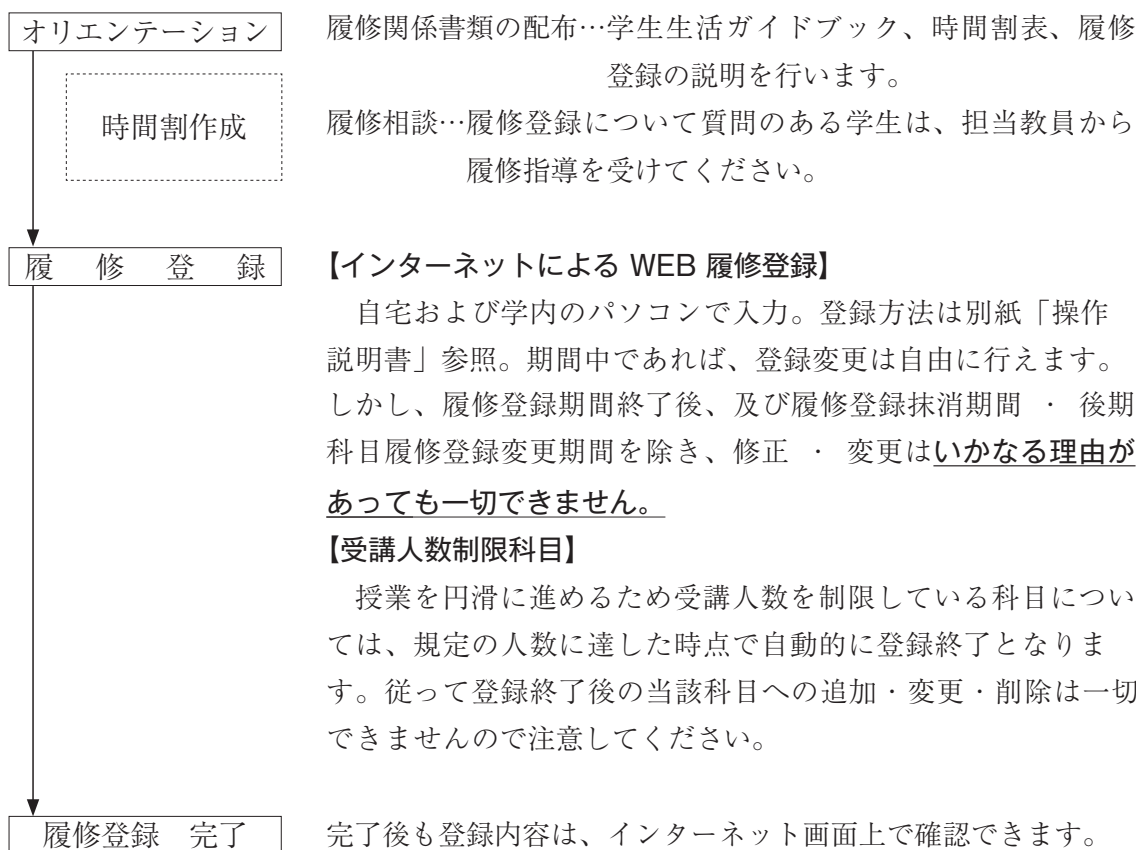
(1) 履修登録とは

大学では、授業を受けるに当たって、まず履修登録をしなければなりません。

履修登録とは、毎学年始めの履修登録期間中に、各自の履修計画に基づいた時間割を作成し、その年度に受講しようとする全ての授業科目（通年科目、前期科目、後期科目、集中講義科目を問わず）を、所定の手続きにより届け出ることです。履修登録をしなければ、授業への出席は認められず試験も受けることはできません。

履修登録は、その年度の学修方針を決定するものであるとともに、次年度以降の履修にも影響しますので、計画性のある登録をする必要があります。したがって、この手続きは年間を通じて、最も重要であることを認識してください。

(2) 履修登録の順序



※前期履修登録期間…2026年3月23日（月）・3月24日（火）

※前期登録抹消期間…2026年5月18日（月）・5月19日（火）

※後期履修登録（変更）期間…2026年9月7日（月）・9月8日（火）

※後期登録抹消期間…2026年10月22日（木）・10月23日（金）

※集中講義の登録についてはメール等でお知らせします。

2. 履修登録上の注意点

履修登録完了後の登録変更は、理由の如何にかかわらず、一切認めません。

(1) 履修登録上の注意点

①履修登録制限単位数

前期・後期の各期の履修登録単位数は、次の各期制限単位数を超えて登録することはできません。

【両学部】 最大履修単位数：24 単位（各期）・46 単位（年間）

前期に不合格科目があり合格単位数が 24 に満たない場合、前期の合格単位数と後期の履修登録単位数の合計が 46 以内なら、後期の登録数を上限 24 単位まで登録を認めます。ただし、4年次では、卒業要件不足の学生に限り、制限単位数を超える登録を認めることがあります。ゼミ教員の了承が必要です。

※長期休暇期間中の集中講義科目等は、各期、年間制限単位数を超えての履修登録が可能です。

②授業時間割表 各曜日の 1～5 限の枠外に記載されている科目

授業時間割表で、各曜日の 1～5 限の枠外（下）に記載されている科目として、次の科目があります。

・集中講義

③既に単位を修得した授業科目

既に単位を修得した授業科目を再び履修登録することはできません。

④配当年次

履修できる科目は当該年次および下位年次に配当される科目に限られます。上位年次に配当される科目は、履修できません。また、クラスの指定がある場合は、指定のとおり登録してください。

⑤受講人数制限

科目によっては、受講者が多数のため著しく教育効果が損なわれる場合、また機材の数が限定されている場合に、受講人数の制限を行うことがあります。

⑥履修登録抹消について

指定された期間に、ポータルサイトやメールにてお知らせするフォームに記入し、期間中に申請してください。必修科目以外の登録した科目を抹消することが可能です。

但し、抹消した科目の代わりに他の科目を登録することはできません。

⑦科目の不開講について

履修登録により、受講者が著しく少ない科目があった場合、当該科目を不開講とすることがあります。

また、隔年開講となっており、今年度開講しない科目もあります。

⑧語学科目について

母国語、もしくは母国語に準ずる科目を履修することはできません。

(2)単位互換

(3)「大学コンソーシアム大阪」加盟大学の単位互換科目履修による認定単位

「大学コンソーシアム大阪」とは、大阪府内の41大学で構成される共同事業組織で、本学も加盟しています。その加盟大学間で「単位互換」が実施されています。

単位互換とは、本学学生が加盟大学の単位互換科目を履修し、そこで取得した単位を本学の卒業要件単位として認定されることです。(認定単位)

また逆に、加盟大学の学生が、単位互換科目として開設した本学の科目を履修し、そこで取得した単位を、在籍大学の卒業要件単位として認定されることです。

『大学コンソーシアム大阪』加盟の大学が単位互換用に開設する科目には、「オンキャンパス科目」と「センター科目」があります。(受講料は、両方とも無料です。)

A オンキャンパス科目

オンキャンパス科目とは、加盟大学のキャンパス内で開講されている科目の中で、他大学の学生の単位互換科目としての履修を認める科目です。

B センター科目

大学のキャンパス内ではなく、大阪市の都心部の拠点会場で開講される科目で、加盟大学の単位互換学生用に特別に開設された科目です。

②単位互換のポイント

●オンキャンパス科目、及びセンター科目の内容は、教務課窓口または、大学コンソーシアム大阪ホームページで「単位互換履修生募集ガイド」(シラバス)を確認してください。

●出願方法/期日

- ・教務課に申し出て、「単位互換履修生出願票」を提出してください。
- ・出願期日 オンキャンパス科目：科目開設大学の締切日

(「単位互換履修生募集ガイド」で個々に確認してください。)

●成績評価

成績評価は、履修した大学で行われます。

●本学での単位認定

履修した大学から単位互換科目の単位取得の連絡を受けた後、本学の「展開科目

認定」の名称で、単位認定が行われます。単位認定科目の成績通知表、成績証明書の「成績」欄には、Nと表記されます。

●「大学コンソーシアム大阪」の単位互換科目

「大学コンソーシアム大阪」の単位互換科目は、WEB入力での登録はできません。

「大学コンソーシアム大阪」の単位互換履修を希望する学生は、その単位数も年間履修登録単位数の中に含めなければならないので、あらかじめ「履修予定単位」として差し引いておいてください。

(3) 履修制限科目

詳細は、オリエンテーション等で説明を受けてください。

Ⅶ. 試験・成績

1. 試験

(1) 筆記試験による定期試験

- ①定期試験とは、学期末に期間を定めて実施される試験で、筆記試験、論文・レポート・制作物、口述・実技などの方法で行われます。筆記試験による定期試験の期間として、前期定期試験と後期定期試験があります。通年科目については、原則として、前期授業終了後に中間試験を行い、後期授業終了後に最終試験を行います。
- ②筆記試験による定期試験の時間割は、試験開始の2週間前までに掲示もしくはポータルサイト等にて発表します。発表後も変更されることがあるため、試験日、時間、教室などを間違えないように試験日まで注意して、確認してください。受験にあたっては余裕をもって登校するようにしましょう。

試験時間は、平常授業時間とは異なり、全科目 60 分で実施されます。

	1 限	2 限	3 限	4 限	5 限
試験時間	9:30～ 10:30	11:00～ 12:00	13:20～ 14:20	15:00～ 16:00	16:40～ 17:40

- ③学費を所定期間内に納入していない者は、筆記試験による定期試験を受験できません。

(2) 論文・制作物による定期試験

論文・レポート・制作物による定期試験は、論文・レポート・制作物等の提出をもって行う試験で、所定の期間内に本人が教務課または担当教員に論文・レポート・制作物を提出しなければなりません。

この場合、論題、提出期限、提出先、提出用紙の枚数や様式等を掲示もしくはポータルサイト・Google Classroom 等にて発表します。見落としのないように注意してください。

(3) 追試験

- (4)追試験とは、やむを得ない理由で筆記試験による定期試験を受けられなかった者が、所定の手続きを経て許可を得た場合に実施される試験です。
- (5)追試験の日時・時間割は、掲示もしくはポータルサイト等にて発表します。
科目により、レポートに代えて実施するものもあるので注意してください。
- (6)追試験を受けるためには、当該科目の試験日を含め3日以内に「追試験申請書」に証明書、診断書等を添付の上、教務課窓口へ提出してください。
- ※3日以内には試験当日も含まれます。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日は含みません。

【追試験が許可される事由と添付が必要な書類】

欠 席 理 由	添 付 書 類	備 考
疾 病 等	医師の診断書等	家族の病気付き添い等は認めません。
忌 引 き	忌 引 届	父母又は父母に準ずる保証人（5日） 二・三親等（祖父母・兄弟姉妹・おじ・おばなど）（3日）
就職試験	就職試験受験を証明するもの	会社訪問、研修・インターンシップは認めません。
交通障害	延着証明書・事故証明書 大学に届け出ている通学区間の 路線に限る	15分以内の延着は認めません。マイカー使用に起因する交通事故及び道路の渋滞は認めません。
災 害 (地震・台風・火災・水害等)	官公庁による被災証明書	本人又は家族の居住地が被災した場合に限ります。
その他（本人の不注意によらない事由に限ります）	公的な証明書	事前に判明している場合は教務課へ問い合わせてください。

【注意点】

- ①原則として追試験を受験可能な科目は、筆記試験による定期試験を実施した科目に限ります。
- ②前述の手続きを怠ったとき、または試験日時の記憶違い等の本人の不注意によって、筆記試験による定期試験を受験しなかったときは、追試験は一切許可しません。
- ③「追試験申請書」は、証明書発行機で購入し、科目名、担当教員名などを記入してください。
- ④追試験料は、1科目につき1,030円です。

（4）再試験

4年生以上の学生が、定期試験（追試験・レポート試験含）の結果、不合格となった科目について、担当教員が適当と認めた場合、再試験を受験することができます。その場合は10単位まで認めます。再試験を受けるには、所定の期間内に再試験申請書を購入し、教務課に提出しなければなりません。（本人申請に限る：学生証持参）[メール](#)や電話での問い合わせ・申請は受け付けません。直接教務課へ来る必要があるため、注意してください。尚、成績評価はCを最高とし、再試験料は1科目につき2,060円です。

（5）【試験に関する注意事項】上記（1）～（4）の全ての試験に共通

- ①次の各事項に該当する場合は、受験できません。
 - ◆当該科目を履修登録していない者
 - ◆休学期間及び停学処分中の者
 - ◆出席時数が当該科目の全授業時数の3分の2未満の者
- ②受験上の心得
 - ア 試験開始後、15分経過後の入室は認めません。
 - イ 試験開始後30分以内および、試験終了10分前以降の退出は認めません。
 - ウ 学生証を提示しない者は、受験を認めないことがあります。学生証を忘れた場合は、証明書発行機にて当日限り有効の仮学生証(210円)を交付しておいてください
 - エ 携帯電話・スマートウォッチは、必ずアラーム等を解除したうえで電源を切ってカバン等に収納してください。
 - オ 特に持込みを許可されたもの以外の携帯品は、すべて監督者の指示する場所に置い

てください。

カ 持込みを許可されたものについても、貸借は認めません。

キ 学籍番号及び氏名が記入されていない答案は無効とします。

ク 答案用紙は、解答記入の有無にかかわらず必ず提出してください。

<不正行為を行った学生に対する処分>

当該科目を不合格とし、不合格となった科目以外で当該試験期間中にその者が受験した科目および受験予定科目の試験の成績を0点とします。また、処分に際しては氏名を公表します。悪質と判断される場合は、教務委員会にはかり、教授会への審議をへて懲戒処分とすることがあります。処分は、当該不正行為に関与した全ての受験生に同等の処分を行います。

<不正行為>

- (1) 代替受験（替え玉受験）を行った場合
- (2) カンニングペーパーの所持又は使用、及び机等への事前書き込み
- (3) 答案用紙の交換、及び答案の見せ合い
- (4) 参照許可条件・使用許可条件に違反し、参照または使用した場合
- (5) 試験開始後、試験監督者の許可無しに試験場を退出した場合
- (6) 話し合い・のぞき見・わき見、及び筆記用具などの貸し借り等の行為
- (7) 試験の実施に際し、携帯電話又は電子機器等の電源を切らずに使用し、又はこれらの機器で、騒音を発し試験を妨害した場合
- (8) その他、監督者の注意・指示・警告に違反した場合

2. 成績

(1) 成績評価

成績とは、100点を満点とし、60点以上を合格とします。履修した科目の成績評価は、定期試験、論文・レポート、口頭発表、制作物等、授業担当者の定める評価基準により行われます。シラバスで確認してください。

成績通知は科目ごとに次の評価によって行います。

素点	成績	評価
90～100	S	合格
80～89	A	
70～79	B	
60～69	C	
0～59	D	不合格

2019年度～2021年度の学生が対象となるライティングインテンシブ科目を取得した場合、「WS、WA、WB、WC」と通常の成績評価アルファベットの前に「W」が記載されます。

成績発表は、原則として半年科目は学期末に、通年科目は学年末に Web 成績公開によって行います。なお、電話などによる成績の問い合わせには一切応じません。

<定期試験等による成績結果についての疑義申立期間>

前期・後期とも、成績通知発表後、定期試験等による成績結果についての疑義申立期間を設けます。

成績結果についての疑義申立は、この期間のみとし、これ以降の申し出には一切応じません。

再試験の申請、成績に関する疑義申立がある場合は、期間中教務課窓口申請してください。(本人申請に限る：学生証持参) メールや電話での問い合わせ・申請はできません。直接教務課に来る必要があるため、注意してください。

科目担当者に直接質問する事はできません。

(2) GPA

学生が個々の科目で得た成績(評点)から GPA (グレード・ポイント・アベレージ Grade Point Average) という数値を算出し、これによって各人の学習達成度を計っています。

【2019年度以降の入学生】

素点	成績	グレードポイント
90～100	S	4
80～89	A	3
70～79	B	2
60～69	C	1
0～59	D	0

VIII. 觀光学部 教育課程

【2022年度以降の入学生】

1. 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

本学観光学部は、人材養成の目的に沿って、以下の要件を満たし、所定の単位を修得した者に、学士（観光学）の学位を授与します。

①ジェネリックスキル

- 膨大な情報の中から必要な情報を選択し、その価値を批判的に判断することができる。
(情報・メディアリテラシー | 知識・技能・態度)
- 根拠に基づく論理的な文章が書ける。わかりやすい資料を作り、口頭で説明できる。
(アカデミックライティング・日本語表現・ICT | 知識・技能)
- 育った環境や価値観が異なる人の考え方を理解し、尊重することができる。
(異文化理解力・コミュニケーション | 知識・態度)

②思考態度

- 社会的道義を理解し、配慮した行動ができる。(持続可能な社会の形成 | 倫理観・市民としての社会的責任)
- 努力することの大切さを確信し、変化に応じて学び続けることができる。(成長的思考態度 | 生涯学習力)
- 批判から学び、失敗を教訓として生かす思考態度を身につけている。(レジリエンス)

③観光に関する能力

- 美しいもの等に感動する豊かな感性と、人文・社会科学的なものの見方にもとづき、健全な観光を楽しむとができる。(観光を楽しむ | 旅人力)
- 魅力的な観光空間を創造するために、多数の関係者を合意に導くプロセスを知り、基礎的な実践を経験している。(観光空間創造に関する力)
- 持続可能な観光、責任ある観光、誰もが参加可能な観光の発展を支える観光事業者の新たな挑戦に参加する意欲と技能を備えている。(観光事業展開に関する力)
- 観光者と観光対象をつなぐために、データやデジタル技術を活用した新たな交通・情報媒体を活用できる技能を備えている。(観光ネットワークに関する力)

カリキュラム・ポリシー

観光学部は、学生が①人生を楽しむ、②この世界を生きぬく力を身につけるために、感性的な実践を行う科目と、社会科学的なものの見方と考え方の修得を目的とする科目とを組み合わせ、初年次から上位学年への順次性のある体系的な教育課程を編成しています。授業は、双方向の講義、演習、実習を適切に組み合わせて行います。

学生の履修を支援するため、シラバスとともに、科目間の関連や学修の順序を履修系統図、ナンバリングや履修モデル等で明示しています。

(1) 科目分類

観光学部のカリキュラムは、以下の幅広い領域の科目で構成する。

① 21世紀スキル（世界市民力）養成科目

- 導入教育にかかわる「基礎科目」、現代社会を生きるうえで必要な教養・思考態度を養うための「社会リテラシー科目」、並びに外国語でのコミュニケーションの向上をはかる「語学科目」で構成する。
- 「基礎科目」は、多様な入学者が大学教育に円滑に移行するため、文章表現・口頭表現に関わるアカデミックスキル、ICTの活用スキル、主体的に行動できる習慣と自己管理能力を身につける科目で構成する。

②楽しむ力（旅人力）養成科目

- 人間の楽し^みにかかわる基礎的な認識を養成する「楽し^み基礎科目」と、観光で行われる鑑賞・創造・交流の楽しみを实践する「文化実践科目」で構成する。

③生きぬく力（観光職業力）養成科目

- 地域や企業と連携して行われる「地域実践科目」「職業実践科目」、サービス社会で働くことに関わる基礎的な認識を養成し自らの働き方を考える「生きぬく力基礎科目」、観光学の基礎的な学問知を習得する「観光基礎科目」、専門分野を体系的に学ぶ「観光専門科目」で構成する。
- 「観光専門科目」は、魅力的な観光空間を創造するために必要な学問知と審美的な感性を身につけ、多数の関係者を合意に導くプロセスを知り、基礎的な実践を経験する「観光空間創造科目」、観光行動を支える観光事業者の企画・経営、新たな挑戦を学ぶ「観光事業展開科目」、観光者の物理的な移動と情報の流通に関わる「観光ネットワーク科目」、3年次／4年次の演習科目からなる「専門演習科目」で構成する。

④資格関連科目

- 資格に関する科目で構成する。

⑤自由科目

- リメディアル科目で構成され、卒業要件単位数には含めない。

(2) 履修の方針

本カリキュラムは、「基礎科目」「社会リテラシー科目」「観光基礎科目」を先行して履修し、段階的に「観光専門科目群」を履修させることにより、現代社会に必要な基礎的なスキルや思考態度を育てながら、観光の専門領域を段階的かつ体系的に履修するという方針をとる。

(3) 教育方法

- ① 全科目で、主体的・対話的で深い学びが実現されるように、能動的学修を取り入れる。
- ② 現実社会で活用できる知識・技能を修得し、社会の一員としての役割を自覚するために、

地域・社会・企業との連携による授業を展開する。

- ③ 主体的な学びの確立のために、すべての授業において、授業時間外学修を促進する。
- ④ カリキュラムマップと連動した授業を実現するために、シラバスの科目概要、ねらい及び到達目標は、学部として組織的に管理する。
- ⑤ 複数クラスによって開講される科目は、授業設計及び教材の作成を担当教員が協働で行うよう努め、授業の質的向上をはかる。

<ナンバリング付与ルール>

開講される科目の授業内容・レベル等に応じて特定のナンバーを付与しています。体系的な授業計画を作る参考としてください。それぞれのコードについては、以下の通りです。

例：基礎演習＝BAS101



(4) 評価方法

- ① 授業科目のシラバスに評価基準を具体的かつ多面的に明示し、学生の成長を促進するための厳格な成績評価を行う。
- ② 授業の到達目標に対応した評価方法を導入し、教育方法の改善及び成績評価の厳格化をめざす。
- ③ デイプロマ・ポリシーで示された資質・能力の達成状況については、学修到達度調査や卒業論文、卒業研究の成果物等によって評価する。

(5) カリキュラムの点検と評価

本カリキュラムについては、質保証の観点にもとづき、履修状況や学修成果等に関して、毎年度点検と評価を行う。

「楽しむ力」評価のポイント

ターゲット	評価のポイント
鑑賞を楽しむ力	なにごとにも好奇心をもって観察し、その意味や重要性に注意を向けることができる 豊かな感性をもってものごとを受けとめることができる ものごとを多面的に観察し、批判的思考をもってその本質をとらえることができる
創造を楽しむ力	自分らしいやりかたを探求し試行錯誤しながら課題に取り組むことができる 決めたことを最後まであきらめずに目標を達成することができる 新しいことや難しいことに挑戦し、自分や社会にとっての価値を生み出すことができる
交流を楽しむ力	自分と他者との意見や立場の違いをポジティブに受けとめ、問題解決に向けて協働することができる 自分の考えや感情を適切に表現し、他者に共感してもらうことができる 他者の考えや感情を理解し、共感しようとするすることができる
人生を楽しむ力	ものごとの明るい面や良い面に気がつくことができる 失敗したときや不安があるときでも、めげずにそのときやるべきことをやれる 自分の人生を自分で決めているという感覚を持つことができる

アドミッション・ポリシー

観光学部が求める学生像は以下のとおりです。

- ・知識・技能
- ① 高校3年間を通じて幅広い学習を行って、基礎的な知識・技術を身につけている人
 - ・思考力・判断力・表現力
 - ② 自分の考えや意見を述べることができる人
 - ③ 経験をふりかえり、自分の言葉で表現できる人
 - ・主体性・多様性・協働性
 - ④ 目標を達成するために、考え方の違いを認めて、他社と協力して行動できる人
 - ・意欲・関心
 - ⑤ 社会を明るく、周りを明るくしたい人
 - ⑥ より良い自分を目指そうとしている人
 - ⑦ 人生を楽しみたい人、現代社会を楽しく生きていきたい人
 - ⑧ 異文化や交流に関心がある人、日本や地域の文化に関心がある人
 - ⑨ 新しい観光の担い手となろうとする人

2. 2025年度以降 入学生

(1) 授業科目

① 21世紀スキル（世界市民力）養成科目

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
21世紀スキル（世界市民力）養成科目	基礎科目	BAS101	基礎演習	2		1	半期	必修 16 単位	
		BAS102	日本語表現基礎	2		1	半期		
		BAS103	日本語表現応用	2		1	半期		
		BAS104	ICT 基礎 1	2		1	半期		
		BAS105	ICT 基礎 2	2		1	半期		
		BAS106	調査研究 1	2		1	半期		
		BAS201	調査研究 2	2		2	半期		
	BAS202	調査研究 3	2		2	半期			
	社会リテラシー科目	SLC101	社会科学入門	2		1	半期	必修 12 単位	
		SLC102	地元を知るー日本・関西圏の地理と歴史	2		1	半期		
		SLC103	市民リテラシー	2		1	半期		
		SLC104	科学技術リテラシー	2		1	半期		
		SLC201	環境リテラシー	2		2	半期		
		SLC202	グローバルリテラシー	2		2	半期		
	語学科目	日本語	FLJ101	総合日本語 1		2	1	半期	留学生 選択 4 単位
			FLJ102	総合日本語 2		2	1	半期	
			FLJ103	総合日本語 3		2	1	半期	
			FLJ104	総合日本語 4		2	1	半期	
		日本語	FLJ105	日本語口頭表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位
			FLJ106	日本語口頭表現 2		1	1	半期	
			FLJ107	日本語口頭表現 3		1	1	半期	
			FLJ108	日本語口頭表現 4		1	1	半期	
		日本語	FLJ109	日本語文章表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位
			FLJ110	日本語文章表現 2		1	1	半期	
			FLJ111	日本語文章表現 3		1	1	半期	
			FLJ112	日本語文章表現 4		1	1	半期	
			FLJ201	日本語中級演習		1	2	半期	
			FLJ202	日本語上級演習		1	2	半期	
日本語	FLJ203	日本語敬語表現		1	2	半期	留学生 選択 2 単位		
	FLJ204	日本語文献読解と要約		1	2	半期			
	FLJ205	日本語講義理解		1	2	半期			
	FLJ206	ビジネス日本語		1	2	半期			
語学科目	FLC101	必修英語 I		2	1	半期	日本人学生 選択 8 単位 (必修英語 I・ 必修英語 II 4 単位を含む)		
	FLC102	必修英語 II		2	1	半期			
	FLC103	選択英語 I		1	1	半期			
	FLC104	選択英語 II		1	1	半期			
	FLC201	選択英語 III		1	2	半期			
	FLC202	選択英語 IV		1	2	半期			
	FLC203	選択英語 V		1	2	半期			
	FLC204	選択英語 VI		1	2	半期			
	FLC205	ビジネス英語 I		1	2	半期			
	FLC206	ビジネス英語 II		1	2	半期			
	FLC105	初級中国語 1		1	1	半期			
	FLC106	初級中国語 2		1	1	半期			
	FLC207	実践中国語		1	2	半期			
	FLC107	初級スペイン語		1	1	半期			
FLC108	初級フランス語		1	1	半期				
FLC109	初級ハンガール 1		1	1	半期				
FLC110	初級ハンガール 2		1	1	半期				
FLC208	実践ハンガール		1	2	半期				

②楽しむ力（旅人力）養成科目

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
楽しむ力（旅人力）養成科目	基礎科目 楽しむ力	BSS101	旅人論—観光学入門Ⅰ	2		1	半期	必修6単位
		BSS102	現代における幸福と自己	2		1	半期	
		BSS201	心が動く仕組み—感性と共感	2		2	半期	
		BSS103	コミュニケーション演習		2	1	半期	
	実践教育科目 文化実践科目	CEC101	文化鑑賞創造実践1	2		1	半期	必修2単位
		CEC102	文化鑑賞創造実践2		2	1	半期	選択
		CEC103	海外文化実践1		1~4	1		選択
		CEC104	海外文化実践2		1~4	1		

③生きぬく力（観光職業力）養成科目

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
実践教育科目 社会連携科目	SCC201	地域連携実践1	2		2	半期	必修2単位	
	SCC202	地域連携実践2		2	2	半期	選択	
	SCC203	職業連携実践1	2		2	半期	必修2単位	
	SCC204	職業連携実践2		2	2	半期	選択	
	基礎科目 生きぬく力	BSC101	職業としての観光—観光学入門Ⅱ	2		1	半期	必修2単位
		BSC102	キャリアデザイン		2	1	半期	選択
		BSC201	キャリアプランニング		2	2	半期	
		BSC301	キャリアガイダンス1		1	3	半期	
		BSC302	キャリアガイダンス2		1	3	半期	
		BSC202	インターンシップ1		2	2	半期	
BSC303		インターンシップ2		2	3	半期		
生きぬく力（観光職業力）養成科目 観光基礎科目	BTC101	観光史	2		1	半期	必修14単位選択	
	BTC102	世界と日本の観光事情	2		1	半期		
	BTC103	観光事業体概論	2		1	半期		
	BTC104	観光学原論	2		1	半期		
	BTC105	観光調査入門	2		1	半期		
	BTC201	観光と倫理	2		2	半期		
	BTC202	観光リスクマネジメント	2		2	半期		
	BTC203	観光と経済		2	2	半期	選択	
	BTC204	観光と文化		2	2	半期		
	BTC205	観光と経営		2	2	半期		
	BTC206	観光と情報		2	2	半期		
	BTC301	ホスピタリティマネジメント		2	3	半期		
	BTC302	観光政策論		2	3	半期		
観光空間創造科目	TDC201	観光と空間	2		2	半期	選択	
	TDC202	観光まちづくり論	2		2	半期		
	TDC301	地域デザイン	2		3	半期		
	TDC203	観光資源論	2		2	半期		
	TDC204	文化・自然遺産論	2		2	半期		
	TDC302	ヘリテージマネジメント	2		3	半期		
	TDC303	エコ・グリーンツーリズム	2		3	半期		
	TDC304	観光とアート	2		3	半期		
	TDC305	ユニバーサル観光空間	2		3	半期		
	TDC306	地域交通計画	2		3	半期		
TDC307	観光宗教空間	2		3	半期			
観光事業展開科目	TBC201	観光とサービス	2		2	半期	選択	
	TBC202	観光とマーケティング	2		2	半期		
	TBC203	フードスタディ	2		2	半期		
	TBC204	旅行産業論	2		2	半期		
	TBC205	宿泊産業論	2		2	半期		
	TBC206	外食産業論	2		2	半期		
	TBC301	レストラン経営論	2		3	半期		
	TBC302	ブライダルビジネス	2		3	半期		
	TBC303	ホテルビジネス	2		3	半期		
	TBC304	観光ツアー商品企画論	2		3	半期		
	TBC305	イベント企画論	2		3	半期		
	TBC306	テーマパークリゾートビジネス	2		3	半期		
	TBC307	MICE・IRコンベンションビジネス	2		3	半期		

区分	科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備考	
			必修	選択				
生きぬく力（観光職業力）養成科目	観光ネットワーク科目	TNC201	観光と交通		2	2	半期	選択
		TNC202	鉄道旅行論		2	2	半期	
		TNC203	航空概論		2	2	半期	
		TNC301	エアラインビジネス		2	3	半期	
		TNC302	空港経営論		2	3	半期	
		TNC303	DMO 経営論		2	3	半期	
		TNC204	観光 DX		2	2	半期	
	専門演習科目	TNC304	デジタル観光マーケティング		2	3	半期	選択
		TNC305	オンライン観光商品制作		2	3	半期	
		TNC306	観光メディア制作		2	3	半期	
		TNC307	観光メディア・インフルエンサー		2	3	半期	
		STE301	観光学特別演習Ⅰ		2	3	半期	
		STE302	観光学特別演習Ⅱ		2	3	半期	
		STE303	観光学特別演習Ⅲ		2	3	半期	
必修8単位	STE304	観光学特別演習Ⅳ		2	3	半期		
	STE305	専門演習Ⅰ	2		3	半期		
	STE306	専門演習Ⅱ	2		3	半期		
	STE401	卒業研究Ⅰ	2		4	半期		
	STE402	卒業研究Ⅱ	2		4	半期		

④資格関連科目

区分	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備考	
		必修	選択				
資格関連科目	日本語教員養成科目	言語学概論		2	1	半期	選択
		日本語学概論		2	1	半期	
		日本語教育概論		2	1	半期	
		日本語教育実践		2	2	半期	
		日本語教授法		2	2	半期	
		日本語の音声		2	2	半期	
		日本語文法		2	2	半期	
		言語習得論		2	2	半期	
		日本語表現学		2	2	半期	
		異文化コミュニケーション		2	2	半期	
		社会言語学		2	2	半期	
		日本語教育実習		2	3	半期	

⑤自由科目

区分	授業科目	単位数	配当 年次	期間	備考	
		自由				
自由科目	日本語	総合日本語基礎1	2	1	半期	※卒業単位に算入 されない。
		日本語口頭表現基礎1	1	1	半期	
		日本語文章表現基礎1	1	1	半期	
		総合日本語基礎2	2	1	半期	
		日本語口頭表現基礎2	1	1	半期	
		日本語文章表現基礎2	1	1	半期	

3. 2023年度 2024年度 入学生

(1) 授業科目

① 21世紀スキル（世界市民力）養成科目

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
21世紀スキル（世界市民力）養成科目	基礎科目	BAS101	基礎演習	2		1	半期	必修 16 単位	
		BAS102	日本語表現基礎	2		1	半期		
		BAS103	日本語表現応用	2		1	半期		
		BAS104	ICT 基礎 1	2		1	半期		
		BAS105	ICT 基礎 2	2		1	半期		
		BAS106	調査研究 1	2		1	半期		
		BAS201	調査研究 2	2		2	半期		
		BAS202	調査研究 3	2		2	半期		
	社会リテラシー科目	SLC101	社会科学入門	2		1	半期	必修 12 単位	
		SLC102	地元を知るー日本・関西圏の地理と歴史	2		1	半期		
		SLC103	市民リテラシー	2		1	半期		
		SLC104	科学技術リテラシー	2		1	半期		
		SLC201	環境リテラシー	2		2	半期		
		SLC202	グローバルリテラシー	2		2	半期		
	語学科目	日本語	FLJ101	総合日本語 1		2	1	半期	留学生 選択 4 単位
			FLJ102	総合日本語 2		2	1	半期	
			FLJ103	総合日本語 3		2	1	半期	
			FLJ104	総合日本語 4		2	1	半期	
			FLJ105	日本語口頭表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位
			FLJ106	日本語口頭表現 2		1	1	半期	
			FLJ107	日本語口頭表現 3		1	1	半期	
			FLJ108	日本語口頭表現 4		1	1	半期	
			FLJ109	日本語文章表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位
			FLJ110	日本語文章表現 2		1	1	半期	
			FLJ111	日本語文章表現 3		1	1	半期	
			FLJ112	日本語文章表現 4		1	1	半期	
		FLJ201	日本語中級演習		1	2	半期	留学生 選択 2 単位	
		FLJ202	日本語上級演習		1	2	半期		
FLJ203		日本語敬語表現		1	2	半期			
FLJ204		日本語文献読解と要約		1	2	半期			
FLJ205		日本語講義理解		1	2	半期			
FLJ206		ビジネス日本語		1	2	半期			
語学科目		FLC101	必修英語 I		2	1	半期	日本人学生 選択 8 単位 (必修英語 I・ 必修英語 II 4 単位を含む)	
		FLC102	必修英語 II		2	1	半期		
		FLC103	選択英語 I		1	1	半期		
		FLC104	選択英語 II		1	1	半期		
		FLC201	選択英語 III		1	2	半期		
		FLC202	選択英語 IV		1	2	半期		
		FLC203	選択英語 V		1	2	半期		
		FLC204	選択英語 VI		1	2	半期		
	FLC205	ビジネス英語 I		1	2	半期			
	FLC206	ビジネス英語 II		1	2	半期			
	FLC105	初級中国語 1		1	1	半期			
	FLC106	初級中国語 2		1	1	半期			
	FLC207	実践中国語		1	2	半期			
	FLC107	初級スペイン語		1	1	半期			
FLC108	初級フランス語		1	1	半期				
FLC109	初級ハンガール 1		1	1	半期				
FLC110	初級ハンガール 2		1	1	半期				
FLC208	実践ハンガール		1	2	半期				

②楽しむ力（旅人力）養成科目

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
楽しむ力（旅人力）養成科目	基礎科目 楽しむ力	BSS101	旅人論－観光学入門Ⅰ	2		1	半期	必修6単位
		BSS102	現代における幸福と自己	2		1	半期	
		BSS201	心が動く仕組み－感性と共感	2		2	半期	
		BSS103	コミュニケーション演習		2	1	半期	
	実践教育科目 文化実践科目	CEC101	文化鑑賞創造実践1	2		1	半期	必修2単位
		CEC102	文化鑑賞創造実践2		2	1	半期	選択
		CEC103	海外文化実践1		1～4	1		選択
		CEC104	海外文化実践2		1～4	1		

③生きぬく力（観光職業力）養成科目

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
実践教育科目 社会連携科目	SCC201	地域連携実践1	2		2	半期	必修2単位	
	SCC202	地域連携実践2		2	2	半期	選択	
	SCC203	職業連携実践1	2		2	半期	必修2単位	
	SCC204	職業連携実践2		2	2	半期	選択	
	基礎科目 生きぬく力	BSC101	職業としての観光－観光学入門Ⅱ	2		1	半期	必修2単位
		BSC102	キャリアデザイン		2	1	半期	選択
		BSC201	キャリアプランニング		2	2	半期	
		BSC301	キャリアガイダンス1		1	3	半期	
		BSC302	キャリアガイダンス2		1	3	半期	
		BSC202	インターンシップ1		2	2	半期	
BSC303		インターンシップ2		2	3	半期		
生きぬく力（観光職業力）養成科目 観光基礎科目	BTC101	観光史	2		1	半期	必修14単位選択	
	BTC102	世界と日本の観光事情	2		1	半期		
	BTC103	観光事業体概論	2		1	半期		
	BTC104	観光学原論	2		1	半期		
	BTC105	観光調査入門	2		1	半期		
	BTC201	観光と倫理	2		2	半期		
	BTC202	観光リスクマネジメント	2		2	半期		
	BTC203	観光と経済		2	2	半期	選択	
	BTC204	観光と文化		2	2	半期		
	BTC205	観光と経営		2	2	半期		
	BTC206	観光と情報		2	2	半期		
	BTC301	ホスピタリティマネジメント		2	3	半期		
	BTC302	観光政策論		2	3	半期		
	TDC201	観光と空間		2	2	半期		選択
TDC202	観光まちづくり論		2	2	半期			
TDC301	地域デザイン		2	3	半期			
TDC203	観光資源論		2	2	半期			
TDC204	文化・自然遺産論		2	2	半期			
TDC302	ヘリテージマネジメント		2	3	半期			
TDC303	エコ・グリーンツーリズム		2	3	半期			
TDC304	観光とアート		2	3	半期			
TDC305	ユニバーサル観光空間		2	3	半期			
TDC306	地域交通計画		2	3	半期			
TDC307	観光宗教空間		2	3	半期			
観光空間創造科目	TBC201	観光とサービス		2	2	半期	選択	
	TBC202	観光とマーケティング		2	2	半期		
	TBC203	フードスタディ		2	2	半期		
	TBC204	旅行産業論		2	2	半期		
	TBC205	宿泊産業論		2	2	半期		
	TBC206	外食産業論		2	2	半期		
	TBC301	レストラン経営論		2	3	半期		
	TBC302	ブライダルビジネス		2	3	半期		
	TBC303	ホテルビジネス		2	3	半期		
	TBC304	観光ツアー商品企画論		2	3	半期		
	TBC305	イベント企画論		2	3	半期		
	TBC306	テーマパークリゾートビジネス		2	3	半期		
	TBC307	MICE・IRコンベンションビジネス		2	3	半期		

区分	科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備考	
			必修	選択				
生きぬく力（観光職業力）養成科目	観光ネットワーク科目	TNC201	観光と交通		2	2	半期	選択
		TNC202	鉄道旅行論		2	2	半期	
		TNC203	航空概論		2	2	半期	
		TNC301	エアラインビジネス		2	3	半期	
		TNC302	空港経営論		2	3	半期	
		TNC303	DMO 経営論		2	3	半期	
		TNC204	観光 DX		2	2	半期	
	専門演習科目	TNC304	デジタル観光マーケティング		2	3	半期	選択
		TNC305	オンライン観光商品制作		2	3	半期	
		TNC306	観光メディア制作		2	3	半期	
		TNC307	観光メディア・インフルエンサー		2	3	半期	
		STE301	観光学特別演習Ⅰ		2	3	半期	
		STE302	観光学特別演習Ⅱ		2	3	半期	
		STE303	観光学特別演習Ⅲ		2	3	半期	
必修8単位	STE304	観光学特別演習Ⅳ		2	3	半期		
	STE305	専門演習Ⅰ	2		3	半期		
	STE306	専門演習Ⅱ	2		3	半期		
	STE401	卒業研究Ⅰ	2		4	半期		
	STE402	卒業研究Ⅱ	2		4	半期		

④資格関連科目

区分	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備考	
		必修	選択				
資格関連科目	日本語教員養成科目	言語学概論		2	1	半期	選択
		日本語学概論		2	1	半期	
		日本語教育概論		2	1	半期	
		日本語教育実践		2	2	半期	
		日本語教授法		2	2	半期	
		日本語の音声		2	2	半期	
		日本語文法		2	2	半期	
		日本語教育実習		2	3	半期	

⑤自由科目

区分	授業科目	単位数	配当 年次	期間	備考	
		自由				
科目自由	日本語	総合日本語基礎Ⅰ	2	1	半期	※卒業単位に算入 されない。
		日本語口頭表現基礎Ⅰ	1	1	半期	
		日本語文章表現基礎Ⅰ	1	1	半期	

4. 卒業要件（卒業に必要な単位数などの条件）

大学を卒業するには、4年以上在学し、次表の条件を満たす単位数を修得しなければなりません。

① 2023年度以降観光学部入学者の卒業要件

区 分		科 目 名	卒 業 要 件			総単位数							
						内 訳	合 計						
21世紀スキル (世界市民力)	基礎科目	基礎演習（学生生活への誘い）	必修 16 単位			16							
		調査研究 1～3 日本語表現基礎／日本語表現応用 ICT 基礎 1～2											
	社会リテラシー科目	社会科学入門				必修 12 単位			12				
地元を知る－日本・関西圏の地理と歴史													
市民リテラシー													
科学技術リテラシー													
環境リテラシー													
語学科目 ¹⁾	日本語	総合日本語 1～4	留学生 選択 4 単位	/		留学生 10							
		日本語口頭表現 1～4	留学生 選択 2 単位										
		日本語文章表現 1～4	留学生 選択 2 単位										
	上記以外の日本語科目	留学生 選択 2 単位											
英語	必修英語 I～II 上記科目以外の語学科目（英語・各国語）	留学生 選択	日本人学生 必修 4 単位 日本人学生 選択 4 単位	日本人 8									
楽しむ力 (旅人) 養成科目	楽しむ力 基礎科目	旅人論－観光学入門 I 現代における幸福と自己 心が動く仕組み－感性と共感	必修 6 単位			6							
		コミュニケーション演習					選択（履修指定）						
	文化実践科目	文化鑑賞創造実践 1 その他の文化実践科目	必修 2 単位 選択			2							
生きぬく力 (観光職業力) 養成科目	社会連携科目	地域連携実践 1 職業連携実践 1	必修 4 単位			4							
		上記科目以外の社会連携科目					選択						
	生きぬく力基礎科目	職業としての観光－観光学入門 II 上記科目以外の生き抜く力基礎科目	必修 2 単位 選択（履修指定）			2							
		観光基礎科目	観光史 世界と日本の観光事情 観光事業体概論 観光学原論 観光調査入門 観光と倫理 観光リスクマネジメント 上記科目以外の観光基礎科目	必修 14 単位			20						
	選択 6 単位以上												
								観光空間創造	観光事業展開	観光ネットワーク			
								観光空間創造 科目	観光と空間 観光資源論 観光まちづくり論 文化・自然遺産論 上記科目以外の観光空間創造科目	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位	
									観光事業展開 科目	観光とサービス 観光とマーケティング フードスタディ 宿泊産業論 外食産業論 旅行産業論 上記科目以外の観光事業展開科目	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位
	観光ネット ワーク科目	観光と交通 観光 DX 鉄道旅行論 航空概論 上記科目以外の観光ネットワーク科目	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位								
		専門演習科目	専門演習 I～II 卒業研究 I～II 観光学特別演習 I～IV	必修 8 単位 選択			8						
区分任意			日本人 14 留学生 12	124									

1) 留学生は日本語科目から 10 単位、日本人は英語科目とその他外国語から 8 単位以上を履修すること。

2) 観光空間創造科目・観光事業展開科目・観光ネットワーク科目から 16 科目 32 単位以上を修得すること。その際に、主として学部科目群からは 2 年次科目を含む科目 16 単位以上、その他の科目群のそれぞれから 4 科目 8 単位ずつ以上を必ず修得すること。

21世紀スキル（世界市民力）養成科目

基礎科目

基礎科目では「基礎演習」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」「ICT基礎1, 2」「調査研究1, 2, 3」は必修科目です。16単位全て取得してください。

社会リテラシー科目

社会リテラシー科目では「社会科学入門」「地元を知る—日本・関西圏の地理と歴史」「市民リテラシー」「科学技術リテラシー」「環境リテラシー」「グローバルリテラシー」は必修科目です。12単位全て取得してください。

語学科目

【日本人学生】

語学科目の「必修英語Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。4単位は必ず修得してください。合計8単位を取得しなければなりませんので、その他の語学科目から取得してください。

【留学生】

日本語の「総合日本語1～4」から4単位、「日本語口頭表現1～4」から2単位、「日本語文章表現1～4」から2単位、「その他日本語科目」から2単位取得してください。日本語自由科目は卒業要件に含まれません。

楽しむ力（旅人力）養成科目

楽しむ力基礎科目

楽しむ力基礎科目の「旅人論—観光学入門Ⅰ」「現代における幸福と自己」「心が動く仕組み—感性と共感」は必修科目です。6単位全て取得してください。

実践教育科目

文化実践科目の「文化鑑賞創造実践1」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力（観光職業力）養成科目

実践教育科目

社会連携科目の「地域連携実践」「職業連携実践」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力基礎科目

「職業としての観光—観光学入門Ⅱ」は必修科目です。必ず取得してください。

【2025年度以降入学生】

「キャリアデザイン」1年次に必ず履修します。

「キャリアプランニング」2年次に必ず履修します。

観光専門科目

〈観光基礎科目〉の「観光史」「世界と日本の観光事情」「観光事業者概論」「観光学原論」「観光調査入門」「観光と倫理」「観光リスクマネジメント」は必修科目です。14単位全て取得してください。

また、上記科目以外の観光基礎科目から6単位以上取得してください。

2年次に〈観光空間創造科目〉〈観光事業展開科目〉〈観光ネットワーク科目〉の中から主として学ぶ科目群を1つ選択します。主として学ぶ科目群からは2年次科目を含む16単位以上、その他の科目群のそれぞれから8単位以上ずつ、合計32単位取得してください。

〈専門演習科目〉の「専門演習Ⅰ, Ⅱ」「卒業研究Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。8単位全て取得してください。

区分任意

大学を卒業するには、合計124単位以上ないと卒業できません。

他卒業要件に含まれる科目の中から取得してください。（どの区分からでも可）

【2年次から3年次の進級要件】

以下を満たさない場合は3年次への進級、3年次配当科目の履修は認められず、留年（卒業延期）が決定する。

- 1) 2年次終了までに在学年数2年以上を経過し、2年次末で36単位以上を修得していること。
- 2) 1年次必修の「基礎演習」「調査研究1」「日本語表現基礎」の3科目6単位を修得済みであること。

【3年次から4年次への進級要件】

以下を満たさない場合は4年次配当科目「卒業研究Ⅰ～Ⅱ」を履修できず、留年（卒業延期）が決定する。

- 1) 3年次終了までに在学年数3年以上を経過し、1年次必修の「基礎演習」「調査研究1」「日本語表現基礎」「日本語表現用」、2年次必修の「調査研究2」「調査研究3」、3年次必修の「専門演習1・2」を修得済みであること。
- 2) 留学生の場合、3年次末時点で日本語能力試験N2あるいはNAT-TEST2級合格済み、J-Test 実用日本語検定600点以上の成績を取っていること。または入学時にEJU日本語の得点200点以上（2年次・3年次編入生220点以上）取得していること。（CBT NAT-TESTは対象外）

5. 2022 年度入学生

(1) 授業科目

① 21 世紀スキル（世界市民力）養成科目

区分	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備考		
		必修	選択					
21 世紀スキル（世界市民力）養成科目	基礎科目	基礎演習	2		1	半期	必修 16 単位	
		日本語表現基礎	2		1	半期		
		日本語表現応用	2		1	半期		
		ICT 基礎 1	2		1	半期		
		ICT 基礎 2	2		1	半期		
		調査研究 1	2		1	半期		
		調査研究 2	2		2	半期		
	調査研究 3	2		2	半期			
	社会リテラシー科目	社会科学入門	2		1	半期	必修 12 単位	
		地元を知るー日本・関西圏の地理と歴史	2		1	半期		
		市民リテラシー	2		1	半期		
		科学技術リテラシー	2		1	半期		
		環境リテラシー	2		2	半期		
		グローバルリテラシー	2		2	半期		
	語学科目	日本語	総合日本語 1		2	1	半期	留学生 選択 2～4 単位
			総合日本語 2		2	1	半期	
			総合日本語 3		2	1	半期	
			総合日本語 4		2	1	半期	
		日本語口頭表現 1		1	1	半期	留学生 選択 1～2 単位	
		日本語口頭表現 2		1	1	半期		
		日本語口頭表現 3		1	1	半期		
		日本語口頭表現 4		1	1	半期		
		日本語文章表現 1		1	1	半期	留学生 選択 1～2 単位	
		日本語文章表現 2		1	1	半期		
		日本語文章表現 3		1	1	半期		
		日本語文章表現 4		1	1	半期		
		日本語中級演習		1	2	半期	留学生 選択 2 単位	
		日本語上級演習		1	2	半期		
日本語敬語表現			1	2	半期			
日本語文献読解と要約			1	2	半期			
日本語講義理解			1	2	半期			
ビジネス日本語		1	2	半期				
語学科目	必修英語 I	2		1	半期	日本人学生 選択 8 単位 (必修英語 I・ 必修英語 II 4 単位を含む)		
	必修英語 II	2		1	半期			
	選択英語 I	1		1	半期			
	選択英語 II	1		1	半期			
	選択英語 III	1		2	半期			
	選択英語 IV	1		2	半期			
	選択英語 V	1		2	半期			
	選択英語 VI	1		2	半期			
	ビジネス英語 I	1		2	半期			
	ビジネス英語 II	1		2	半期			
	初級中国語 1	1		1	半期			
	初級中国語 2	1		1	半期			
	実践中国語	1		2	半期			
	初級スペイン語	1		1	半期			
	初級フランス語	1		1	半期			
	初級ハングル 1	1		1	半期			
	初級ハングル 2	1		1	半期			
実践ハングル	1		2	半期				

②楽しむ力（旅人力）養成科目

区分		授業科目	単位数		配当年次	期間	備考
			必修	選択			
楽しむ力（旅人力） 養成科目	基礎科目 楽しむ力	旅人論—観光学入門Ⅰ	2		1	半期	必修6単位
		現代における幸福と自己	2		1	半期	
		心が動く仕組み—感性と共感	2		2	半期	
		コミュニケーション演習		2	1	半期	
	実践教育 科目 文化実践	文化鑑賞創造実践1	2		1	半期	必修2単位
		文化鑑賞創造実践2		2	1	半期	選択
		海外文化実践1		1～4	1		選択
		海外文化実践2		1～4	1		

③生きぬく力（観光職業力）養成科目

区分		授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
生きぬく力（観光職業力） 養成科目	実践教育 科目 社会連携	地域連携実習1	2		2	半期	必修2単位	
		地域連携実習2		2	2	半期	選択	
		職業実践実習1	2		2	半期	必修2単位	
		職業実践実習2		2	2	半期	選択	
	生きぬく力 基礎科目	職業としての観光—観光学入門Ⅱ	2		1	半期	必修2単位	
		キャリアデザイン		2	1	半期	選択	
		キャリアプランニング		2	2	半期		
		キャリアガイダンス1		1	3	半期		
		キャリアガイダンス2		1	3	半期		
		インターンシップ1		2	2	半期		
		インターンシップ2		2	3	半期		
	観光基礎科目	観光史	2		1	半期		必修14単位 選択
		世界と日本の観光事情	2		1	半期		
		観光事業体概論	2		1	半期		
		観光学原論	2		1	半期		
		観光調査入門	2		1	半期		
		観光と倫理	2		2	半期		
		観光リスクマネジメント	2		2	半期		
		観光と経済		2	2	半期	選択	
		観光と文化		2	2	半期		
		観光と経営		2	2	半期		
		観光と情報		2	2	半期		
		ホスピタリティマネジメント		2	3	半期		
		観光政策論		2	3	半期		
	観光専門科目	観光空間創造科目	観光と空間		2	2	半期	選択
			観光まちづくり論		2	2	半期	
			地域デザイン		2	3	半期	
			観光資源論		2	2	半期	
			文化・自然遺産論		2	2	半期	
			ヘリテージマネジメント		2	3	半期	
			エコ・グリーンツーリズム		2	3	半期	
			観光とアート		2	3	半期	
			ユニバーサル観光空間		2	3	半期	
地域交通計画				2	3	半期		
観光宗教空間		2	3	半期				
観光事業展開科目	観光とサービス		2	2	半期	選択		
	観光とマーケティング論		2	2	半期			
	フードスタディ		2	2	半期			
	旅行産業論		2	2	半期			
	宿泊産業論		2	2	半期			
	外食産業論		2	2	半期			
	レストラン経営論		2	3	半期			

区分	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
		必修	選択				
生きぬく力（観光職業力）養成科目	観光事業展開 科目	ブライダルビジネス		2	3	半期	選択
		ホテルビジネス		2	3	半期	
		観光ツアー商品企画論		2	3	半期	
		イベント企画論		2	3	半期	
		テーマパークリゾートビジネス		2	3	半期	
		MICE・IR コンベンションビジネス		2	3	半期	
	観光ネットワーク科目	観光と交通		2	2	半期	選択
		鉄道旅行論		2	2	半期	
		航空概論		2	2	半期	
		エアラインビジネス		2	3	半期	
		空港経営論		2	3	半期	
		DMO 経営論		2	3	半期	
		観光 DX		2	2	半期	
		デジタル観光マーケティング		2	3	半期	
		オンライン観光商品制作		2	3	半期	
		観光メディア制作		2	3	半期	
		観光メディア・インフルエンサー		2	3	半期	
	専門演習科目	観光学特別演習Ⅰ		2	3	半期	選択
		観光学特別演習Ⅱ		2	3	半期	
		観光学特別演習Ⅲ		2	3	半期	
		観光学特別演習Ⅳ		2	3	半期	
		専門演習Ⅰ	2		3	半期	必修8単位
		専門演習Ⅱ	2		3	半期	
		卒業研究Ⅰ	2		4	半期	
		卒業研究Ⅱ	2		4	半期	

④資格関連科目

区分	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
		必修	選択				
資格関連科目	中学（社会）科目	法学		2	2	半期	選択
		政治学基礎		2	1	半期	
		社会学基礎		2	1	半期	
		経済学基礎		2	1	半期	
		民俗学		2	2	半期	
		観光社会学		2	1	半期	
		国際経済学		2	2	半期	
		グローバルゼーション経済学		2	2	半期	
		哲学基礎		2	1	半期	
		宗教学		2	1	半期	
	高校（地歴）科目 ・ 中学（社会）科目	日本史Ⅰ		2	1	半期	
		日本史Ⅱ		2	2	半期	
		外国史Ⅰ		2	1	半期	
		外国史Ⅱ		2	2	半期	
		地理学概説		2	1	半期	
		地誌		2	2	半期	
		日本文化史		2	2	半期	
		口頭伝承論		2	2	半期	
		人文地理学		2	1	半期	
		自然地理学		2	1	半期	
	高校（地歴）科目	観光歴史学		2	2	半期	
		観光地理学		2	2	半期	
	高校（商業）科目	経営学基礎		2	1	半期	
		マーケティング		2	1	半期	
		商学概論		2	2	半期	
		会計学基礎		2	1	半期	
		簿記基礎		2	1	半期	
		職業指導Ⅰ		2	1	半期	

区分		授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
資格関連科目	教職科目	高校(商業)科目	職業指導2		2	2	半期	選択
		商業経営論		2	2	半期		
		サービス経営論		2	2	半期		
		66条の科目	貿易論		2	2	半期	
			ホテル経営論		2	2	半期	
			人的資源管理・組織論		2	2	半期	
	日本国憲法(名称。区分変更)			2	1	半期		
	体育1			2	1	半期		
	体育2			2	1	半期		
	学芸員科目	生涯学習論		2	2	半期		
		博物館概論		2	1	半期		
		博物館経営論		2	2	半期		
		博物館資料論		2	2	半期		
		博物館資料保存論		2	2	半期		
		博物館展示論		2	2	半期		
		博物館教育論		2	2	半期		
		博物館情報・メディア論		2	2	半期		
		博物館実習		3	3	通年		
	日本語教員養成科目	言語学概論		2	1	半期		
		日本語学概論		2	1	半期		
		日本語教育概論		2	1	半期		
		言語習得論		2	2	半期		
		日本語教授法		2	2	半期		
		日本語の音声		2	2	半期		
		日本語文法		2	2	半期		
		日本語教育実習		2	3	半期		
	取扱管理者 科目	旅行業務	国内旅行業務基礎		2	2	半期	
		旅行業法・約款		2	2	半期		
		国内旅行業務		2	2	半期		
		海外旅行業務		2	2	半期		

⑤自由科目

区分		授業科目	単位数	配当年次	期間	備考
			自由			
自由科目	日本語	総合日本語基礎1	2	1	半期	※卒業単位に算入されない。
		日本語口頭表現基礎1	1	1	半期	
		日本語文章表現基礎1	1	1	半期	

(2) 卒業要件

① 2022 年度の入学生 卒業要件

区 分		科 目 名	卒 業 要 件			総単位数	
						内訳	合計
21世紀スキル (世界市民力) 養成科目	基礎科目	基礎演習 (学生生活への誘い)	必修 16 単位			16	
		調査研究 1～3 日本語表現基礎 / 日本語表現応用 ICT 基礎 1～2					
	社会リテラシー科目	社会科学入門				必修 12 単位	
地元を知る－日本・関西圏の地理と歴史							
市民リテラシー							
科学技術リテラシー							
環境リテラシー							
グローバルリテラシー							
語学科目 ¹⁾	日本語	総合日本語 1～4	留学生 選択 4 単位	/		8	
		日本語口頭表現 1～4	留学生 選択 2 単位				
日本語文章表現 1～4		留学生 選択 2 単位					
上記以外の日本語科目		留学生 選択 2 単位					
英語	必修英語 I～II	留学生 選択	日本人学生 選択 4 単位 日本人学生 選択 4 単位		8		
	上記科目以外の語学科目 (英語・各国語)						
楽しむ力(旅人) 養成科目	楽しむ力 基礎科目	旅人論－観光学入門 I	必修 6 単位			6	
		現代における幸福と自己 心が動く仕組み－感性と共感 コミュニケーション演習					
	文化実践科目	文化鑑賞創造実践 1 その他の文化実践科目	必修 2 単位 選択			2	
生きぬく力(観光職業力) 養成科目	社会連携科目	地域連携実習 1	必修 4 単位			4	124
		職業実践実習 1 上記科目以外の社会連携科目					
	生きぬく力基礎科目	職業としての観光－観光学入門 II	必修 2 選択 (履修指定)			2	
		上記科目以外の生きぬく力基礎科目					
	観光基礎科目	観光史	必修 14 単位			20	
		世界と日本の観光事情					
		観光事業体概論					
		観光学原論					
		観光調査入門					
		観光と倫理					
観光リスクマネジメント 上記科目以外の観光基礎科目	選択 6 単位以上						
観光専門科目 ²⁾	観光空間創造 科目	観光と空間	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位	32	
		観光資源論					
		観光まちづくり論					
		文化・自然遺産論 上記科目以外の観光空間創造科目					
	観光事業展開 科目	観光とサービス	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位		
		観光とマーケティング					
		フードスタディ					
		宿泊産業論					
		外食産業論 旅行産業論 上記科目以外の観光事業展開科目					
	観光ネット ワーク科目	観光と交通	選択 8 単位	選択 8 単位	選択 8 単位		
観光 DX							
鉄道旅行論		選択 8 単位					
航空概論 上記科目以外の観光ネットワーク科目							
専門演習科目	専門演習 I～II	必修 8 単位 選択			8		
	卒業研究 I～II						
	観光学特別演習 I～IV						
区分任意						14	

1) 語学科目は 8 単位を選択必修 | 留学生は日本語科目から、日本人は英語科目とその他外国語から 8 単位以上を履修すること。

2) 観光空間創造科目・観光事業展開科目・観光ネットワーク科目から 16 科目 32 単位以上を修得すること。その際に、主として学ぶ科目群からは 2 年次科目を含む科目 16 単位以上、その他の科目群のそれぞれから 4 科目 8 単位ずつ以上を必ず修得すること。

21世紀スキル（世界市民力）養成科目

基礎科目

基礎科目では「基礎演習」「日本語表現基礎」「日本語表現応用」「ICT基礎1, 2」「調査研究1, 2, 3」は必修科目です。16単位全て取得してください。

社会リテラシー科目

社会リテラシー科目では「社会科学入門」「地元を知る—日本・関西圏の地理と歴史」「市民リテラシー」「科学技術リテラシー」「環境リテラシー」「グローバルリテラシー」は必修科目です。12単位全て取得してください。

語学科目

【日本人学生】

語学科目の「必修英語Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。4単位は必ず修得してください。合計8単位を取得しなければなりませんので、その他の語学科目から取得してください。

【留学生】

日本語の「総合日本語1～4」から4単位、「日本語口頭表現1～4」から2単位、「日本語文章表現1～4」から2単位、「その他日本語科目」から2単位取得してください。日本語自由科目は卒業要件に含まれません。

楽しむ力（旅人力）養成科目

楽しむ力基礎科目

楽しむ力基礎科目の「旅人論—観光学入門Ⅰ」「現代における幸福と自己」「心が動く仕組み—感性と共感」は必修科目です。6単位全て取得してください。

実践教育科目

文化実践科目の「文化鑑賞創造実践1」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力（観光職業力）養成科目

実践教育科目

社会連携科目の「地域連携実習」「職業実践実習」は必修科目です。必ず取得してください。

生きぬく力基礎科目

「職業としての観光—観光学入門Ⅱ」は必修科目です。必ず取得してください。

観光専門科目

〈観光基礎科目〉の「観光史」「世界と日本の観光事情」「観光事業者概論」「観光学原論」「観光調査入門」「観光と倫理」「観光リスクマネジメント」は必修科目です。14単位全て取得してください。

また、上記科目以外の観光基礎科目から6単位以上取得してください。

2年次に〈観光空間創造科目〉〈観光事業展開科目〉〈観光ネットワーク科目〉の中から主として学ぶ科目群を1つ選択します。

主として学ぶ科目群からは2年次科目を含む16単位以上、その他の科目群のそれぞれから8単位以上ずつ、合計32単位取得してください。

〈専門演習科目〉の「専門演習Ⅰ, Ⅱ」「卒業研究Ⅰ, Ⅱ」は必修科目です。8単位全て取得してください。

区分任意

大学を卒業するには、合計124単位以上ないと卒業できません。

他卒業要件に含まれる科目の中から取得してください。（どの区分からでも可）

【2年次から3年次の進級要件】

以下を満たさない場合は3年次への進級、3年次配当科目の履修は認められず、留年（卒業延期）が決定する。

- 1) 2年次終了までに在学年数2年以上を経過し、2年次末で36単位以上を修得していること。
- 2) 1年次必修の「基礎演習」「調査研究1」「日本語表現基礎」の3科目6単位を修得済みであること。

【3年次から4年次への進級要件】

以下を満たさない場合は4年次配当科目「卒業研究Ⅰ～Ⅱ」を履修できず、留年（卒業延期）が決定する。

- 1) 3年次終了までに在学年数3年以上経過し、1年次必修の「基礎演習」「調査研究1」「日本語表現基礎」「日本語表現用」、2年次必修の「調査研究2」「調査研究3」、3年次必修の「専門演習1・2」を修得済みであること。
- 2) 留学生の場合、3年次末時点で日本語能力試験N2、あるいはNAT-TEST2級合格済み、J.Test 実用日本語検定600点以上の成績を収めていること。または入学時にEJU日本語の得点200点以上（2年次・3年次編入生220点）取得していること。（CBT NAT-TESTは対象外）

【2019～2021年度の入学生】

1. 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

以下の資質、能力を育み、修得した学生に学士の学位を授与する。

1. 観光に関わる学術上の成果を修得して、それらを職業生活の場で実践的に活用できる知識と技能を持っている。
2. グローバルな社会の中で活躍できる言語や情報処理に関する基礎的な運用能力を持っている。
3. 豊かな人格を築き、おもてなしの精神を育んでいる。
4. 異文化への理解を深め、尊重する姿勢を身につけている。

カリキュラム・ポリシー

社会に求められ観光業界で活躍できる教養ある実務家を育成するために、観光理論と観光実務の科目をバランスよく組み合わせたカリキュラムを編成する。学部教育の基礎となる知識・技能・語学を習得させるため、基礎科目を配置する。卒業後の進路に合わせ、観光経営・地域振興・観光文化という3つの分野から多彩な展開科目が選択できる。学群として、ツーリズム群・アーツ&サイエンス群・グローバル・コミュニケーション群・ビジネス&プラクティス群を置くが、各学群領域は横断的に履修でき、複合的な学修が可能となっている。また全ての学生は、全学年を通して自身が興味関心を持つ観光の専門領域のスタジオを選択し履修する。

1. 1年次から4年次まで全学年を通して学生は、自らが興味関心を持つ観光の専門領域のスタジオを選択し履修する。スタジオ群は観光経営・地域振興・観光文化の3つのテーマから構成されている。それぞれのスタジオは、社会に求められる実践的能力を持った人材の育成を目的として、問題発見・解決型の指導方法にもとづく少人数制によって運営される。4年次に履修する Thesis スタジオにおいて、卒業論文または卒業制作を必修とする。
2. ツーリズム群では、観光の基礎知識を習得するために、初年次に「観光学入門」と「観光学概論」の基礎科目を履修する。展開科目では、観光学の体系的な理解の学修のために、観光経営・地域振興・観光文化という3つの分野から多彩な観光理論を履修する。
3. グローバル・コミュニケーション群では、コミュニケーション・ツールとして必要な語学力（英語・日本語）を養成するため英語科目・日本語科目を基礎科目として履修する。展開科目では、グローバル化する社会に対応できるコミュニケーション能力の養成のために、第二外国語科目およびより高いレベルの英語・日本語科目を履修する。
4. アーツ&サイエンス群では、基礎科目と展開科目を通して自然・社会・人文の各科学の科目を履修する。学際的な学修を通して、幅広く深い教養を持つ人材を育成する。また、多様な価値観と生き方を理解し、尊重する人材を育成するために、「異文化理解」と「ダイバーシティと人権」を設置する。
5. ビジネス&プラクティス群では、基礎科目で社会人として必要となる基礎知識を習得す

る。展開科目では、観光業界で活躍できる知識と技術、そしておもてなしの精神を養成するために、観光実務系の授業科目を設置する。

6. 教職課程を置き、観光学の裾野を広げてゆく人材を育成する。

2. 授業科目

2019年度～2021年度入学生

① ツーリズム群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考
			必修	選択			
ツーリズム群 観光学	観光基礎	TF100 観光学入門	2		1	半期	必修4単位
		TF110 観光学概論	2		1	半期	
	観光経営	TM100 観光産業論		2	1	半期	選択32単位
		TM110 宿泊事業論		2	1	半期	
		TM230 ホテル経営論		2	2	半期	
		TM210 旅行事業論		2	2	半期	
		TM215 旅行商品論		2	2	半期	
		TM240 外食産業論		2	2	半期	
		TM245 レストラン経営論		2	2	半期	
		TM220 交通経営論		2	2	半期	
		TM225 観光交通計画論		2	2	半期	
		TM205 サービス経営論		2	2	半期	
		TM200 航空概論		2	2	半期	
		TM250 国際航空論		2	2	半期	
		TM255 Tourism Business		2	2	半期	
		TM370 カジノツーリズム		2	3	半期	
		TM310 サービスマネジメント論		2	3	半期	
		TM360 観光サービス人材論		2	3	半期	
		TM315 国際観光事業論		2	3	半期	
		TM340 観光レジャー論		2	3	半期	
	TM320 交通政策論		2	3	半期		
	TM350 観光広告論		2	3	半期		
	TM300 観光経営研究1		2	3	半期		
	TM305 観光経営研究2		2	3	半期		
	地域振興	TR100 観光地理学		2	1	半期	選択32単位
		TR110 観光資源論		2	1	半期	
		TR220 ニューツーリズム概論		2	2	半期	
		TR210 観光政策論		2	2	半期	
		TR200 地域振興論		2	2	半期	
		TR230 地域観光計画論		2	2	半期	
		TR240 世界遺産論		2	2	半期	
		TR250 温泉観光論		2	2	半期	
		TR320 エコツーリズム		2	3	半期	
		TR330 観光地域ブランド論		2	3	半期	
	TR300 観光地域振興研究1		2	3	半期		
	TR305 観光地域振興研究2		2	3	半期		
	観光文化	TC110 博物館概論		2	1	半期	選択32単位
		TC100 観光社会学		2	1	半期	
		TC200 観光歴史学		2	2	半期	
		TC205 観光人類学		2	2	半期	
		TC210 博物館経営論		2	2	半期	
		TC220 博物館資料論		2	2	半期	
		TC225 博物館資料保存論		2	2	半期	
TC215 博物館展示論			2	2	半期		
TC230 博物館教育論			2	2	半期		
TC240 博物館情報・メディア論			2	2	半期		
TC310 フードツーリズム			2	3	半期		
TC390 博物館実習			3	3	通年		
TC300 観光文化研究1			2	3	半期		
TC305 観光文化研究2		2	3	半期			

②アーツ&サイエンス群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考			
			必修	選択						
理科学	生物学	BO100	生物学・生化学		2	1	半期	選択2単位		
		BO210	生理学		2	2	半期			
		BO200	自然科学研究		2	2	半期			
	物理	PY100	物理学基礎：人間と宇宙		2	1	半期			
		コンピューター・サイエンス	CS100	情報科学基礎		2	1		半期	
	CS200		プログラミング1		2	2	半期			
	CS205		プログラミング2		2	2	半期			
	環境学	EV100	環境学基礎		2	1	半期			
	地学	GE100	地学基礎		2	1	半期			
		GE250	GIS（地理情報システム、ドローン）		2	2	半期			
	数学	MT100	数学基礎		2	1	半期			
		MT200	数学研究1		2	2	半期			
		MT205	数学研究2		2	2	半期			
	社会科学	経済学	EC100	経済学基礎		2	1		半期	必修6単位 その他選択
			EC210	グローバルイゼーション経済学		2	2		半期	
EC200			国際経済学		2	2	半期			
EC220			理論経済学基礎		2	2	半期			
EC300			経済学研究1		2	3	半期			
EC305			経済学研究2		2	3	半期			
国際関係学		IR100	国際関係学基礎		2	1	半期			
		IR200	国際関係理論		2	2	半期			
		IR300	国際関係学研究1		2	3	半期			
		IR305	国際関係学研究2		2	3	半期			
経営学		MN100	経営学基礎	2		1	半期			
		MN110	マーケティング	2		1	半期			
		MN240	ビジネス倫理		2	2	半期			
		MN260	人的資源管理・組織論		2	2	半期			
		MN270	アントレプレナーシップ		2	2	半期			
		MN220	商業経営論		2	2	半期			
		MN210	商学概論		2	2	半期			
		MN250	貿易論		2	2	半期			
		MN300	経営学研究1		2	3	半期			
MN305		経営学研究2		2	3	半期				
政治学と法		PL100	憲法		2	1	半期			
		PL110	政治学基礎		2	1	半期			
		PL200	現代政治学理論		2	2	半期			
		PL210	法学		2	2	半期			
		PL220	国際政治学		2	2	半期			
		PL230	Japanese Law		2	2	半期			
		PL300	政治学研究1		2	3	半期			
PL305		政治学研究2		2	3	半期				
社会学		SC100	社会学基礎	2		1	半期			
		SC200	社会学理論		2	2	半期			
	SC300	社会学研究1		2	3	半期				
	SC305	社会学研究2		2	3	半期				
人文学	人類学	AN100	人類学基礎		2	1	半期	必修2単位 選択2単位		
		AN110	文化人類学基礎		2	1	半期			
		AN120	自然人類学基礎		2	1	半期			
		AN130	考古学基礎		2	1	半期			
		AN260	地誌		2	2	半期			
		AN250	日本文化史		2	2	半期			
		AN240	民俗学		2	2	半期			
		AN270	口頭伝承論		2	2	半期			
		AN300	人類学研究1		2	3	半期			
	AN305	人類学研究2		2	3	半期				
	健康科学	HE101	体育1		2	1	半期			
		HE102	体育2		2	1	半期			
		HE110	武道		2	1	半期			
		HE160	健康科学概論		2	1	半期			

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
歴史学	HI100	日本史 1		2	1	半期		
	HI110	外国史 1		2	1	半期		
	HI200	日本史 2		2	2	半期		
	HI210	外国史 2		2	2	半期		
	HI300	歴史学研究 1		2	3	半期		
	HI305	歴史学研究 2		2	3	半期		
	地理学	GG100	地理学概説	2		1		半期
		GG110	人文地理学		2	1		半期
		GG120	自然地理学		2	1		半期
		GG250	アジア研究 1		2	2		半期
GG255		アジア研究 2		2	2	半期		
文学	LT100	文学基礎		2	1	半期		
	LT200	文学と文化		2	2	半期		
	LT220	Japanese Literature		2	2	半期		
	LT300	文学研究 1		2	3	半期		
	LT305	文学研究 2		2	3	半期		
言語学 (日本語)	LI120	日本語教育概論		2	1	半期		
	LI100	言語学概論		2	1	半期		
	LI110	日本語学概論		2	1	半期		
	LI210	言語習得論		2	2	半期		
	LI220	日本語教授法		2	2	半期		
	LI230	日本語の音声		2	2	半期		
	LI240	日本語文法		2	2	半期		
	LI380	日本語教育実習		2	3	半期		
哲学・宗教学・芸術学	PR100	哲学基礎		2	1	半期	必修 2 単位 選択 2 単位	
	PR110	宗教学		2	1	半期		
	PR220	芸術学		2	2	半期		
	PR200	哲学		2	2	半期		
	PR300	哲学・芸術研究 1		2	3	半期		
	PR305	哲学・芸術研究 2		2	3	半期		
心理学	PS100	心理学基礎		2	1	半期		
	PS210	発達心理学		2	2	半期		
	PS220	社会心理学		2	2	半期		
	PS230	認知心理学		2	2	半期		
	PS300	心理学研究 1		2	3	半期		
	PS305	心理学研究 2		2	3	半期		
音楽	MS101	音楽 1		2	1	半期		
	MS102	音楽 2		2	1	半期		
	MS103	音楽 3		2	1	半期		
	MS104	音楽 4		2	1	半期		
	MS201	音楽研究 1		2	2	半期		
	MS202	音楽研究 2		2	2	半期		
パフォーミング・アーツ	PA110	バレエ理論		2	1	半期		
	PA115	バレエ		2	1	半期		
	PA100	演劇理論		2	1	半期		
	PA105	演劇		2	1	半期		
	PA130	世界の舞踊		2	1	半期		
	PA230	日本芸能史		2	2	半期		
	PA210	アーツ・マネジメント		2	2	半期		
	PA151	ダンス 1A (基礎)		1	1	半期		
	PA153	ダンス 1C (基礎)		1	1	半期		
学際研究 (個別企画)	ID100	異文化理解	2		1	半期	必修 2 単位 選 択	
	ID110	ダイバーシティと人権		2	1	半期		
	ID200	国際協力論		2	2	半期		
	ID210	危機管理論		2	2	半期		
	ID220	人文学概論		2	2	半期		
	ID150	スペシャル・プロジェクト 1A		2	1	半期		
	ID151	スペシャル・プロジェクト 1B		2	1	半期		
	ID152	スペシャル・プロジェクト 1C		2	1	半期		
	ID153	スペシャル・プロジェクト 1D		2	1	半期		

区 分	科目 コード	授業科目	単位数		配当 年次	期間	備 考	
			必修	選択				
(アーツ&サイエンス群)	学 際 研 究 (個 別 企 画)	ID154	スペシャル・プロジェクト1E		2	1	半期	選 択
		ID155	スペシャル・プロジェクト1F		2	1	半期	
		ID156	スペシャル・プロジェクト1G		2	1	半期	
		ID157	スペシャル・プロジェクト1H		2	1	半期	
		ID158	スペシャル・プロジェクト1I		2	1	半期	
		ID159	スペシャル・プロジェクト1J		2	1	半期	
		ID250	スペシャル・プロジェクト2A		2	2	半期	
		ID251	スペシャル・プロジェクト2B		2	2	半期	
		ID252	スペシャル・プロジェクト2C		2	2	半期	
		ID253	スペシャル・プロジェクト2D		2	2	半期	
		ID254	スペシャル・プロジェクト2E		2	2	半期	
		ID255	スペシャル・プロジェクト2F		2	2	半期	
		ID256	スペシャル・プロジェクト2G		2	2	半期	
		ID257	スペシャル・プロジェクト2H		2	2	半期	
		ID258	スペシャル・プロジェクト2I		2	2	半期	
		ID259	スペシャル・プロジェクト2J		2	2	半期	
		ID350	スペシャル・プロジェクト3A		2	3	半期	
		ID351	スペシャル・プロジェクト3B		2	3	半期	
		ID352	スペシャル・プロジェクト3C		2	3	半期	
		ID353	スペシャル・プロジェクト3D		2	3	半期	
		ID354	スペシャル・プロジェクト3E		2	3	半期	
		ID355	スペシャル・プロジェクト3F		2	3	半期	
		ID356	スペシャル・プロジェクト3G		2	3	半期	
		ID357	スペシャル・プロジェクト3H		2	3	半期	
		ID358	スペシャル・プロジェクト3I		2	3	半期	
		ID359	スペシャル・プロジェクト3J		2	3	半期	

③グローバル・コミュニケーション群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
グローバル・コミュニケーション群	グローバル・コミュニケーション	日本語	JP100	総合日本語 1		2	1	半期	留学生 選択 4 単位
			JP101	総合日本語 2		2	1	半期	
			JP102	総合日本語 3		2	1	半期	
			JP103	総合日本語 4		2	1	半期	
			JP110	日本語口頭表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位
			JP111	日本語口頭表現 2		1	1	半期	
			JP112	日本語口頭表現 3		1	1	半期	
			JP113	日本語口頭表現 4		1	1	半期	
			JP120	日本語文章表現 1		1	1	半期	留学生 選択 2 単位
			JP121	日本語文章表現 2		1	1	半期	
			JP122	日本語文章表現 3		1	1	半期	
			JP123	日本語文章表現 4		1	1	半期	
			JP150	日本語中級演習		1	1	半期	留学生 選択 2 単位
			JP160	日本語上級演習		1	1	半期	
			JP161	日本語敬語表現		1	1	半期	
			JP162	漢字・語彙 (非漢字圏留学生用)		1	1	半期	
			JP163	日本語ライティングスキル 1		1	1	半期	
			JP170	日本事情		1	1	半期	
			JP171	日本語文献読解と要約		1	1	半期	
			JP172	日本語講義理解		1	1	半期	
			JP250	ビジネス日本語		1	2	半期	
			JP263	日本語ライティングスキル 2		1	2	半期	
			JP290	日本文化フィールドワーク		1	2	半期	
			EN100	英語 1 A	1		1	半期	
			EN101	英語 1 B	1		1	半期	
			EN102	英語 1 C	1		1	半期	
			EN103	英語 1 D	1		1	半期	
			EN110	英語 1 E	1		1	半期	
			EN111	英語 1 F	1		1	半期	
EN112	英語 1 G	1		1	半期				
EN113	英語 1 H	1		1	半期				
EN200	英語 2 A	1		1	半期	日本人 学生 必修 16 単位			
EN201	英語 2 B	1		1	半期				
EN202	英語 2 C	1		1	半期				
EN203	英語 2 D	1		1	半期				
EN210	英語 2 E	1		1	半期				
EN211	英語 2 F	1		1	半期				
EN212	英語 2 G	1		1	半期				
EN213	英語 2 H	1		1	半期				
EN250	語学研修 1		1	2					
EN251	語学研修 2		1	2					
EN252	語学研修 3		1	2					
EN253	語学研修 4		1	2					
EN300	英語 3 A		1	2	半期	選 択			
EN301	英語 3 B		1	2	半期				
EN302	英語 3 C		1	2	半期				
EN303	英語 3 D		1	2	半期				
EN350	外書講読 1		2	3	半期				
EN351	外書講読 2		2	3	半期				
スペイン語	SP100	初級スペイン語		1	1		半期		
フランス語	FR100	初級フランス語		1	1		半期		
アジア・ヨーロッパ諸語	AS100	初級アジア・ヨーロッパ諸語 1		1	1		半期		
	AS101	初級アジア・ヨーロッパ諸語 2		1	1		半期		
ハンゲル	KR100	初級ハンゲル 1		1	1		半期		
	KR105	初級ハンゲル 2		1	1		半期		
	KR200	実践ハンゲル		1	2		半期		
中国語	CN100	初級中国語 1		1	1	半期			
	CN105	初級中国語 2		1	1	半期			
	CN200	実践中国語		1	2	半期			

④スタジオ群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
スタジオ群	スタジオ	ST100	プレスタジオ	2		1	半期	必修 25 単位
		ST150	A スタジオ	3		1	半期	
		ST200	B スタジオ 1	3		2	半期	
		ST250	B スタジオ 2	3		2	半期	
		PF200	ポートフォリオレビュー 1	1		2	半期	
		ST300	C スタジオ 1	3		3	半期	
		ST350	C スタジオ 2	3		3	半期	
		PF300	ポートフォリオレビュー 2	1		3	半期	
		ST380	Thesis スタジオ 1	3		4	半期	
		ST390	Thesis スタジオ 2	3		4	半期	
		ST161	スタジオプラクティカルトレーニング 1		1	1	半期	選 択
		ST162	スタジオプラクティカルトレーニング 2		1	1	半期	
		ST163	スタジオプラクティカルトレーニング 3		1	1	半期	
		ST164	スタジオプラクティカルトレーニング 4		1	1	半期	

⑤ビジネス&プラクティス群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
ビジネス&プラクティス群	会計	BA150	簿記基礎		2	1	半期	必修 6 単位 選択 12 単位	
		BA100	会計学基礎		2	1	半期		
		BA210	財務管理論		2	2	半期		
	プラクティス	ビジネス&プラクティス	BP100	ホスピタリティ論	2		1		半期
			BP110	リーダーシップ&フォロアシップ論		2	1		半期
			BP120	国内旅行業務基礎		2	1		半期
			BP130	経営実践学		2	1		半期
			BP210	ホテル実務		2	2		半期
			BP215	ホテルビジネス論		2	2		半期
			BP220	レストラン実務		2	2		半期
			BP225	レストランビジネス論		2	2		半期
			BP230	エアライン実務		2	2		半期
			BP235	エアラインビジネス論		2	2		半期
			BP240	プライダル概論		2	2		半期
			BP250	テーマパーク概論		2	2		半期
			BP260	旅行業法・約款		2	2		半期
			BP270	国内旅行業務		2	2		半期
			BP275	海外旅行業務		2	2		半期
			BP280	Travel Service		2	2		半期
			BP350	観光ガイド論		2	3		半期
	ICT	ビジネス&プラクティス	BP300	プラクティス研究 1		2	3		半期
			BP305	プラクティス研究 2		2	3		半期
	キャリア	ビジネス&プラクティス	BI100	ICT 基礎 1	1		1		半期
			BI101	ICT 基礎 2	1		1		半期
			BC100	キャリアデザイン	2		1		半期
			BC150	職業指導 1		2	1		半期
			BC200	キャリアプランニング		2	2		半期
			BC250	職業指導 2		2	2		半期
			BC260	生涯学習概論		2	2		半期
	インターンシップ	ビジネス&プラクティス	BC300	キャリアガイダンス 1		1	3		半期
			BC305	キャリアガイダンス 2		1	3		半期
			BS200	インターンシップ 1		2	2		半期
	インターンシップ	ビジネス&プラクティス	BS250	海外インターンシップ		4	2		半期
BS300			インターンシップ 2		2	3	半期		

⑥特別科目

区 分		科目 コード	授業科目	単位数	配当 年次	期間	備 考
				自 由			
特別科目	日 本 語	JP080	総合日本語基礎 1	2	1	半期	※卒業単位に算 入されない。
		JP081	日本語口頭表現基礎 1	1	1	半期	
		JP082	日本語文章表現基礎 1	1	1	半期	
		JP083	総合日本語基礎 2	2	1	半期	
		JP084	日本語口頭表現基礎 2	1	1	半期	
		JP085	日本語文章表現基礎 2	1	1	半期	
	数 学	MT080	数学基礎	1	1	半期	

3. 卒業要件（2019～2021年度入学生）

区 分			科 目 名	卒 業 要 件		総単位数	
						内訳	合計
ツーリズム群	観光学	観光基礎	観光学入門 観光学概論	必修 4 単位		36	
		観光経営	上記以外のツーリズム群科目	選択 32 単位			
		地域振興					
		文化					
アート& サイエンス群	理科学		理科学科目	選択 2 単位		2	
	社会科学		経営学基礎 マーケティング 社会学基礎	必修 6 単位		6	
		人文科学		地理学概説 上記以外の人文科学科目	必修 2 単位 選択 2 単位	4	
	学際研究		異文化理解 上記以外の学際研究科目	必修 2 単位 選 択	2		
グローバル・ コミュニケーション群	グローバル ・ コミュニケーション	日本語	総合日本語 1～4	留学生 選択 4 単位	/	16	
			日本語口頭表現 1～4	留学生 選択 2 単位			
			日本語文章表現 1～4	留学生 選択 2 単位			
			上記以外の日本語科目	留学生 選択 8 単位			
		英語	英語 1A～英語 1H 英語 2A～英語 2H	※「上記以外 の日本語科 目」からは 2単位以上 を取得する こと。			
	上記以外のグローバル・コミュ ニケーション群科目	選 択					
スタジオ群	スタジオ	スタジオ	プレスタジオ	必修 25 単位		25	
			A スタジオ				
			B スタジオ 1				
			B スタジオ 2				
			ポートフォリオレビュー 1				
			C スタジオ 1				
			C スタジオ 2				
			ポートフォリオレビュー 2				
			Thesis スタジオ 1				
			Thesis スタジオ 2				
	上記以外のスタジオ群科目	選 択					
ビジネス& プラクティス群	ビジネス & プラクティス		ホスピタリティ論	必修 6 単位		18	
			ICT 基礎 1				
			ICT 基礎 2				
			キャリアデザイン				
	上記以外のビジネス&プラク ティス群科目	選択 12 単位					
区分任意						15	

※上記科目のうち 2 科目を「ライティングインテンシブ」指定科目として修得すること。

ツーリズム群

「ツーリズム群」では、「観光学入門」「観光学概論」が必修科目です。
またその他に、ツーリズム群から 32 単位を修得してください。

アーツ&サイエンス群

- ・理科学
理科学から 2 単位を修得してください。
- ・社会科学
社会学では、「経営学基礎」「マーケティング」「社会学基礎」が必修科目です。
- ・人文科学
人文科学では、「地理学概説」が必修です。またその他に、2 単位を修得してください。
- ・学際研究
「異文化理解」が必修科目です。

グローバル・コミュニケーション群

【日本人学生】

英語科目 16 単位が必修です。

【留学生】

「総合日本語 1～4」から 4 単位、「日本語口頭表現 1～4」から 2 単位、「日本語文章表現 1～4」から 2 単位、その他の日本語科目から 2 単位取得してください。

グローバル・コミュニケーション群から合計 16 単位を取得しなければなりませんので、その他の日本語や英語、第 2 外国語から取得してください。

日本語特別科目は卒業要件に含まれません。

スタジオ群

スタジオ群では、必修科目 25 単位を取得してください。

※ 2 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 1」を取得しなければ、次年度の「C スタジオ 1～2」を履修することはできません。

※ 3 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 2」を取得しなければ、次年度の「Thesis スタジオ 1～2」を履修することはできません。

ビジネス&プラクティス群

ビジネス&プラクティス群では、「ホスピタリティ論」「ICT 基礎 1」「ICT 基礎 2」「キャリアデザイン」が必修です。またその他に、12 単位を修得してください。

区分任意

上記の群から単位をすべて修得しますと、109 単位になります。

大学を卒業するには、合計 124 単位以上ないと卒業できません。

残り 15 単位については、すべての区分の選択科目から取得してください。

●ライティングインテンシブ科目（2019 年度～ 2021 年度入学生）

ライティングインテンシブ科目とは、レポートなどの文章作成能力を身に付けるための科目です。初回授業時に学生から専任教員へ申請して、授業担当教員が許可した場合、ライティングインテンシブ科目となります。当該科目は原則として、日常課題や期末試験はライティング（レポート等）により、成績評価が行われます。文章作成の合計文字数については下記を目安としています。卒業時までには **2 科目**以上取得しなければならないので、注意してください。

※ただし、必修・演習科目は除く。日本語に限らず英文も可。

100 番台ライティングインテンシブ科目 … 2000 字（半期）

200 番台ライティングインテンシブ科目 … 4000 字（半期）

300 番台ライティングインテンシブ科目 … 6000 字（半期）

IX. 国際交流学部 教育課程

1. 3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

国際交流学部では、スタジオ制度を核としたリベラルアーツ教育により、グローバル化する世界のなかで社会を牽引していくリーダーシップを持った教養人を育成することを教育の目標とする。

学生は、多様な価値観をもつ人々と交流し協働するために、幅広い分野の基本的知識と考え方、そしてものごとを正しく理解・判断し伝える知的技術を身につける。また、社会、文化、ことば、政治、経済、芸術、心理など、特定の専門領域からスタジオを選択し、課題発見・解決型の実践的プロジェクトに挑戦する。

本学部から学位を授与された学士は、それぞれの活躍の場において、本学において学んだ知識や技術をもって現実の課題にあたることのできる本物の「教養」を身につけ、社会を牽引するために必要なリーダーシップを養成する。

これを実現するために、所定の教育課程 124 単位以上の履修を通し、下記 1 から 5 の目標を達成した者に対して学位を授与する。

1. 各自の視座を持ち、批判的思考力をもって発見・分析・考察するための基本的な知的技術を身につけること。すなわち、
 - ・物事の問題点を分析し、論理的に考える技術
 - ・明瞭かつ効果的に書く技術
 - ・文章から本質的な情報を読み取る技術
 - ・適切なことばで自らの考えを相手に伝える技術
 - ・仕事の現場に必要な語学力
2. さまざまな分野の学問について、基礎的な知識を習得すること。
3. 他の文化・芸術や時代に対する基礎的な知識を習得すること。
4. 倫理や道徳を身につけていること。
5. 自らの問いを見つけ、その答えを探求するために、あるひとつの学問分野について深く学んだ経験をもつこと。

カリキュラム・ポリシー

国際交流学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成し、グローバル化する社会において活躍・貢献できる人材を育成するために、以下のカリキュラムの方針に基づいて教育を実践する。

●総論

国際交流学部のカリキュラムは、「アーツ&サイエンス群」、「グローバル・コミュニケーション群」、「スタジオ群」、「ビジネス&プラクティス群」の4つの群で構成されている。

学生に対する教育は、4年間を通してスタジオ（スタジオ群）を中心に展開される。なお、スタジオ群がカリキュラム全体の縦糸を構成するとするならば、アーツ&サイエンス群、グローバル・コミュニケーション群、ビジネス&プラクティス群のそれぞれに設置された科目は、カリキュラムの横糸を成すものである。

各学群は基礎レベルの100番代、専門レベルへの準備段階となる200番代、専門研究レベル

の300番代によりレベル分けされる。学生は所属するスタジオの指導教員の指定もしくは推薦に従い、それぞれの学年に関わらず学修レベルに応じて必要なレベルの科目を履修する。

●各論

1. スタジオ群

学生は、社会、文化、ことば、政治、経済、芸術、心理など、特定の専門領域からスタジオを選択し、1年次から4年次まで全学年を通じて履修する。スタジオにおいては、大学教育への導入、学部教育の基礎となる知識と技能の習得、さらに、課題発見・解決型の実践的プロジェクトを通じて、批判的思考力および、論理的で説得力のある議論を展開するための知的技術を養う。スタジオは、他の諸科目とも協働して各ディプロマ・ポリシーに定める能力を育成する。

学生は各スタジオで取り組んだ課題についてポートフォリオレビューを作成し、思考段階からリサーチ、企画、制作過程から作品提示に至るまで、その全プロセスを記録しなければならない。

2. アーツ&サイエンス群

さまざまな学問分野（理科学・社会科学・人文科学・学際研究）の基礎的知識と経験を基盤とした教養と思考能力を習得し、自らの関心領域を総合的かつ体系的に追究する能力を養う。加えて、人間を取り巻く文化・芸術や社会について深い教養を身につけ、また、異なる文化や時代に対する知識を習得することにより、価値や存在の多様性を受け入れることのできる人間を育成する。この目的のためにアーツ&サイエンス群の科目を置く。学生は、各分野において指定された以上の単位数及び必修科目を履修しなければならない。

3. グローバル・コミュニケーション群

コミュニケーション・ツールとして必要な基本的語学力を養成する。その上で、国際社会で活躍できる社会人として必要な実用レベルの語学力の習得を目指す。この目的のためにグローバル・コミュニケーション群の科目を置く。日本人学生は英語、外国人留学生は日本語を必修科目とし、選択科目を含め、指定された単位数以上を履修しなければならない。

4. ビジネス&プラクティス群

卒業後の進路について考え、国際社会に貢献できる自立した社会人への成長を促すと同時に、進路目標に向けて基本的なスキルと知識を身につけ、実践能力を高める。この目的のためにビジネス&プラクティス群の科目を置く。学生は、指定された以上の単位数及び必修科目を履修しなければならない。

5. 卒業論文・卒業制作・卒業公演

卒業年次に卒業論文・卒業制作・卒業公演のいずれかが課せられる。学生は4年間にわたるスタジオでの学修において、自らの研究テーマを設定し、教員の指導の下で、学士課程における自らの勉学の集大成として卒業論文・卒業制作・卒業公演のいずれかを完成する。

2. 授業科目

(1) 2019年度以降の入学生

①アーツ&サイエンス群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
理科学	生物学	BO100	生物学・生化学		2	1	半期	選択 6 単位
		BO210	生理学		2	2	半期	
		BO200	自然科学研究		2	2	半期	
	物理	PY100	物理学基礎：人間と宇宙		2	1	半期	
		コンピューター・サイエンス	CS100	情報科学基礎		2	1	
	CS200		プログラミング1		2	2	半期	
	CS205		プログラミング2		2	2	半期	
	環境学	EV100	環境学基礎		2	1	半期	
		地学	GE100	地学基礎		2	1	
	GE250		GIS(地理情報システム、ドローン)		2	2	半期	
	数学	MT100	数学基礎		2	1	半期	
		MT200	数学研究1		2	2	半期	
		MT205	数学研究2		2	2	半期	
	社会科学	経済学	EC100	経済学基礎		2	1	
EC210			グローバルゼーション経済学		2	2	半期	
EC200			国際経済学		2	2	半期	
EC220			理論経済学基礎		2	2	半期	
EC300			経済学研究1		2	3	半期	
EC305			経済学研究2		2	3	半期	
国際関係学		IR100	国際関係学基礎	2		1	半期	
		IR200	国際関係理論		2	2	半期	
		IR300	国際関係学研究1		2	3	半期	
		IR305	国際関係学研究2		2	3	半期	
経営学		MN100	経営学基礎	2		1	半期	
		MN110	マーケティング		2	1	半期	
		MN240	ビジネス倫理		2	2	半期	
		MN260	人的資源管理・組織論		2	2	半期	
	MN270	アントレプレナーシップ		2	2	半期		
	MN220	商業経営論		2	2	半期		
	MN210	商学概論		2	2	半期		
	MN250	貿易論		2	2	半期		
	MN300	経営学研究1		2	3	半期		
MN305	経営学研究2		2	3	半期			
政治学と法	PL100	憲法		2	1	半期		
	PL110	政治学基礎		2	1	半期		
	PL200	現代政治学理論		2	2	半期		
	PL210	法学		2	2	半期		
	PL220	国際政治学		2	2	半期		
	PL230	Japanese Law		2	2	半期		
	PL300	政治学研究1		2	3	半期		
	PL305	政治学研究2		2	3	半期		
社会学	SC100	社会学基礎	2		1	半期		
	SC200	社会学理論		2	2	半期		
	SC300	社会学研究1		2	3	半期		
	SC305	社会学研究2		2	3	半期		
人文科学	人類学	AN100	人類学基礎	2		1	半期	必修 6 単位 選択 12 単位
		AN110	文化人類学基礎		2	1	半期	
		AN120	自然人類学基礎		2	1	半期	
		AN130	考古学基礎		2	1	半期	
		AN260	地誌		2	2	半期	
		AN250	日本文化史		2	2	半期	
		AN240	民俗学		2	2	半期	
		AN270	口頭伝承論		2	2	半期	
		AN300	人類学研究1		2	3	半期	
		AN305	人類学研究2		2	3	半期	
	健康科学	HE101	体育1		2	1	半期	
		HE102	体育2		2	1	半期	
		HE110	武道		2	1	半期	
		HE160	健康科学概論		2	1	半期	
歴史学	HI100	日本史1		2	1	半期		
	HI110	外国史1		2	1	半期		
	HI200	日本史2		2	2	半期		
	HI210	外国史2		2	2	半期		
	HI300	歴史学研究1		2	3	半期		
HI305	歴史学研究2		2	3	半期			

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
人文学 芸術&サイエンス群	地理学	GG100	地理学概説		2	1	半期	必修6単位 選択12単位
		GG110	人文地理学		2	1	半期	
		GG120	自然地理学		2	1	半期	
		GG250	アジア研究1		2	2	半期	
		GG255	アジア研究2		2	2	半期	
	文学	LT100	文学基礎		2	1	半期	
		LT200	文学と文化		2	2	半期	
		LT220	Japanese Literature		2	2	半期	
		LT300	文学研究1		2	3	半期	
		LT305	文学研究2		2	3	半期	
	言語学 (日本語)	LI120	日本語教育概論		2	1	半期	
		LI100	言語学概論		2	1	半期	
		LI110	日本語学概論		2	1	半期	
		LI210	言語習得論		2	2	半期	
		LI220	日本語教授法		2	2	半期	
		LI230	日本語の音声		2	2	半期	
		LI240	日本語文法		2	2	半期	
		LI380	日本語教育実習		2	3	半期	
	哲学・宗教学・芸術学	PR100	哲学基礎	2		1	半期	
		PR110	宗教学		2	1	半期	
		PR220	芸術学		2	2	半期	
		PR200	哲学		2	2	半期	
		PR300	哲学・芸術研究1		2	3	半期	
	PR305	哲学・芸術研究2		2	3	半期		
	心理学	PS100	心理学基礎	2		1	半期	
		PS210	発達心理学		2	2	半期	
		PS220	社会心理学		2	2	半期	
		PS230	認知心理学		2	2	半期	
		PS300	心理学研究1		2	3	半期	
	PS305	心理学研究2		2	3	半期		
	音楽	MS101	音楽1		2	1	半期	
		MS102	音楽2		2	1	半期	
		MS103	音楽3		2	1	半期	
		MS104	音楽4		2	1	半期	
		MS201	音楽研究1		2	2	半期	
		MS202	音楽研究2		2	2	半期	
	パフォーマンス・アーツ	PA110	バレエ理論		2	1	半期	
		PA115	バレエ		2	1	半期	
		PA100	演劇理論		2	1	半期	
		PA105	演劇		2	1	半期	
		PA130	世界の舞踊		2	1	半期	
		PA230	日本芸能史		2	2	半期	
		PA210	アーツ・マネジメント		2	2	半期	
		PA151	ダンス1A(基礎)		1	1	半期	
		PA153	ダンス1C(基礎)		1	1	半期	
		PA152	ダンス1B		1	1	半期	
		PA154	ダンス1D		1	1	半期	
PA120		ダンス理論1		2	1	半期		
PA125		ダンス研究1		2	1	半期		
PA180		ダンス演習A		1	1	半期		
PA185		ダンス演習B		1	1	半期		
PA251		ダンス2A		1	2	半期		
PA252		ダンス2B		1	2	半期		
PA253		ダンス2C		1	2	半期		
PA254		ダンス2D		1	2	半期		
PA220		ダンス理論2		2	2	半期		
PA225		ダンス研究2		2	2	半期		
PA255		ダンス3A		1	3	半期		
PA256		ダンス3B		1	3	半期		
PA257		ダンス3C		1	3	半期		
PA258		ダンス3D		1	3	半期		
PA260		ダンス理論3		2	3	半期		
PA265		ダンス研究3		2	3	半期		
PA351		ダンス4A		1	4	半期		
PA352	ダンス4B		1	4	半期			
PA353	ダンス4C		1	4	半期			
PA354	ダンス4D		1	4	半期			

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
人文科学	パフォーミング・アート	PA320	ダンス理論4		2	4	半期	必修6単位 選択12単位	
		PA325	ダンス研究4		2	4	半期		
		PA280	パフォーミング・アーツ研究1A		2	2	半期		
		PA285	パフォーミング・アーツ研究1B		2	2	半期		
		PA380	パフォーミング・アーツ研究2A		2	3	半期		
		PA385	パフォーミング・アーツ研究2B		2	3	半期		
アーツ&サイエンス群	学際研究	学際研究(個別企画)	ID100	異文化理解	2		1	半期	必修2単位
			ID110	ダイバーシティと人権		2	1	半期	
			ID200	国際協力論		2	2	半期	
			ID210	危機管理論		2	2	半期	
			ID220	人文学概論		2	2	半期	
			ID150	スペシャル・プロジェクト1A		2	1	半期	
			ID151	スペシャル・プロジェクト1B		2	1	半期	
			ID152	スペシャル・プロジェクト1C		2	1	半期	
			ID153	スペシャル・プロジェクト1D		2	1	半期	
			ID154	スペシャル・プロジェクト1E		2	1	半期	
			ID155	スペシャル・プロジェクト1F		2	1	半期	
			ID156	スペシャル・プロジェクト1G		2	1	半期	
			ID157	スペシャル・プロジェクト1H		2	1	半期	
			ID158	スペシャル・プロジェクト1I		2	1	半期	
			ID159	スペシャル・プロジェクト1J		2	1	半期	
			ID250	スペシャル・プロジェクト2A		2	2	半期	
			ID251	スペシャル・プロジェクト2B		2	2	半期	
			ID252	スペシャル・プロジェクト2C		2	2	半期	
			ID253	スペシャル・プロジェクト2D		2	2	半期	
			ID254	スペシャル・プロジェクト2E		2	2	半期	
			ID255	スペシャル・プロジェクト2F		2	2	半期	
			ID256	スペシャル・プロジェクト2G		2	2	半期	
			ID257	スペシャル・プロジェクト2H		2	2	半期	
			ID258	スペシャル・プロジェクト2I		2	2	半期	
			ID259	スペシャル・プロジェクト2J		2	2	半期	
			ID350	スペシャル・プロジェクト3A		2	3	半期	
			ID351	スペシャル・プロジェクト3B		2	3	半期	
			ID352	スペシャル・プロジェクト3C		2	3	半期	
			ID353	スペシャル・プロジェクト3D		2	3	半期	
			ID354	スペシャル・プロジェクト3E		2	3	半期	
			ID355	スペシャル・プロジェクト3F		2	3	半期	
			ID356	スペシャル・プロジェクト3G		2	3	半期	
			ID357	スペシャル・プロジェクト3H		2	3	半期	
ID358	スペシャル・プロジェクト3I		2	3	半期				
ID359	スペシャル・プロジェクト3J		2	3	半期				

②グローバル・コミュニケーション群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
グローバル・コミュニケーション群	グローバル・コミュニケーション	日本文学	JP100	総合日本語1		2	1	半期	留学生 選択4単位
			JP101	総合日本語2		2	1	半期	
			JP102	総合日本語3		2	1	半期	
			JP103	総合日本語4		2	1	半期	
			JP110	日本語口頭表現1		1	1	半期	留学生 選択2単位
			JP111	日本語口頭表現2		1	1	半期	
			JP112	日本語口頭表現3		1	1	半期	
			JP113	日本語口頭表現4		1	1	半期	
			JP120	日本語文章表現1		1	1	半期	留学生 選択2単位
			JP121	日本語文章表現2		1	1	半期	
			JP122	日本語文章表現3		1	1	半期	
			JP123	日本語文章表現4		1	1	半期	
			JP150	日本語中級演習		1	1	半期	留学生 選択2単位
			JP160	日本語上級演習		1	1	半期	
			JP161	日本語敬語表現		1	1	半期	
			JP162	漢字・語彙(非漢字圏留学生用)		1	1	半期	
			JP163	日本語ライティングスキル1		1	1	半期	
			JP170	日本事情		1	1	半期	
			JP171	日本語文献読解と要約		1	1	半期	
			JP172	日本語講義理解		1	1	半期	
JP250	ビジネス日本語		1	2	半期				
JP263	日本語ライティングスキル2		1	2	半期				
JP290	日本文化フィールドワーク		1	2	半期				

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
グローバル・コミュニケーション群	グローバル・コミュニケーション	EN100	英語1A	1		1	半期	日本人学生 必修16単位	
		EN101	英語1B	1		1	半期		
		EN102	英語1C	1		1	半期		
		EN103	英語1D	1		1	半期		
		EN110	英語1E	1		1	半期		
		EN111	英語1F	1		1	半期		
		EN112	英語1G	1		1	半期		
		EN113	英語1H	1		1	半期		
		EN200	英語2A	1		1	半期		
		EN201	英語2B	1		1	半期		
		EN202	英語2C	1		1	半期		
		EN203	英語2D	1		1	半期		
		EN210	英語2E	1		1	半期		
		EN211	英語2F	1		1	半期		
		EN212	英語2G	1		1	半期		
		EN213	英語2H	1		1	半期		
		EN250	語学研修1		1	2		日本人学生 必修16単位 選択6単位	
		EN251	語学研修2		1	2			
		EN252	語学研修3		1	2			
		EN253	語学研修4		1	2			
		EN300	英語3A		1	2	半期		
		EN301	英語3B		1	2	半期		
		EN302	英語3C		1	2	半期		
		EN303	英語3D		1	2	半期		
		EN350	外書講読1		2	3	半期		
		EN351	外書講読2		2	3	半期		
		スペイン語	SP100	初級スペイン語		1	1		半期
		フランス語	FR100	初級フランス語		1	1	半期	
		アジア・ヨーロッパ諸語	AS100	初級アジア・ヨーロッパ諸語1		1	1	半期	
			AS101	初級アジア・ヨーロッパ諸語2		1	1	半期	
		ハンブル	KR100	初級ハンブル1		1	1	半期	
			KR105	初級ハンブル2		1	1	半期	
			KR200	実践ハンブル		1	2	半期	
		中国語	CN100	初級中国語1		1	1	半期	
			CN105	初級中国語2		1	1	半期	
CN200	実践中国語			1	2	半期			

③スタジオ群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			必修	選択				
スタジオ群	スタジオ	ST100	プレスタジオ	2		1	半期	必修 25 単位
		ST150	A スタジオ	3		1	半期	
		ST200	B スタジオ1	3		2	半期	
		ST250	B スタジオ2	3		2	半期	
		PF200	ポートフォリオレビュー1	1		2	半期	
		ST300	C スタジオ1	3		3	半期	
		ST350	C スタジオ2	3		3	半期	
		PF300	ポートフォリオレビュー2	1		3	半期	
		ST380	Thesis スタジオ1	3		4	半期	
		ST390	Thesis スタジオ2	3		4	半期	
		ST161	スタジオプラクティカルトレーニング1		1	1	半期	
		ST162	スタジオプラクティカルトレーニング2		1	1	半期	
		ST163	スタジオプラクティカルトレーニング3		1	1	半期	
		ST164	スタジオプラクティカルトレーニング4		1	1	半期	

④ビジネス&プラクティス群

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
ビジネス&プラクティス群	会計	BA150	簿記基礎		2	1	半期	必修6単位 選択6単位	
		BA100	会計学基礎		2	1	半期		
		BA210	財務管理論		2	2	半期		
	プラクティス		BP100	ホスピタリティ論	2		1		半期
			BP110	リーダーシップ&フォロアシップ論		2	1		半期
			BP120	国内旅行業務基礎		2	1		半期
			BP130	経営実践学		2	1		半期
			BP210	ホテル実務		2	2		半期
			BP215	ホテルビジネス論		2	2		半期
			BP220	レストラン実務		2	2		半期
			BP225	レストランビジネス論		2	2		半期
			BP230	エアライン実務		2	2		半期
			BP235	エアラインビジネス論		2	2		半期
			BP240	プライダル概論		2	2		半期
			BP250	テーマパーク概論		2	2		半期
			BP260	旅行業法・約款		2	2		半期
			BP270	国内旅行業務		2	2		半期
			BP275	海外旅行業務		2	2		半期
	BP280	Travel Service		2	2	半期			
	BP350	観光ガイド論		2	3	半期			
	BP300	プラクティス研究1		2	3	半期			
	BP305	プラクティス研究2		2	3	半期			
	ICT		BI100	ICT基礎1	1		1		半期
			BI101	ICT基礎2	1		1		半期
	キャリア		BC100	キャリアデザイン	2		1		半期
			BC150	職業指導1		2	1		半期
			BC200	キャリアプランニング		2	2		半期
			BC250	職業指導2		2	2		半期
			BC260	生涯学習概論		2	2		半期
			BC300	キャリアガイダンス1		1	3		半期
	インターンシップ		BS200	インターンシップ1		2	2		半期
			BS250	海外インターンシップ		4	2		
			BS300	インターンシップ2		2	3		半期

⑤ツーリズム群 (他学部履修)

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
ツーリズム群	観光基礎	TF100	観光学入門		2	1	半期	選 択	
		TF110	観光学概論		2	1	半期		
	観光経営		TM100	観光産業論		2	1		半期
			TM110	宿泊事業論		2	1		半期
			TM230	ホテル経営論		2	2		半期
			TM210	旅行事業論		2	2		半期
			TM215	旅行商品論		2	2		半期
			TM240	外食産業論		2	2		半期
			TM245	レストラン経営論		2	2		半期
			TM220	交通経営論		2	2		半期
			TM225	観光交通計画論		2	2		半期
			TM205	サービス経営論		2	2		半期
			TM200	航空概論		2	2		半期
			TM250	国際航空論		2	2		半期
			TM255	Tourism Business		2	2		半期
			TM370	カジノツーリズム		2	3		半期
			TM310	サービスマネジメント論		2	3		半期
			TM360	観光サービス人材論		2	3		半期
			TM315	国際観光事業論		2	3		半期
			TM340	観光レジャー論		2	3		半期
			TM320	交通政策論		2	3		半期
			TM350	観光広告論		2	3		半期
			TM300	観光経営研究1		2	3		半期
			TM305	観光経営研究2		2	3		半期

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考		
			必修	選択					
ツーリズム群 観光学	地域振興	TR100	観光地理学		2	1	半期	選 択	
		TR110	観光資源論		2	1	半期		
		TR220	ニューツーリズム概論		2	2	半期		
		TR210	観光政策論		2	2	半期		
		TR200	地域振興論		2	2	半期		
		TR230	地域観光計画論		2	2	半期		
		TR240	世界遺産論		2	2	半期		
		TR250	温泉観光論		2	2	半期		
		TR320	エコツーリズム		2	3	半期		
		TR330	観光地域ブランド論		2	3	半期		
		TR300	観光地域振興研究1		2	3	半期		
		TR305	観光地域振興研究2		2	3	半期		
		観光文化	TC110	博物館概論		2	1		半期
			TC100	観光社会学		2	1		半期
			TC200	観光歴史学		2	2		半期
	TC205		観光人類学		2	2	半期		
	TC210		博物館経営論		2	2	半期		
	TC220		博物館資料論		2	2	半期		
	TC225		博物館資料保存論		2	2	半期		
	TC215		博物館展示論		2	2	半期		
	TC230		博物館教育論		2	2	半期		
	TC240		博物館情報・メディア論		2	2	半期		
	TC310	フードツーリズム		2	3	半期			
	TC390	博物館実習		3	3	通年			
	TC300	観光文化研究1		2	3	半期			
TC305	観光文化研究2		2	3	半期				

⑥特別科目

区分	科目コード	授業科目	単位数		配当年次	期間	備考	
			自由					
特別科目	姿勢科学	PT100	姿勢科学総論		2	1	半期	※卒業単位に算入されない。
		PT110	姿勢科学の原理A		2	1	半期	
		PT120	姿勢科学の原理B		2	1	半期	
		PT200	スポーツ姿勢科学		2	2	半期	
		PT210	医療諸学		2	2	半期	
		PT220	公衆衛生		2	2	半期	
		PT300	臨床検査学		2	3	半期	
		PT310	応用解剖学		2	3	半期	
		PT320	テクニカルメソッド		2	3	半期	
	日本語	JP080	総合日本語基礎1		2	1	半期	
		JP081	日本語口頭表現基礎1		1	1	半期	
		JP082	日本語文章表現基礎1		1	1	半期	
		JP083	総合日本語基礎2		2	1	半期	
		JP084	日本語口頭表現基礎2		1	1	半期	
		JP085	日本語文章表現基礎2		1	1	半期	
	数学	MT080	数理基礎		1	1	半期	

3. 卒業要件

区 分			科 目 名	卒 業 要 件	総単位数			
					内 訳	合 計		
アーツ& サイエンス群	理科学		理科学科目	選択 6 単位	6	124 単位		
	社会科学		国際関係学基礎 経営学基礎 社会学基礎 上記以外の社会科学科目	必修 6 単位 選択 6 単位	12			
		人文科学		人類学基礎 哲学基礎 心理学基礎 上記以外の人文科学科目	必修 6 単位 選択 12 単位		18	
			学際研究		異文化理解 上記以外の学際研究科目		必修 2 単位 選択 2 単位	4
	グローバル・ コミュニケーション群			グローバル ・ コミュニケー ション	日本語		総合日本語 1～4	留学生 選択 4 単位
		日本語口頭表現 1～4	留学生 選択 2 単位					
		日本語文章表現 1～4	留 学 生 選択 2 単位					
		上記以外の日本語科目	留 学 生 選択 14 単位					
	英 語		英語 1A～英語 1H 英語 2A～英語 2H	※「上記以外 の日本語科 目」からは 2単位以上 を取得する こと。	日本人学生 必修 16 単位		124 単位	
			上記以外のグローバル・コミュ ニケーション群科目		日本人学生 選択 6 単位			
スタジオ群	スタジオ	スタジオ	プレスタジオ A スタジオ B スタジオ 1 B スタジオ 2 ポートフォリオレビュー 1 C スタジオ 1 C スタジオ 2 ポートフォリオレビュー 2 Thesis スタジオ 1 Thesis スタジオ 2 上記以外のスタジオ群科目	必修 25 単位 選 択	25			
			ビジネス& プラクティス群	ビジネス & プラクティス	ホスピタリティ論 ICT 基礎 1 ICT 基礎 2 キャリアデザイン 上記以外のビジネス&プラクティ ス群科目	必修 6 単位 選 択 6 単位	12	
					区分任意（他学部履修含む。）			25

※上記科目のうち 2 科目を「ライティングインテンシブ」指定科目として修得すること。
(2019～2021 年度入学者対象)

①アーツ&サイエンス群

・理科学

理科学から6単位を修得してください。

・社会科学

社会科学では、「国際関係学基礎」「経営学基礎」「社会学基礎」が必修科目です。またその他に、6単位を修得してください。

・人文科学

人文科学では、「人類学基礎」「哲学基礎」「心理学基礎」が必修です。またその他に、12単位を修得してください。

・学際研究

「異文化理解」が必修科目です。またその他に、2単位を修得してください。

②グローバル・コミュニケーション群

【日本人学生】

英語科目16単位が必修です。またその他に、日本語科目以外から6単位を修得してください。

【留学生】

「総合日本語1～4」から4単位、「日本語口頭表現1～4」から2単位、「日本語文章表現1～4」から2単位、その他の日本語科目から2単位取得してください。

グローバル・コミュニケーション群から合計22単位を取得しなければなりませんので、その他の日本語や英語、第2外国語から取得してください。

③スタジオ群

スタジオ群では、必修科目25単位を取得してください。

※2年次終了時に「ポートフォリオレビュー1」を取得しなければ、次年度の「Cスタジオ1～2」を履修することはできません。

※3年次終了時に「ポートフォリオレビュー2」を取得しなければ、次年度の「Thesisスタジオ1～2」を履修することはできません。

④ビジネス&プラクティス群

ビジネス&プラクティス群では、「ホスピタリティ論」「ICT基礎1」「ICT基礎2」「キャリアデザイン」が必修です。またその他に、6単位を修得してください。

⑤区分任意

上記の群から単位をすべて修得しますと、99単位になります。

大学を卒業するには、合計124単位以上ないと卒業できません。

残り25単位については、すべての区分の選択科目から取得してください。

●ライティングインテンシブ科目（2019年度～2021年度入学生）

ライティングインテンシブ科目とは、レポートなどの文章作成能力を身に付けるための科目です。初回授業時に学生から専任教員へ申請して、授業担当教員が許可した場合、ライティングインテンシブ科目となります。当該科目は原則として、日常課題や期末試験はライティング（レポート等）により、成績評価が行われます。文章作成の合計文字数については下記を目安としています。卒業時までには2科目以上取得しな

ければならないので、注意してください。

※ただし、必修・演習科目は除く。日本語に限らず英文も可。

100 番台ライティングインテンシブ科目 … 2000 字（半期）

200 番台ライティングインテンシブ科目 … 4000 字（半期）

300 番台ライティングインテンシブ科目 … 6000 字（半期）

● 2019 年度以降のカリキュラムについて

①各学群

実社会で活躍するための必要なスキルと知識を養うため、大きく 5 つの学群に分かれています。各学群の内容は下記の通りである。

・ ツーリズム群（国際交流学部は他学部履修科目）

観光経営、地域振興、観光文化の各面からツーリズム（観光）を究めます。観光業界で活躍する教材人材育成を目的としています。

・ アーツ&サイエンス群

理科学、社会科学、人文科学、学際研究の各面から、広く深い教養を持ち、リーダーやチームの一員として活躍する人材育成を目的としています。

・ グローバル・コミュニケーション群

グローバル社会で活躍するための英語、日本語および第 2 外国語を学びます。

・ スタジオ群

学びの柱となる「スタジオ」では、スタジオ・マスターの指導のもと、学際的かつ実社会の実践的な課題などに取り組んでいきます。

・ ビジネス&プラクティス群

実社会の実務能力などを身につけていきます。

② 100 番台、200 番台、300 番台

各学群はレベルによって下記のように 3 つのレベルに分かれています。

・100 番台、基礎レベル

・200 番台 専門準備レベル

・300 番台 専門研究

学生は、学修レベルに応じて必要なレベルの科目を履修してください。

③ポートフォリオレビュー

各スタジオで取り組んだ課題を元に、ポートフォリオを作成しなければなりません。学生は、ポートフォリオレビューを見て、これまで学んだ内容について振り返ることができます。

※ 2 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 1」を取得しなければ、次年度の「C スタジオ 1～2」を履修することはできません。

※ 3 年次終了時に「ポートフォリオレビュー 2」を取得しなければ、次年度の「Thesis スタジオ 1～2」を履修することはできません。

X. 専門演習・卒業研究

1. 専門演習・卒業研究担当教員の指導・サポート

(1)履修登録

専門演習・卒業研究では、学びたい分野に応じて専門性を深め、将来の進路に向けて「深く」または「広く」学んでいきます。そのため、科目の登録を行う履修登録では、担当教員の指導のもと、履修登録を行います。また、卒業要件など不安に感じることも担当教員と相談し、4年間の履修計画を行ってください。手順としては下記の通りです。

4月 主に必修科目の履修登録
8月 前期の成績確定 → 9月 担当教員の指導のもと、後期履修登録
2月 後期の成績確定 → 3月末 新2～4年生対象 事前オリエンテーション
担当教員の指導のもと、来年度の履修登録

※卒業要件の確認義務は、学生自身にある。

学生が卒業に必要な科目の履修登録を行わない場合は、当然、当該学生自身が責任を負う。

(2)就職活動

担当教員が面談で、学生各々の進路希望、就職活動状況等を把握します。キャリアセンターは、企業情報、就職に関する資料等の収集をし、直接または教員を通して提供します。担当教員とキャリアセンターが互いに知り得た情報を共有することにより、両者が学生の皆さんに対してきめ細やかに指導、相談に乗ります。

また、キャリアセンター主催のガイダンス、セミナー等の開催スケジュールは、直接または担当教員を通して案内しますので、積極的に参加するようにしてください。

(3)海外派遣留学

海外派遣留学制度とは書類審査・面接審査を経て本学の代表として選ばれた学生が海外教育機関に派遣されて留学する制度です。派遣留学生に選ばれると、留学先での学修成果が卒業所要単位として認定される（要審査）ため、休学せずに留学できることが最大の特徴です。また、要件を満たした場合は留学奨学金が支給されます。

次年度の派遣留学生募集は基礎演習・調査研究・専門演習・卒業研究・ポータルサイト・学内掲示等を通して行います。また、派遣留学中の課題や帰国後の報告書等に関する指導は一貫して皆さんの担当教員が行います。

出願資格には日頃の本学での修学姿勢・成績の他、留学先言語・受入れ要件などがありますので、希望者は募集開始までに出願資格を満たすよう、担当教員にも相談しながら計画的に備えてください。

尚、海外派遣留学の募集説明会実施のほか、国際交流担当窓口で随時相談を受け付けていますので、こちらも活用してください。

(4)専門演習卒業研究 変更手続き

変更については、やむを得ない場合を除いて、原則として認めていません。

(5) 学籍異動

疾病や経済的理由により修学が困難になり、その他やむを得ない理由で退学しなければならなくなった時や2ヵ月以上修学を休止しようとする時は、まず担当教員に連絡、相談してください。その後担当教員との面談の上許可が下りれば、手続きは学生課にて行います。復学に関しても同様です。

XI. 日本語教員養成課程

3. 日本語教員養成課程

2024年4月から日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の制度が始まりました。本学は「登録日本語教育養成機関」および「登録実践研修機関」の申請を今後行う予定です。

「登録日本語教員」の資格を取得するためには、①基礎試験、②応用試験に合格し、③実践研修（教育実習）を受けることが必要です。「登録日本語教育養成機関」および「登録実践研修機関」で課程を修了し、教育実習を受けた場合、②応用試験を受けるのみで「登録日本語教員」の資格を取得することができます。

本学の「日本語教員養成課程」には以下の2つのコースがあります。

1) 日本語教員養成課程（副専攻コース）

次表に掲げる授業科目・単位を修得した者については、卒業時に「日本語教員養成課程（副専攻コース）修了証」を大学から発行します。

2) 日本語教員養成課程（科目履修コース）

次表に掲げる授業科目・単位のうち、「日本語教育実習」を除く授業科目・単位を修得した者については、「日本語教員養成課程 科目履修証明書」を大学から発行します。この証明書は、日本語教員養成課程の授業科目を履修したことを示す大学独自のものです。

〔観光学部（2023年度～2024年度の入学生）〕

領域	授業科目	単位数		配当年次	資格取得要件
		必修	選択		
言語と教育・他	言語学概論	2		1	必修 16 単位
	日本語学概論	2		1	
	日本語教育概論	2		1	
	日本語教授法	2		2	
	日本語教育実践	2		3	
	日本語の音声	2		2	
	日本語文法	2		2	
	日本語教育実習	2		3	
社会・文化・地域	地元を知る—日本・関西の地理と歴史		2	1	選択 4 単位
	グローバルリテラシー		2	2	
	文化鑑賞創造実践1		2	1	
	文化鑑賞創造実践2		2	1	
社会	社会科学入門		2	1	選択 4 単位
	科学技術リテラシー		2	1	
	市民リテラシー		2	1	
心理	現代における幸福と自己		2	1	選択 2 単位
	心が動く仕組み—感性と共感		2	2	
言語	選択英語Ⅰ		1	1	選択 2 単位
	選択英語Ⅱ		1	1	
	初級スペイン語		1	1	
	初級フランス語		1	1	
	初級ハングル1		1	1	
	初級ハングル2		1	1	
	実践ハングル		1	2	
	初級中国語1		1	1	
	初級中国語2		1	1	
	実践中国語		1	2	

(2025 年度以降の入学生) すべて必修

領域	授業科目	単位数	配当年次
言語	言語学概論	2	1
言語	日本語学概論	2	1
言語	日本語の音声	2	2
言語	日本語文法	2	2
言語と教育	日本語教育概論	2	1
言語と教育	日本語教育実践	2	2
言語と教育	日本語教授法	2	2
言語と教育	日本語教育実習	2	3
言語と社会	日本語表現学	2	2
言語と社会	社会言語学	2	2
言語と心理	言語習得論	2	2
言語と心理	心が動く仕組みー感性と共感	2	2
社会・文化・地域	グローバルリテラシー	2	2
社会・文化・地域	異文化コミュニケーション	2	2

● 「日本語教育実習」の履修登録前提条件

- 「日本語教育実習」とは、実際の日本語授業で教壇に立って実習を行うための科目です。「日本語教育実習」の履修登録をするためには、以下の条件を満たしている必要があります。
- ・ 下記の1～2年次配当の必修科目の単位をすべて修得済みであること。

2023 年度～ 2024 年度入学生

「言語学概論」「日本語学概論」「日本語教育概論」「日本語教授法」「日本語教育実践」「日本語の音声」「日本語文法」

2025 年度以降の入学生

「言語学概論」「日本語教育概論」「日本語教授法」「異文化コミュニケーション」「日本語文法」「言語習得論」「日本語教育実践」

※2025年度入学生は、履修が必要な科目が変更になっているので注意してください。

- ・ 留学生が「日本語教育実習」を履修する場合は、日本語能力試験 N1 に合格または J.TEST で 700 点以上取得していること。

XII. 学則及び諸規程(抜粋)

大阪観光大学学則

第1章 総則 第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させ、国際社会に貢献する有為な人材を養成することを目的とする。

(観光学部の目的)

第1条の2 第3条に定める観光学部は、観光学に関する学際的諸分野の教育・研究を通じて、観光学に関する総合的理解の促進と応用的能力を学修することにより、観光関連産業等に従事する有能な人材の育成、および学際的諸研究を通じ観光学の理論構築を目的とする。

(国際交流学部の目的)

第1条の3 第3条に定める国際交流学部は、日本学に関する諸分野の教育・研究と発信ツールとしての高度な英語力の涵養を基礎に置き、地球益を重んじる課題解決能力を備えた有為の人間「和魂地球人」を育成し、併せて文化の固有性と普遍性をめぐる研究の推進により交流学理論の構築を行うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら自己点検及び評価を行い、その改善・充実に努めるものとする。

2 前項の自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部及び学科を置く。

観光学部 観光学科

国際交流学部 国際交流学科

2 前項の学部及び学科の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		入学定員	3年次 編入学定員	総定員
観 光 学 部	観 光 学 科	130名	15名	550名
国 際 交 流 学 部	国 際 交 流 学 科	60名	5名	250名

(付属機関)

第4条 本学に、次の付属機関を置く。

(1)図書館

(2)観光学研究教育センター

(3)別科

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前期の終了日および後期の開始日については、年度により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（昭和22年法律第178号）

(3) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(4) 冬期休業 12月22日から翌年1月10日まで

(5) 春期休業 3月15日から3月31日まで

2 学長が、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 学部の修業年限は、4年とする。

(最長在学年限)

第9条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、編入学、転入学及び再入学した学生は、その者の在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学、編入学、転入学、再入学、転学、転部・転科、休学、復学、退学、除籍、復籍及び留学
(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学できる者は、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課

程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- (8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に指定する書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第 13 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第 14 条 前条の入学者の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・転入学・再入学)

第 15 条 次の各号の一つに該当する者で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者及び学校教育法第 132 条に定める専修学校の専門課程修了者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し卒業した者
 - (4) その他学長が認めた者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の当該入学以前の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは、学長が決定する。

(転学)

第 16 条 学生が他の大学への入学又は転学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(転部・転科)

第 16 条の 2 学生が本学の他の学部・学科に転部・転科を志願しようとするときは、選考の上、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第 17 条 疾病その他特別の理由により 2 か月以上就学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため就学することが適当でないと認められる者は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の

延長を認めることができる。

4 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

5 休学期間は、第9条の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍、復籍)

第20条 次の各号の一つに該当する者があるときは、学長が除籍する。

(1)学費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2)第9条に規定する在学年限を超えた者

(3)第17条第4項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(4)長期間にわたり行方不明の者

2 第1項(1)により除籍になった者が復籍を希望する場合は、所定の復籍料を納付し、学長が復籍を許可する。

(留学)

第21条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第33条に規定する在学期間に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

4 留学に関する必要事項は、別途定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(観光学部の授業科目)

第22条 観光学部の授業科目は、21世紀スキル(世界市民力)養成科目、楽しむ力(旅人力)養成科目、生きぬく力(観光職業力)養成科目、資格関連科目、自由科目とし、別表1のとおりとする。

(国際交流学部の授業科目)

第22条の2 国際交流学部の授業科目は、アーツ&サイエンス群、グローバル・コミュニケーション群、スタジオ群、ビジネス&プラクティス群、特別科目とし、別表1-2のとおりとする。

(教職課程科目)

第22条の3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)の規定により、本学卒業後、中学校又は高等学校の教育職員免許状を得ようとする者のために教職課程を置く。

2 本学において、教職課程の履修により授与資格を取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	教科
観光学部	観光学科	中学校教諭一種免許状	社会
		高等学校教諭一種免許状	地理歴史 商業

- 3 教職課程における科目及び単位については、別表1-3のとおりとする。
- 4 教育職員免許状を取得しようとする者は、本学の卒業要件を満たし、教育職員免許法に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 5 教職課程に関する必要事項は、別途定める。

(授業日数)

第23条 1年間の授業は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(単位計算方式)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で各学部等が定める授業の時間をもって1単位として計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部等が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修しその試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 授業は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所でも履修させることができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設における学修)

第27条 教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものは、合わせて60単位を超えないものとする。

(本学以外での履修の許可)

第29条 本学学生で、第26条及び第27条に規定する大学等で授業科目の履修を希望する者は、学長の許可を得なければならない。

(本学以外で履修した授業科目及びその単位の取扱い)

第30条 本学以外で修得した授業科目及びその単位の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第31条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評価をもって表わし、S、A、B、Cを合格とする。

(履修方法等)

第32条 この節に規定するもののほか、履修方法等の取扱いに関する必要な事項は、別に定める。

第4節 卒業及び学位

(卒業)

第33条 本学に4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、所定の単位を修得した者は、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第34条 学長は、卒業を認定した者に、学士の学位を授与する。

第5節 賞 罰

(表彰)

第35条 学生として表彰に値する業績又は行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第36条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一つに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがない者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

(プロベーション)

第37条 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者で、停学、訓告の懲戒処分を受けた者、あるいは前期内容に該当する者ではあるが懲戒処分には至らない者に対して、学長は指導及び改善のための猶予期間としてプロベーションを課すことがある。

第6節 科目等履修生及び外国人留学生・別科生

(科目等履修生)

第38条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生・別科生)

第39条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人で、別科において日本語教育を受ける目的をもって入国し、別科に入学を志願する者が

あるときは、選考の上、別科長は、別科生として入学を許可することがある。

(細則)

第40条 科目等履修生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第7節 学費等

(学費の金額)

第41条 入学検定料、入学料及び授業料等学費の額及び納付時期は、別表2のとおりとする。

(学費の納付)

第42条 学費は、別表2に規定する所定の期日までに納付しなければならない。

(退学及び停学の場合の学費)

第43条 前期又は後期中途で退学した者又は停学された者の該当学期分の学費(入学料を除く)は、徴収する。

(休学の場合の学費)

第44条 休学を許可され又は命ぜられた者は、休学した月の翌月から復学した月の前月までの学費(入学料を除く)を免除する。ただし、その期間については別に定める在籍料を納付しなければならない。

(復学の場合の学費)

第45条 前期又は後期中途において、復学した者は、復学した月から当該学期末までの学費(入学料を除く)を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学費)

第46条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの学費(入学料を除く)を納付するものとする。

(学費の免除及び徴収猶予)

第47条 経済的理由によって、学費の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合又はその他止むを得ない事情がある場合は、学費の全部若しくは一部を免除し、又は猶予することができる。

2 学費の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

(既納の学費の取扱い)

第48条 既納の検定料、入学料及び授業料等の学費は、一切、還付しない。

第8節 職員組織

(職員)

第49条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、及びその他必要な職員を置く。

2 必要に応じ副学長を置くことができる。

(学長・副学長・学部長)

第50条 学長は、本学を代表し、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長を助け、学長が指示する校務を掌る。

3 学部長は、学長の下で、当該学部を統轄する。

(事務局)

第51条 本学に、事務局を置く。

第9節 教授会及び大学協議会

(教授会)

第52条 各学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、専任教員（特任・特命教員を除く）をもって構成する。ただし、必要に応じて、構成員以外の者に出席を求めることができる。
- 3 学長、副学長及び事務局長は、教授会に出席して意見を述べることができる。
- 4 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行なうに当たり意見を述べるものとする。
 - (1)学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2)学位の授与
 - (3)その他、教育・研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 6 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育・研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 7 教授会の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(大学協議会)

第52条の1 大学に、大学協議会を置く。

- 2 大学協議会に関する事項は、別に定める。

第10節 奨学制度

(奨学金等)

第53条 本学は、学資金を貸与することがある。

- 2 奨学金の貸与に関する必要な事項は、別に定める。

第11節 公開講座

(公開講座)

第54条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第3章 改正及び細則

(改正)

第55条 本学則の改正は、評議員会及び理事会で議決する。

(細則)

第56条 本学則に規定するもののほか、本学則の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項に規定する「3年次編入学定員」は、平成14年4月1日から施行する。

2. 第3条第2項に規定する収容定員は、平成14年までの間、次のとおりとする。

年 度	12年	13年	14年
収容定員	190名	380名	590名

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項に規定する「3年次編入学定員」は、平成27年4月1日から施行する。

2. 第3条第2項に規定する収容定員は、平成27年までの間、次のとおりとする。

収 容 定 員	25年度	26年度	27年度
観 光 学 部	740名	680名	615名
国際交流学部	60名	120名	185名

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. 令和5年度より国際交流学部国際交流学科の次年度の入学生の募集を停止する。ただし、国際交流学部国際交流学科は当該学部学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程等については、従前によるものとする。
3. 令和7年度より国際交流学部国際交流学科の次年度の編入学生の募集を停止する。ただし、国際交流学部国際交流学科は当該学部学科に在籍する学生がいなくなるまでの間存続するものとし、教育課程に関する規程等については、従前によるものとする。
4. 第3条第2項に規定する定員は、令和7年までの間、次のとおりとする。

			令和5年度		
学部	学科	収容定員			
		入学定員	3年次編入学定員	総定員	
観光学部	観光学科	190名	15名	610名	
国際交流学部	国際交流学科	0名	5名	190名	
令和6年度			令和7年度		
収容定員			収容定員		
入学定員	3年次編入学定員	総定員	入学定員	3年次編入学定員	総定員
190名	15名	670名	190名	20名	735名
0名	5名	130名	0名	0名	65名

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

別表2については、令和6年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

1. 2025年（令和7年）4月1日以降に施行する規程等の年表記については、西暦を先に表記し、和暦を括弧書きで併記するものとする。
2. この学則は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。

2. 諸規程

(1) 大阪観光大学観光学部履修・成績評価規程

第 1 条 この規程は、学則第 22 条、第 22 条の 3、第 25 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条に基づき、観光学部の授業科目、授業科目の配当年次・期間、履修登録、成績評価、卒業等に関する事項を定める。

(授業科目)

第 2 条 観光学部の授業科目、単位数、配当年次・期間、卒業単位数は、本規程の附則に定める通りとする。

(卒業要件)

第 3 条 学則 33 条に定める所定の授業科目、所定の単位数は、本規程の附則に定める卒業要件の通りとする。

(学位の授与)

第 4 条 学則第 34 条に定める、観光学部の学士の学位は、学士（観光学）とする。

(履修登録)

第 5 条 学生は、学内外からの WEB 入力により、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。

2. 所定の期日経過後の科目変更・追加・取消は認めない。

(登録単位数の制限)

第 6 条 各年次に登録できる単位数は、46 単位までとし、半期の上限は 24 単位までとする。但し、前期に不合格科目があり合格単位数が 24 に満たず、前期の合格単位数と後期の履修登録単位数の合計が 46 以内の場合、後期の登録数を上限 24 単位まで認める。次の各号の場合は、さらに若干の単位数の履修登録を認めることができる。

(1) 当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(2) 集中講義等、通常の授業と異なる時期もしくは時間に設置される科目で、当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。

(3) 4 年次の学生で卒業要件に不足があり、スタジオ教員の了承と教務委員会の審議による承認、学長による定めがある場合。

2. 教務委員会は、学生の履修登録申請単位数が前項本文の制限を超えている場合は、前項本文但書に該当するか否かを審議する。

3. 学長は、第 3 項の審議に基づき、当該履修登録について定める。

(履修科目の成績評価)

第 7 条 履修科目の成績評価は、平常試験、定期試験、再試験、追試験により、シラバスに明記された基準で行う。(試験の方法は、筆記試験、論文・レポート、制作物、

口述、実習、実技のなかから各授業科目担当者が決定する。)

- 成績評価は、S (100～90点)、A (89～80点)、B (79～70点)、C (69～60点)、D (59点以下) の記号をもって表し、C以上を合格とする。
- GPA 制度については、以下のとおり定める。

評点	成績	グレードポイント	評価
90～100	S	4	合格
80～89	A	3	
70～49	B	2	
60～69	C	1	
0～59	D	0	不合格

GPA は次の計算式により算出する。

$$\frac{(S \text{ 修得単位数} \times 4) + (A \text{ 修得単位数} \times 3) + (B \text{ 修得単位数} \times 2) + (C \text{ 修得単位数} \times 1)}{\text{総履修登録単位数 (不合格科目含む)}}$$

(出席日数)

第 8 条 授業科目の単位の修得には、授業時数の3分の2以上の出席が必要とされる。

(学芸員の資格)

第 9 条 本学学生で、本規程の附則に定める授業科目の単位の修得した者は、学芸員の資格を有するものと認め、所定の手続きにより、学芸員単位修得証明書を発行する。

(観光ビジネス実務士の資格)

第 10 条 本学学生で、別に定める授業科目の単位の修得し、所定の手続きを行った者については、一般財団法人全国大学実務教育協会に資格取得の申請をする。

(教職課程)

第 11 条 本学学生で、卒業資格を有し、かつ本規定の附則に定める授業科目の単位の修得し、所定の実習を修了した者については、大阪府教育委員会に教育職員免許状の申請をすることができる。

(日本語教員養成課程)

第 12 条 本学学生で、卒業資格を有し、本規定の附則に掲げる授業科目・単位の修得した者については、法務省による「日本語教育機関の告知基準」で定められた日本語教員の要件を満たすものと認め、卒業時に「日本語教員養成課程 (副専攻コース) 修了証」を大学から発行する。

- 同附則表に掲げる授業科目・単位のうち、「日本語教育実習」を除く授業科目・単位の修得した者については、「日本語教員養成課程 科目履修証明書」を大学から発行する。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。

附 則 博物館学芸員の資格取得に必要な授業科目
(略)

附 則 2018年度入学生カリキュラム
(略)

附 則 2019～2021年度入学生カリキュラム
(略)

附 則 2022年度入学生カリキュラム
(略)

附 則 2023年度入学生カリキュラム
(略)

(2) 大阪観光大学国際交流学部 履修・成績評価規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 22 条の 2、第 25 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条及び第 34 条に基づき、国際交流学部の授業科目、授業科目の配当年次・期間、卒業要件、履修登録、成績評価、卒業等に関する事項を定める。

(授業科目)

第 2 条 国際交流学部の授業科目、単位数、授業科目の配当年次・期間は、本規程の附則に掲げる通りとする。

(卒業要件)

第 3 条 学則 33 条に定める所定の授業科目、所定の単位数は、本規程の附則に定める卒業要件の通りとする。

(学位の授与)

第 4 条 学則第 34 条に定める、国際交流学部の学士の学位は、学士（文学）とする。

(履修登録)

第 5 条 学生は、学内外からの WEB 入力により、所定の期日までに履修登録を完了しなければならない。

2. 所定の期日経過後の科目変更・追加・取消は認めない。

(登録単位数の制限)

第 6 条 各年次に登録できる単位数は、46 単位までとし、半期の上限は 24 単位までとする。但し、前期に不合格科目があり合格単位数が 24 に満たず、前期の合格単位数と後期の履修登録単位数の合計が 46 以内の場合、後期の登録数を上限 24 単位まで認める。次の各号の場合は、さらに若干の単位数の履修登録を認めることができる。

- (1) 当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。
- (2) 集中講義等、通常の授業と異なる時期もしくは時間に設置される科目で、当該学期中に履修するその他の科目の学修の妨げとならず、かつ、教育上有益と認められる場合。
- (3) 4 年次の学生で卒業要件に不足があり、スタジオ教員の了承と教務委員会の審議による承認、学長による定めがある場合。

2. 教務委員会は、学生の履修登録申請単位数が前項本文の制限を超えている場合は、前項本文但書に該当するか否かを審議する。
3. 学長は、第 2 項の審議に基づき、当該履修登録について定める。

(履修科目の成績評価)

第 7 条 履修科目の成績評価は、平常試験、定期試験、再試験、追試験により、シラバスに明記された基準で行う。(試験の方法は、筆記試験、論文・レポート、制作物、口述、実習、実技のなかから各授業科目担当者が決定する。)

2. 成績評価は、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の記号をもって表し、C以上を合格とする。
3. GPA 制度については、以下のとおり定める。

評点	成績	グレードポイント	評価
90～100	S	4	合格
80～89	A	3	
70～49	B	2	
60～69	C	1	
0～59	D	0	不合格

GPA は次の計算式により算出する。

$$\frac{(S \text{ 修得単位数} \times 4) + (A \text{ 修得単位数} \times 3) + (B \text{ 修得単位数} \times 2) + (C \text{ 修得単位数} \times 1)}{\text{総履修登録単位数（不合格科目含む）}}$$

（出席日数）

第 8 条 授業科目の単位の修得には、授業時数の 3 分の 2 以上の出席が必要とされる。

（他学部履修）

第 9 条 学則第 22 条の 2 に定めにかかわらず、教授会の定める範囲内で、他の学部の授業科目・単位を履修することができる。

（日本語教員養成課程）

第 10 条 本学学生で、卒業資格を有し、本規定の附則に掲げる授業科目・単位を修得した者については、法務省による「日本語教育機関の告知基準」で定められた日本語教員の要件を満たすものと認め、卒業時に「日本語教員養成課程（副専攻コース）修了証」を大学から発行する。

2. 同附則表に掲げる授業科目・単位のうち、「日本語教育実習」を除く授業科目・単位を修得した者については、「日本語教員養成課程 科目履修証明書」を大学から発行する。

（規程の改廃）

第 11 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 6 月 18 日から施行する。

附 則 2018 年度入学生カリキュラム

（略）

附 則 2019～2022 年度入学生カリキュラム

（略）

(3) 試験規程

(目的)

第 1 条 大阪観光大学学則（以下「学則」という。）第 25 条に基づき、この規程を定める。

第 2 条 各授業科目を履修した者には試験を実施し、学修の成果を評価する。

(試験の種類)

第 3 条 試験を平常試験、定期試験、追試験及び再試験に区分する。

2. 平常試験は、定期試験期間外に実施する試験をいう。

3. 定期試験は、学期末に試験期間を設けて実施する試験をいう。

4. 追試験は、やむを得ない理由で定期試験を受験できなかった者が、所定の手続きを経て許可を得た場合に実施する試験をいう。

5. 再試験は、定期試験の結果、不合格となった科目について担当教員が適当と認めた場合、受験することができる。

(試験の方法)

第 4 条 試験の方法は、次のとおりとする。

(1) 筆記試験

(2) 論文・レポート

(3) 制作物

(4) 口述

(5) 実習

(6) 実技

2. 試験の方法は、各授業科目担当者が決定する

(受験資格)

第 5 条 次の各号の一に該当する者は、定期試験を受けることができない。

(1) 当該科目の履修登録をしていない者

(2) 同一科目の欠課時数が授業時数の3分の1を超え、担当教員が受験資格なしと認めた者

(3) 休学期間中の者及び停学処分中の者

2. 授業料その他の納付金の未納者は、筆記試験による定期試験を受けることができない

(告知)

第 6 条 筆記試験による定期試験は、試験期間、実施科目、試験時間割表、注意事項、その他試験に関する必要事項を教務課所定の掲示板及びポータルで告知して行う。告知は、定期試験開始前1週間前までに行うものとする。

2. 筆記試験以外の方法による定期試験は、実施科目、課題、期限、注意事項、その他試験に関する必要事項を教務課所定の掲示板及びポータル、あるいは履修者への書面で告知して行う。

(筆記試験による定期試験)

第 7 条 筆記試験による定期試験は、試験時間割表によって行うものとする。

2. 試験時間は 60 分を原則とする。
3. 試験時間経過後 15 分を経過した場合、試験場に入場することはできない。
4. 試験時間開始後 30 分を経過しなければ、退場することはできない。ただし、試験終了 10 分前以後の退室は認めない。
5. 定期試験を受験しようとする者は、学生証を携帯しなければならない。
6. 学生証非携帯の者は、試験開始時間までに証明書自動発行機もしくは事務局で仮学生証の発行を受けなければならない。

(筆記試験による定期試験での不正行為)

第 8 条 筆記試験による定期試験において不正行為があった場合は、次のとおり処置をし、処分を決定する。定期試験実施中に下記不正行為が行われている事実を試験監督者が発見した場合、その行為が不正行為に当たることをその場で当該違反者に通告し、学生証および答案用紙を回収し、試験時間終了時までその場で待機させ、試験終了後教務課へ引率する。教務課長（または代理者）は、直ちに教務委員長（または教務委員長が指名した試験責任者）にその事実を告げ、試験監督者、教務委員長、違反学生、教務課長により事実確認をし、不正行為と判断された場合は、教務委員長が当該学生に本条第 2 項に示す処分を通告する。

なお、不正行為とは次の各号のいずれかに該当した場合をいう。

- (1) 代替受験（替え玉受験）を行った場合
 - (2) カンニングペーパーの所持又は使用、及び机等への事前書き込み
 - (3) 答案用紙の交換、及び答案の見せ合い
 - (4) 参照許可条件・使用許可条件に違反し、参照または使用した場合
 - (5) 試験開始後、試験監督者の許可無しに試験場を退出した場合
 - (6) 話し合い・のぞき見・わき見、及び筆記用具などの貸し借り等の行為
 - (7) 試験の実施に際し、携帯電話又は電子機器等の電源を切らずに使用し、又はこれらの機器で、騒音を発し試験を妨害した場合
 - (8) その他、監督者の注意・指示・警告に違反した場合
2. 不正行為を行った学生の処分の内容は、次のとおりとする。
当該科目を不合格とし、不合格となった科目以外で当該定期試験期間中にその者が受験した科目および受験予定科目の筆記試験の成績を 0 点とする。また、処分に際しては氏名を公表する。
3. 悪質と判断される場合は、教務委員会、学生委員会にはかり、教授会の審議をへて懲戒処分とすることがある。
 4. 処分は、当該不正行為に関与した全ての受験生に同等の処分を行う。
 5. 処分を行った事実について、教務委員長は近々の教務委員会および教授会に報告しなければならない。

(論文・レポート、制作物による定期試験)

第 9 条 論文・レポート等の提出をもっておこなう試験をいい、所定の期間内に本人が教務課または担当教員に提出しなければならない。

2. 論文・レポート等の提出方法・提出期間については、教務課所定の掲示板及びポータルにより指示する。

(口述・実技による定期試験)

第 10 条 口述・実技による試験については、第 7 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条の規定を準用する。

2. 科目担当者の判断で、科目の実情に応じて、第 7 条第 2 項から 4 項までの規定が変更されることがある。

(追試験)

第 11 条 追試験は、次の各号の一に該当する理由によって筆記試験による定期試験を欠席した者が、所定期間内に教務課において受験手続きを行った者は、追試験を受験することができる。

- (1) 三親等以内の親族の死亡（忌引届添付）
 - (2) 学校保健法に基づく疾病（医師の診断書等添付）
 - (3) インターンシップ（授業科目）の各種実習
 - (4) 試験当日の公共交通機関の事故による大幅な遅延（事故・延着証明書添付。ただし、大学に登録している通学区間外の遅延は認めない。）
 - (5) 本人の病気又は負傷（医師の診断書等添付）
 - (6) 就職試験（受験証明書等添付）
 - (7) その他、正当な事由があると認められる場合
2. 追試験の追試験、再試験の追試験は行わない。

(追試験受験手続)

第 12 条 追試験を受験することを許可された者は、当該科目の試験日より 3 日以内に「追試験願」に証明書、診断書等を添付のうえ教務課に提出する。

2. 追試験料は別に定める。

(再試験)

第 13 条 定期試験の結果、不合格となった科目について担当教員が適当と認めた場合、4 年生に限り再試験を受験することができる。その場合は、10 単位までを認める。

2. 再試験を受けるには、所定の期間内に再試験料を添え、再試験願を教務課に提出しなければならない。
3. 成績評価は、C を最高とする。
4. 再試験料は別に定める。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(4) 既修得単位認定規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 30 条に基づく本学以外で修得した授業科目（単位の認定）

第 2 条 本学以外で修得した授業科目の単位は、教授会で認定する。

(認定単位)

第 3 条 前条において単位認定する授業科目は、次に掲げるものとする。

- (1) 学則別表 1 と同一の授業科目（その内容が同一と判断される授業科目）
- (2) 教育上有益と認められる授業科目

(手続)

第 4 条 単位認定を希望する者は、所定の期日までに、本学以外で修得した単位の成績証明書を添付し、認定希望授業科目を申請するものとする。

(5) 他大学等授業履修規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学則第 26 条及び第 30 条に基づく他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）における授業科目の履修及び単位認定に関する事項を定める。

(協定)

第 2 条 前条による履修は、本学と他の大学等との協議により定めた協定によるものとする。

2. 前項の協定は、授業科目を特定して行う。
3. 他の大学等との協定は、学長が行う。

(履修手続)

第 3 条 他の大学等の授業を履修しようとする者は、前条の協定に定める手続のほか、他の大学等授業履修願を、所定の期日までに提出しなければならない。

(履修許可)

第 4 条 履修の許可は、願い出た学生の本学における学修の状況を審査の上行う。

2. 学生の学修状況の審査は、教授会の議を経て、学長が履修を許可する。

(単位認定手続)

第 5 条 単位の認定は、他の大学等の試験合格証明書等を添え、単位認定申請に基づき行う。

(単位の認定)

第 6 条 単位の認定は、教授会が行う。

(6) 公認欠席要項

(目的)

第 1 条 この要項は、授業の欠席にかかる公認欠席の取扱いについて必要な事項を定めたものである。

2. 公認欠席とは、第2条の各号いずれかに該当し、所定の手続を経て了承を受けた場合に、欠席としないことをいう。

(手続)

第 2 条 次の各号の一に該当する者で、証明書を添え、教務課に届け出て、その了承を受けたものは、公認欠席の取扱いとする。

(1) 忌引(忌引届添付) ※期間には休日を含む

(A) 1親等の親族(父母等)、配偶者死亡 …………… 7日以内

(B) 2親等の親族(祖父母・兄弟姉妹等)死亡 …… 3日以内

(C) 3親等の親族(曾祖父母・おじおば等)死亡 … 3日以内

(2) 学校保健安全法施行規則第19条に定める伝染病(診断書等添付)

……………同規則に定められた「出席停止の期間の基準」に基づく

(3) 災害による場合(罹災証明書等添付) …………… 当該日

(4) 教授会で認めた公の大会等に出場した場合 …………… その当日又は期間 ※1

(5) 就職試験及び内定式等 …………… 当日 ※1

(6) 進学試験 …………… 当日

(7) 実習科目(正課)の実習

(インターンシップ、博物館実習、教育実習、介護等体験)

…………… 実習期間

(8) 裁判員/検察審査員の任務 …………… 裁判所が指定する期間

(9) その他教授会が特に必要と認めた場合

(10) その他学長が特に認めた場合

※1 詳細は教務課窓口で確認すること

(要項の改廃)

第 3 条 この要項の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年5月10日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 1. 2025年(令和7年)4月1日以降に施行する規程等の年表記については、西暦を先に表記し、和暦を括弧書きで併記するものとする。

2. この要項は、2025年(令和7年)4月1日から施行する。

(7) 就職斡旋規程

(目的)

第 1 条 本学は、職業安定法第 33 条の第 2 項に基づき、本学の学生及び卒業生の就職斡旋を行う。

(手続)

第 2 条 就職斡旋を希望する者は、所定の手続をしなければならない。手続をしない場合は、就職の斡旋はできない。

(推薦)

第 3 条 求人先への応募が、学校推薦による場合、求人先への推薦を一定の期間中、その数を制限することがある。

(辞退等届)

第 4 条 就職斡旋による内定を辞退する場合、内定先に辞退を通知する前にその旨をキャリアセンターへ届けなければならない。

(先決優先)

第 5 条 学校推薦によって、就職先が内定した場合、最初に採用内定の通知があったところをもって就職先とし、以後は、就職斡旋をしない。

(内定届)

第 6 条 就職斡旋による就職内定(決定)者は、速やかにキャリアセンターに届出なければならない。

(掲示)

第 7 条 就職斡旋に関する伝達方法は、原則として掲示による。

(遵守事項)

第 8 条 就職斡旋を希望する者は、この規程ならびに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

2. 就職に関して良識にもとる行為があった場合、または、注意事項を守らなかった場合は、就職の斡旋を中止、または、取り消すことがある。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、学長が定める。

(8) 懲戒規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学学則第 36 条に基づく懲戒処分について定める。

(処分の対象者)

第 2 条 懲戒処分の対象となるものは、次の通りである。

- (1) 学内において暴行もしくは強迫行為を行なった者、または故意に施設・器物を損壊し、または盗んだ者。
- (2) 日本または国外における犯罪行為により、起訴され有罪が確定した者。
- (3) 日本または国外における犯罪行為、その他学生として社会的に非難されるべき行為を行った者。
- (4) 本学の信用や名誉を著しく汚す行為を行なった者。
- (5) プロベーションによる指導及び改善のための猶予期間を経ても改善が見られなかった者、あるいは改善の見込みがないと判断される者。
- (6) その他学則・諸規則に違反した者。

(処分の種類)

第 3 条 懲戒処分の種類は、次の通りとする。

- (1) 訓告・書面をもって戒める。
- (2) 停学・書面をもって出校を禁止し、謹慎させる。
- (3) 退学・書面をもって本学の学生としての身分を剥奪する。この処分を受けた者の再入学は認めない。

(処分の決定)

第 4 条 処分については、学生委員会及び教授会において、学生の処分を審議し、学長がその審議を参酌して処分を決定する。

(不服申し立て)

第 5 条 懲戒処分を受けた学生は、処分通知を受けた日から 14 日以内に学長に対し、不服申し立てを行うことができる（別紙様式第 1）。この場合において、当該申し立ての参考となる資料があるときは、当該資料を添付するものとする。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(9) 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第35条に基づく表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の種類・基準)

第2条 表彰は、学長賞、感謝状、インセンティブ活動表彰とし、各賞の受賞者は次のとおりとする。

- (1) 学長優秀賞・・・学業成績が特に優秀であった者
- (2) 学長特別賞・・・正課外活動で特に貢献のあった者、団体
- (3) 学長奨励賞・・・学生生活において特に顕著な活動をした者、もしくは学生の模範となった者、団体
- (4) 感謝状・・・正課外活動で貢献のあった者、団体、および学生生活において顕著な活動をした者、もしくは学生の模範となった者、団体で、学長賞に該当しないもの
- (5) インセンティブ活動表彰・・・正課外活動に積極的に参加した者、正課外活動で貢献のあった者、および学生生活において顕著な活動をした者で、規定のポイントを獲得した者

(候補者の推薦)

第3条 本学の教職員及び学生は、第2条(1)については教務委員会に、第2条(2)から(5)については学生委員会に、表彰基準に該当する者を推薦することができる。

(候補者の選考)

第4条 前条により推薦のあった個人または団体が表彰を受けるに相応しいかどうかを当該委員会にて審議・選考する。

(学長による表彰の特例)

第5条 学長が特にふさわしいと認めた場合、学長は、第3条、第4条に関わらず、学長賞を授与することができる。

(表彰)

第6条 表彰は、次の各号に定める者が、文書を授与することにより行う。

- (1) 学長優秀賞・・・学長
- (2) 学長特別賞・・・学長
- (3) 学長奨励賞・・・学長
- (4) 感謝状・・・機関長・委員長およびこれらに準ずる者
- (5) インセンティブ活動表彰・・・学長

2 前項の表彰に添えて、副賞を贈呈することができる。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、関連部署と連携して、当該部署において処理する。

(実施細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は、当該委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日に遡及して施行する。

附 則

1. 2025年（令和7年）4月1日以降に施行する規程等の年表記については、西暦を先に表記し、和暦を括弧書きで併記するものとする。

2. この規程は、2025年（令和7年）10月1日に遡及して施行する。

(10) 大阪観光大学インセンティブポイント付与に関する細則

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、大阪観光大学表彰規程第 2 条第 5 号のインセンティブポイント付与について定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 インセンティブポイントは、以下の目的で付与するものとする。

- ・正課外の学生活動を可視化し評価すると共に、学生の正課外活動への積極的な参加を促す。
- ・学生間の交流を行い、外部社会と接点を持つことで学生の自己実現や人間的な成長に繋げる。
- ・活動への参加により、大学生生活をより楽しいものにする。〔**楽しむ**〕の醸成)

(対象)

第 3 条 対象は大阪観光大学所属の学生とする。

(対象活動)

第 4 条 学内の正課外活動および大阪観光大学が定めるボランティア募集ガイドラインの基準を満たした活動とする。

(付与条件)

第 5 条 活動参加後にインセンティブポイント活動報告書を提出する。インセンティブポイント活動報告書には、活動団体の担当者または、活動状況を把握している担当教職員のサインを必要とする。

(付与ポイント)

第 6 条 付与するポイント数は以下のように定める。また、50 ポイントで表彰状を授与し、記念品として 1000 円の図書カードまたは QUO カードを贈呈する。

- ・ 1 活動あたり次の時間単位で算出したポイントを付与する。
 - 2 時間未満 1 ポイント
 - 半日 (4 時間未満) 2 ポイント
 - 1 日 (4 時間以上) 5 ポイント
- ・ 継続的な活動、時間で判断しにくい活動 1 学期 10 ポイント
 - 学友会・大学祭実行委員会・クラブ同好会の役職者
 - バディプログラム参加者
 - 図書館サポーター
 - オープンキャンパススタッフ
- ・ 日本語弁論大会、英語スピーチコンテスト出場者 1 回 10 ポイント
- ・ 国際交流イベント協力 1 回 3 ポイント
- ・ 学内募金活動 1 回 5 ポイント

<対象外活動>

- ・ 正課活動 (単位が認定されるもの)
- ・ 報酬支給または経費が助成されるもの (原則 1,000 円以上の謝礼を受け取る場合)

※交通費等の必要経費は対象とする

- ・後援会から経費が助成されるもの
- ・活動時間が移動時間を除く全活動可能時間の70%未満であるもの
- ・水泳監視、ベビーシッター、病人の介護など人命にかかわることが予想されるもの
- ・連絡先が不明瞭など、実在に疑義のある団体が行うもの
- ・営利を目的とするもの
- ・政治的、宗教的活動を目的とするもの
- ・危険が伴うもの
- ・法令に違反するもの
- ・公序良俗に違反するもの
- ・精神的、肉体的に苦痛が心配されるもの
- ・自宅で行うもの
- ・深夜（午後10時以降）に行うもの

(併用表彰)

第 7 条 大阪観光大学表彰規程第2条(2)～(4)と併用表彰する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日に遡及して施行する。

(11) 気象警報発令・交通機関運休等における授業・試験の取扱要項

(趣 旨)

第 1 条 気象警報発令、交通機関運休等における授業・試験については、この取扱要項の定めるところによる。

(気象警報が発令された場合)

第 2 条 以下のいずれかの状況が発生した場合の授業・試験の取扱は次のとおりとする。

(1) 「大阪市」「泉州*」「和歌山市」のいずれかの地域に気象等の特別警報が種類に関係なく発令されている。

(2) 「大阪市」「泉州*」「和歌山市」のいずれかの地域に暴風警報、洪水警報、または大雪警報が発令されている。

*泉州とは、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町のいずれかをいう。

解除時刻	授業開始時限
6:00時点で解除	1時限目から実施
10:00時点で解除	3時限目から実施
10:00を過ぎても発令されている場合	全時限休講

(交通機関運休等の場合)

第 3 条 台風・地震等により JR 阪和線が運休している場合、又はストライキにより JR 阪和線が運休している場合の授業・試験の取扱は、次のとおりとする。
ただし、事故等による一時的な運休は対象とならない。

運転再開時刻	授業開始時限
6:00時点で再開	1時限目から実施
10:00時点で再開	3時限目から実施
10:00を過ぎても運休している場合	全時限休講

(授業・試験開始後に交通機関の事故等や気象警報が発令された場合)

第 4 条 授業・試験開始後に交通機関の事故等が発生し、又は、気象警報が発令された場合の授業・試験の取扱については、学長が決定し教務課が指示する。

(取扱の改廃)

第 5 条 この取扱の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

この取扱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 2025 年（令和 7 年）4 月 1 日以降に施行する規程等の年表記については、西暦を先に表記し、和暦を括弧書きで併記するものとする。
- この取扱要項は、2025 年（令和 7 年）4 月 1 日から施行する。

(12) 図書館利用規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学学則第4条に定める付属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(開館閉館)

第 2 条 図書館の開館、閉館日時は次のとおりとする。

(1) 開館

- a. 月曜日から金曜日までの授業期間は、原則9時00分から18時00分まで。但し、学生の休暇中は17時00分までとする。
- b. その他、特に図書館長の指示により日時を変更することがある。

(2) 閉館

- a. 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- b. 創立記念日（授業実施の場合は開館）
- c. 春、夏および冬季休業中の臨時休館は、その都度掲示する。
- d. その他、特に図書館長の定めた日

(利用者)

第 3 条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 大阪観光大学（以下「本学」という。）の学生（科目等履修生、研究生、別科生を含む以下「学生」という）
- (2) 学校法人大阪観光大学（以下「本法人」という。）の役員および本学の教職員
- (3) 本学の名誉教授および旧教職員
- (4) 本学の卒業生
- (5) 第1号から第4号までに規定する者以外の者（18歳以上の者）
- (6) その他、特に図書館長の許可を得た者

(館内利用)

第 4 条 図書館資料（以下「資料」という。）の館内利用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者は、閲覧室に開架されている資料を自由に閲覧することができる。
- (2) 利用者は、所定の手続により図書館職員から書庫の資料を受け取り、閲覧することができる。
- (3) 第3条第1号から第4号に規定する者は、所定の手続により電子的情報資料を利用することができる。

(一般貸出)

第 5 条 資料の一般貸出しを受けることができる者は、第3条第1号から第4号までに規定する者とする。ただし、図書館長が必要と認めたときは、同条第5号および第6号に規定する者に対して資料を貸し出すことができる。

- (1) 貸出 貸出しを希望する資料と学生証あるいは利用者カード（申請・発行に関しては別に定める。）をカウンターに提出する。
- (2) 返却 開館時には返却する資料をカウンターに持参する。閉館時には図書館入口横の返却ボックスに入れる。
- (3) 資料の貸出期間および貸出点数は次のとおりとする。

①図書・雑誌

貸出期間	貸出点数	利 用 者（第3条に規定する者）
2 週 間	5 点以内	(1) 本学の学生 (4) 本学の卒業生
1 ヶ 月	10 点以内	(1) 教員の許可を得た学生 (卒業論文執筆等)
3 ヶ 月	20 点以内	(2) 本学の役員および本学の教職員 (3) 本学の名誉教授および旧教職員
在職期間	制限なし	研究費で購入した図書を当該教員が自己の研究室で利用するもの

②視聴覚資料（著作権承認済みのものに限る）

貸出期間	貸出点数	利 用 者（第3条に規定する者）
1 週 間	3 点以内	(1) 本学の学生 (2) 本学の役員および本学の教職員 (3) 本学の名誉教授および旧教職員 (4) 本学の卒業生
在職期間	制限なし	研究費で購入した資料を当該教員が自己の研究室で利用する者

以上の制限期間および制限点数こえて帯出しようとするときは、図書館長の許可を得なければならない。

（貸出禁止資料）

第 6 条 次の各号に掲げる資料は、一般貸出しを行わないものとする。

- (1) 禁帯出ラベルのあるもの
- (2) 雑誌のうち最新のもの
- (3) 新聞（登録番号を付与していないもの。）
- (4) 電子的情報資料
- (5) 視聴覚資料（著作権承認を得ていないもの）
- (6) その他、特に図書館長が指定したもの

但し、第1号から第4号までに掲げる資料は、次に掲げる規定により貸出しを許可することがある。

貸出しは、閉館直前とし、返却は次の開館直後とする。

その貸出、返却の手続は、カウンターに持参して係員の指示を受ける。

（貴重図書・特殊図書）

第 7 条 貴重図書・特殊図書の利用については、別に定める。

(利用停止)

第 8 条 図書館利用者でこの規程に著しく違反した者には、資料の閲覧および貸出を、ある期間停止することがある。

2. 返却期限に遅れた場合は、延滞した日数だけ貸出し不可とする。

(弁償)

第 9 条 図書館の資料を紛失・汚損したときは、これを弁償しなければならない。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、大学協議会が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(13) 図書館複写規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学図書館（以下「図書館」という）の複写施設を利用して行う図書その他の図書館資料（以下「図書」という。）の複写について定める。

(使用目的)

第 2 条 複写施設の利用は、大阪観光大学図書館に登録された図書に限るものとし、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 図書館利用者が研究上必要とする場合
- (2) 図書館が図書の収集・保存、及び運用上必要とする場合
- (3) 他大学、その他の研究機関より、公文書をもって依頼があった場合
- (4) 前各号の他、図書館長が特別の理由があると認めた場合

(申込)

第 3 条 複写を依頼しようとする者は、所定の申込書に必要事項を記入して申し込むものとする。

(制 限)

第 4 条 複写により原形を損傷する恐れのある図書は、複写してはならない
2. 重要図書、特殊図書については、別に定める。

(著作権)

第 5 条 図書の複写によって生じる著作権法上の問題については、複写を行ったものが、その責任を負う。

(14) 貴重図書・特殊図書利用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学図書館所蔵の貴重図書・特殊図書の利用について定める。

(利用方法)

第 2 条 利用の方法は、閲覧・貸出・複写とし、次のとおり取扱うものとする。ただし、貴重図書のうちには、貸出および複写を認めないものがある。

学 内 者

閲覧	カウンターに申し出て、指定された場所で閲覧する。
貸出	他の資料と同じ扱い（学生 5 点以内…2 週間、教職員 10 点以内…1 ヶ月）
複写	資料の一部（2 分の 1 まで）を 1 人につき 1 部とする。 なお、複製・翻刻の場合は、図書館長の許可を必要とする。

学 外 者

閲覧	あらかじめ図書館長に閲覧許可を提出し、許可を得た場合、指定された場所で閲覧する。
貸出	館外貸出はしない。
複写	原資料所蔵者の許可があった場合のみ、学内者の規程を準用する。

(規程の改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、学長が定める。

(15) 学費納入規程

(目的)

第 1 条 大阪観光大学の学費納入に関しては、学則第 42 条～第 49 条に基づき、本規程の定めるところとする。

(学 費)

第 2 条 この規程による学費とは、授業料、施設設備費、維持費および教育充実費をいう。学費は学則別表 2 の所定の額とする。

(納入期限)

第 3 条 学費は所定の金額を次の期間内に納入するものとする。前期は 4 月 15 日まで、後期は 10 月 15 日までとする。

(学費納入猶予)

第 4 条 所定の期日までに学費の納入が困難な者は、学則第 48 条に基づき納入期限までに所定の延納願もしくは分納願を学長宛に提出し、許可を受けるものとする。

2. 延納の最終納付期限は原則として前期は 5 月 25 日まで、後期は 11 月 25 日までとする。
3. 延納による納付が困難な者は、分納により納付することができる。分納は 3 分割とし、第 1 回・第 2 回の納入額は学費総額の三分の一を超える額とする。分納の最終納付期限は原則として以下のとおりとする。

分割回数	取扱区分	前 期	後 期
第 1 回		4 月 15 日	10 月 15 日
第 2 回		5 月 25 日	11 月 25 日
第 3 回		6 月 25 日	12 月 25 日

5. 延納願もしくは分納願の受理期間は、前期は 4 月 15 日まで、後期は 10 月 15 日までとする。
6. 延納もしくは分納を許可された者は、所定の期日までに延納もしくは分納の金額を納入しなければならない。
7. 前各項の期限が窓口休業日にあたる場合、期限を翌取扱日とする。

(事務手数料)

第 5 条 納入期限に未納の場合はその事務手数料として 3,000 円を徴収する。なお、第 4 条 1 項の延納願又は分納願を申し出た場合、同額を徴収する。

(学費未納者)

第 6 条 学費未納者は、筆記試験による定期試験受験資格は認められない。
2. 学費の納入をせず除籍処分となった者の在学最終日は、学費完納学期末とする。

(督促手続)

第 7 条 学費を滞納した者に対する督促は次のとおりとする。
(1) 納入を怠った学生及び保証人（父母兄弟等）に対し、納入の督促をする。

なお、留学生については、保証人への通知はしない場合がある。

(2) 前項の督促は原則として次の期日までに文書によって行う。

第1回督促：前期分 4月下旬 後期分 10月下旬

第2回督促：前期分 5月下旬 後期分 11月下旬

なお、第2回目の督促は、除籍警告を含めた内容で行う。

除籍警告を受けた者は警告書の指定日までに未納分を納入する事

(3) 延納又は分納で納入を怠った場合の督促は次の期日までに文書によって行う。

分納第1回目 前項と同様とする。

分納第2回目及び延納 第1回督促：前期分 5月下旬 後期分 11月下旬

分納第3回目 第1回督促：前期分 6月下旬 後期分 12月下旬

なお、延納又は分納の第2回目、第3回目の場合、第1回目の督促は除籍警告を含めた内容で行う。

除籍警告を受けた者は警告書の指定日までに未納分を納入する事。

(除 籍)

第 8 条 前条の督促をしても、なお学費を納入しない場合は除籍とする。

2. 延納又は分納の納入期日を経過しても完納しない者は除籍とする。

3. 除籍は、当該学期内に完了することを原則とする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

2025年(令和7年)4月1日以降に施行する規程等の年表記については、西暦を先に表記し、和暦を括弧書きで併記するものとする。

附 則

この規程は、2025年(令和7年)4月1日から施行する。

(16) 学友会会則

(名 称)

第 1 条 本会は、大阪観光大学学友会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、学生生活の充実を図ることを目的とする。

(組 織)

第 3 条 本会は、大阪観光大学の全学生をもって組織する。

(総 会)

第 4 条 本会に総会を置く。

2. 総会は、本会の最高決議の場であり、総会の決議事項に基づき、本会は運営されるものとする。
3. 総会は次の事項を審議決定する。
 - (1) 前年度予算
 - (2) 今年度予算
 - (3) 執行委員、大学祭実行委員、クラブ同好会委員の承認
 - (4) 学友会会則の変更
 - (5) クラブ・同好会の新設・改廃
 - (6) その他提案事項

(執行委員会)

第 5 条 本会に執行委員会を置き、会長・副会長・書記・会計はにおいて選出し、学友会総会で審議・決定するものとする。

なお、執行委員会の組織構成員は原則、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以内
 - (3) 書記 2名以内
 - (4) 会計 2名
 - (5) 執行委員 若干名
2. 各執行委員の任務は、次のとおりとし、任期1年とする。
 - (1) 会長 本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長 会長を補佐し、会長が任務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記 委員会の書記事務を担当する。
 - (4) 会計 委員会の会計事務を担当する。
 - (5) 執行委員 執行委員会に関わる業務を担当する。
 3. 執行委員会は、本会の最高執行機関であり、総会の決議事項に基づき活動を行い、実務を執行する。
 4. 執行委員会の下に、大学祭実行委員会、及びクラブ・同好会委員会を置き、執行委員会は、その統括・指揮・監督を行う。

(大学祭実行委員会)

第 6 条 本会に大学祭実行委員会を置き、大学祭実行委員は実行委員会において選出し、学友会総会で審議・決定するものとする。

なお、大学祭実行委員会の組織構成員は原則、次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 書記 1名

- (4) 会計 2名
- (5) 実行委員 若干名
- 2. 各大学祭実行委員の任務は、次のとおりとし、任期1年とする。
 - (1) 委員長 大学祭実行委員会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記 委員会の書記事務を担当する。
 - (4) 会計 委員会の会計事務を担当する。
 - (5) 実行委員 大学祭実行委員会に関わる業務を担当する。
- 3. 大学祭実行委員会は、執行委員会の指揮・監督及び教職員の助言のもと、大学祭の企画・運営を行うものとする。また、学友会行事の運営補助をする。

(クラブ・同好会委員会)

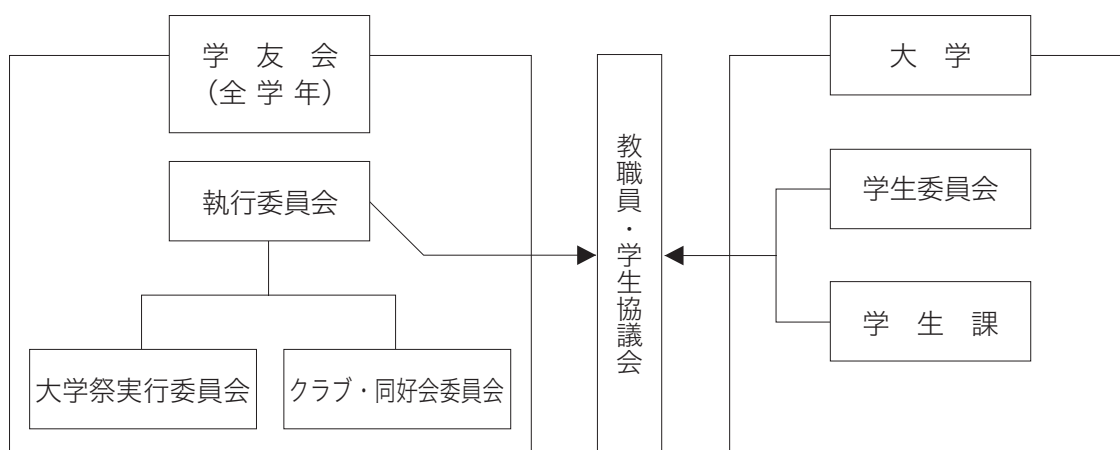
- 第 7 条** 本会にクラブ・同好会委員会を置き、その構成員は、各クラブ・同好会の部長、副部長、会計の3役からなる。クラブ・同好会委員会の委員長、副委員長、書記は、各クラブの3役から委員会において選出し、学友会総会で審議・決定するものとする。なお、クラブ同好会委員会の組織構成は原則次のとおりとする。
- (1) 委員長 1名 (各クラブの3役から選出)
 - (2) 副委員長 1名 (各クラブの3役から選出)
 - (3) 書記 1名 (各クラブの3役から選出)
 - (4) 委員 若干名
- 2. クラブ・同好会委員の任務は、次のとおりとし、任期1年とする。
 - (1) 委員長 クラブ・同好会委員会を代表し、委員会を総括する。
 - (2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長が任務を遂行できないときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記 委員会の書記事務を担当する。
 - 3. クラブ・同好会委員会は、執行委員会の指揮・監督及び教職員の助言のもと、クラブ・同好会の活性化を図り、大学祭等の学友会行事の実施、運営に協力する。

(教職員・学生協議会)

- 第 8 条** 本会の目的達成を円滑ならしめるため、教職員・学生協議会を置き、その組織は、次のとおりとする。
- (1) 本会執行委員会構成員
 - (2) 大学における担当機関の教職員
- 2. 協議会は学友会関連事項等に関し協議する。
 - 3. 協議会は必要に応じ、大学祭実行委員会、クラブ・同好会委員会を出席させることができる。

(学友会費)

- 第 9 条** 本会の年会費は、7,000円とする。
- 2. 会費の改定は、教職員の助言のもと、改定案を執行委員会で立案し、総会においてこれを審議し、了承のもとこれを改定するものとする。



附 則

本会則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 17 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本会則は、令和 3 年 8 月 4 日から施行する。

(17) 部室使用規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学（以下「本学」という。）の教育の一環である課外活動を許可されたクラブの部室使用について定める。

(資 格)

第 2 条 部室の使用および入室者の資格について次のとおり定める。

(1) 所定の手続きを終了し、学友会および本学の承認したクラブ（同好会についても使用を許可することがある。以下クラブとは、使用を許可された同好会も含めるものとする。）に対してその願出により本学の指定した部室についてその使用を認める。

ただし、当該年度のみとする。

(2) 本学教職員および学生以外の入室は禁ずる。ただし、本学の許可を得たものについては、この限りではない。

(管 理)

第 3 条 部室の施設・設備は、本学に属する。

2. 部室の管理は、使用責任者（各クラブの責任者）が行う。

使用責任者には、願出により当該年度に限り部室の鍵を貸与する。

3. 使用責任者は、防災、施錠、盗難予防に留意すること。

(使用期間および時間)

第 4 条 使用期間は、次に示す日以外の日とする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日
 - (4) その他本学の指定した日
2. 使用時間は、午前9時から午後6時までとする。
 3. 前1、2項の使用期間および時間について本学が必要と認めた場合は、使用を禁止することがある。また、同期間および時間以外について、使用を認めることがある。

(使用者の留意事項)

第 5 条 部室の使用に際して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 各部室の清掃は、各部において行い、備品・用具の整理整頓に努めること。
- (2) 各部室の設備・備品を部室外に持ち出さないこと。また、汚損、破損、紛失の内容に留意すること。
- (3) クラブ活動に直接関係のない私物を持ち込まないこと。
- (4) 発火物、ガソリン、石油等危険物を持ち込まないこと。
- (5) 不必要な掲示・落書きをしないこと。
- (6) 禁酒・禁煙を守ること。

(罰 則)

第 6 条 この規程に定める事項に違反したときは、部室の使用禁止、クラブの活動停止または、解散を命じることがある。

2. 部室の設備・備品について、汚損、破損、紛失の生じた場合は、現物賠償または、相当金額によって賠償しなければならない。

(学友会)

第 7 条 学友会室の使用については、学生課の指示する事項のほか、この規程を準用する。

(18) 施設等使用・貸出規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学（以下「本学」という。）の施設及び備品（以下「施設等」という。）の使用・貸出に際し必要な事項を定める。

(施設の範囲)

第 2 条 本学が使用を認める施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 教室施設等
- (2) 体育施設
- (3) その他、本学が特に許可した施設

(備品の範囲)

- 第 3 条** 本学が使用を認める備品は、前条各号施設に備え付けられたものをいう。
2. 備品は学内での使用を原則とするが、貸出を許可することがある。
 3. この規程において、貸出とは、本学の備品を学外に持ち出して使用することをいう。

(管理者)

- 第 4 条** 施設等の使用・貸出管理の責任者は学長とし、日常の使用・貸出管理に関する事務は事務局長の指示により大学事務局が行う。

(使用目的)

- 第 5 条** 施設等は本学の正課授業及び公式行事、並びに本学教職員の諸活動及び本学学生の課外活動に使用することを原則とし、正課授業及び公式行事の使用を優先する。
2. 本学は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる使用目的に対し、本学が可能と認めたときは、施設等の使用・貸出を許可することができる。
 - (1) 本学教職員又は教職員・学生が所属する団体等が主催する行事又は大会
 - (2) 大学近隣の住民団体、小中高生等が所属する団体が関係する行事又は大会
 - (3) 官公庁又は公共団体等が主催する各種国家試験又は資格試験
 - (4) 学術団体等が主催する学会等
 - (5) その他、本学が認めたもの

(使用の制限)

- 第 6 条** 本学が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は本学の任意の判断により、本学施設等の使用・貸出を拒否することができる。
- (1) 政治的活動又は宗教的活動のための利用と認めるとき
 - (2) 営利を目的とし、又は入場料その他これに類する料金を徴収するとき
 - (3) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある利用と認めるとき
 - (4) 施設等を損傷又は汚損する恐れがあると認めるとき
 - (5) その他、本学が不適當と認めるとき

(使用時間帯)

- 第 7 条** 施設等の使用時間帯は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、本学が認めた場合は、この限りではない。

(遵守事項)

- 第 8 条** 本学の施設等の使用・貸出を許可された者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用・貸出を許可された目的以外に使用しないこと
 - (2) 使用・貸出を許可された施設等を他の者に転貸しないこと
 - (3) 使用後の清掃及び整理整頓は、使用者が責任をもって行うこと
 - (4) 施設の備品及び用具を許可なく移動しないこと
 - (5) 施設等を破損又は紛失した場合は、速やかに弁償又は修復すること
 - (6) 学内では飲酒及び喫煙をしないこと

- (7) 危険物等の物品を持ち込まないこと
- (8) 本学の指示に従うこと

(使用・貸出手続)

- 第 9 条** 本学の学生が施設等の使用・貸出を希望するときの手續については別途定める。
- 2. 本学の教職員または学外者が施設等の使用・貸出を希望するときは、原則として使用予定日の 14 日前までに所定の申請書を管理課に提出し、本学の許可を受けなければならない。
 - 3. 前項における学外者とは、次の各号に掲げる者以外のものをいう。
 - (1) 本学の学生
 - (2) 本学の教職員
 - (3) 本学の諸事業の推進を担う組織または団体
 - 4. 本学は、第 2 項の許可にあたって条件を付けることができる。
 - 5. 備品の学外持出使用、すなわち貸出の希望があった場合、貸出を許可する期間は、原則として 3 日以内とするが、本学の許可により期間の延長を認めることがある。

(使用料の徴収・減免)

- 第 10 条** 本学は施設等の使用・貸出に対し、使用団体及び使用者から所定の使用料（別表）を徴収する。
- 2. 使用料は、使用予定日の 14 日前までに納入しなければならない。
 - 3. 一旦振込まれた利用料金は、原則返金しない。
 - 4. 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額又は免除することができる。
 - (1) 本学学生、教職員、同窓会、後援会等本学関係者又はそれらが所属する団体等が主催する行事又は大会
 - (2) 本学が所属する大学関連団体又は本学教職員が所属する学術団体等が主催する行事又は学会
 - (3) その他地域貢献に資するなど、本学が適当と認めたもの
 - 5. その他、施設等の使用・貸出において、必要な費用が発生した場合は、使用者（借受者）の負担とする。

(使用・貸出許可の取消し及び変更)

- 第 11 条** 本学は、使用者が次の各号のいずれかに該当する、又はその恐れがある場合は、使用・貸出許可の取消し、又は使用日時若しくは使用場所を変更して使用・貸出を許可することができる。
- (1) 本学の授業、行事又は特別な事情により本学がこれを使用する必要性が生じたとき
 - (2) 偽りその他不正な手段により使用・貸出許可を得たことが判明したとき
 - (3) 第 6 条の事項に該当すると認めたとき
 - (4) 第 8 条に掲げる事項を遵守しないとき
 - (5) 管理運営上不適当と認めたとき
2. 前項の取消し又は変更により使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責任を負わない。

(使用者からの変更・キャンセル)

第 12 条 使用者は、やむを得ない事情により使用日時を変更又は取止めようとする場合は、使用・貸出日の前日までに届け出て、その許可を受けなければならない。

(使用中の責任)

第 13 条 本学の施設等を使用中、又は本学構内に滞在する間における盗難・紛失、事故又は傷害に関して、本学は一切その責任を負わないものとする。

(管理運営)

第 14 条 この規程に係る事務及びその管理運営は、事務局長の指示の下、管理課が行う。

(規程の改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大阪観光大学施設貸出内規（令和 3 年 11 月 17 日制定）、大阪観光大学体育館使用規程（平成 27 年 4 月 1 日改正）及び大阪観光大学グラウンド使用規程（平成 27 年 4 月 1 日改正）は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規程は、名称を大阪観光大学施設貸出規程から大阪観光大学施設等使用・貸出規程に改め、令和 6 年 9 月 25 日から施行する。

(別表)

施設使用料金表

(税込)

棟名等	室名等	料金 (4時間未満)	料金 (4時間以上)
1 号館	ホール	33,000 円	66,000 円
3 号館	311 教室	17,000 円	33,000 円
5 号館	大講義室	22,000 円	44,000 円
3・4・5 号館	上記以外の教室・施設	11,000 円	22,000 円
6 号館	体育館	33,000 円	66,000 円
熊取グラウンド	前庭	7,000 円	14,000 円
日根野グラウンド	硬式野球部練習場	7,000 円	14,000 円

第 5 条 2 項 (3) の場合は上記に換えて、受験生一人当たり 650 円を徴収する。

※第 9 条 2 項の所定様式は別紙参照

(19) プロベーション規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、大阪観光大学学則第 37 条に基づくプロベーションについて定める。

(プロベーションの対象者)

第 2 条 プロベーションの対象となる者は、次の通りである。

- (1) 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者で、停学、訓告の懲戒処分を受けた者
- (2) 本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者で、学生委員会においてプロベーションによる指導が必要と認められた者
- (3) 試験における不正行為が発覚し、教授会においてプロベーションによる指導が必要と認められた者
- (4) 考慮すべき特段の事情や理由が無い限り 1 学期間の修得単位が 6 単位未満の者
- (5) その他、学部長が判断し、プロベーションによる指導が妥当であると教授会が認めた者

(プロベーションの期間)

第 3 条 プロベーション期間の決定については、次の通りとする。

- (1) 前条 (1)、(3) 及び (5) については、教授会の議を経て学長が決定する。
- (2) 前条 (2) については、学生委員会の議を経て学長が決定する。
- (3) 前条 (4) については、当該学期の成績が確定した翌日から、次の学期の終了時までとする。

(プロベーションの通知)

第 4 条 プロベーションの対象となった者については、原則として本人及びその保護者に対して通知を行う。

(プロベーションの解除)

第 5 条 プロベーションの解除は、原則その決定の際に対象者に通知された期間満了日を以て行う。

(成績不良者に対するプロベーション指導)

第 6 条 本規程第 2 条 (4) によるプロベーションが 4 学期連続し、かつ当該プロベーション期間中の累積 GPA の数値が 1.0 を下回った者に対しては、学長より「退学勧告通知」を本人及びその保護者へ発送する。

2. 退学勧告直後の学期においても第 2 条 (4) によるプロベーションの対象となった者は、退学処分となることがある。
3. 教授会および大学協議会の議を経た上で、学長は「退学勧告」を取り消すことができる。

(プロベーション期間中の違反行為)

第 7 条 プロベーションの対象となっている期間に、試験における不正行為によって訓告以上の懲戒処分を受けた者、あるいは本学の規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び大学協議会の決定に基づき、停学以上の懲戒処分の対象となる。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

学部	職名	氏名	メールアドレス	研究室	内線番号
	学長・特命教授	山田 良治	y-yamada@tourism.ac.jp	559	563
	副学長・教授	小原 一博	k-ohara@tourism.ac.jp	151/558	250/550

学部	職名	氏名	メールアドレス	研究室	内線番号
観 光 学 部	学部長・教授	小原 一博	k-ohara@tourism.ac.jp	151/558	250/550
	教授	白神 昌也	m-shirakami@tourism.ac.jp	562E	571
	教授	坪根 由香里	y-tsubone@tourism.ac.jp	565W	577
	教授	森田 吉彦	y-morita@tourism.ac.jp	163/564W	262/578
	教授	谷口 裕久	y-taniguchi@tourism.ac.jp	161/562W	260/580
	教授	身玉山 宗三郎	s-mitamayama@tourism.ac.jp	554E	554
	教授	湯浅 千映子	c-yuasa@tourism.ac.jp	164/572W	263/593
	教授	佐久間 留理子	r-sakuma@tourism.ac.jp	555E	555
	教授	金 世徳	s-kim@tourism.ac.jp	564E	573
	教授	小槻 文洋	f-otsuki@tourism.ac.jp	561E	570
	教授	宮原 道子	m-miyahara@tourism.ac.jp	575W	590
	教授	細川 比呂志	h-hosokawa@tourism.ac.jp	555W	558
	教授	太田 均	h-oota@tourism.ac.jp	552W	561
	特任教授	小野田 金司	k-onoda@tourism.ac.jp	551E	551
	特任教授	橋本 行史	k-hashimoto@tourism.ac.jp	552E	552
	特任教授	安本 幸博	y-yasumoto@tourism.ac.jp	556E	556
	准教授	竹田 茉耶	m-takeda@tourism.ac.jp	561W	581
	准教授	尤 驍	s-yuu@tourism.ac.jp	554W	559
	准教授	山本 剛	t-yamamoto@tourism.ac.jp	557E	557
	講師	辻 卓也	t-tsuji@tourism.ac.jp	566E	575
講師	河村 悟郎	g-kawamura@tourism.ac.jp	571W	594	
講師	速水 聡子	s-hayami@tourism.ac.jp	563W	579	
講師	富手 貴子	t-tomite@tourism.ac.jp	567E	576	
講師	斉藤 穂高	h-saito@tourism.ac.jp	565E	574	

学部	職名	氏名	メールアドレス	研究室	内線番号
国際 交流 学部	学部長・教授	小森 三恵	m-komori@tourism.ac.jp	153/569	252/583
	講師	大又 巧也	a-ohmata@tourism.ac.jp	183/574W	282/591

